

松江市 中心市街地活性化基本計画

平成20年7月

平成20年	7月	9日	認定
平成21年	3月	27日	変更
平成21年	8月	7日	変更
平成22年	3月	23日	変更
平成22年	11月	12日	変更
平成23年	2月	16日	変更
平成23年	3月	31日	変更
平成23年	7月	7日	変更
平成24年	3月	29日	変更

松江市

－ 目 次 －

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 松江市の概要	1
[2] 中心市街地の概要	2
[3] 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の検討	3
[4] 中心市街地の現状分析と活性化に向けた課題	4
[5] 中心市街地を活性化する上での課題	27
[6] 松江市中心市街地活性化基本方針	29
2. 中心市街地の位置及び区域	31
[1] 位置	31
[2] 区域	32
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	34
3. 中心市街地の活性化の目標	39
[1] 松江市中心市街地活性化の目標	39
[2] 計画期間	39
[3] 数値目標指標の設定の考え方	40
[4] 具体的な目標数値	40
[5] フォローアップの考え方	53
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	54
[1] 市街地の整備改善の必要性	54
[2] 具体的事業の内容	55
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	69
[1] 都市福利施設を整備の必要性	69
[2] 具体的事業の内容	70
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	72
[1] まちなか居住の推進の必要性	72
[2] 具体的事業の内容	73
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	79
[1] 商業の活性化の必要性	79
[2] 具体的事業等の内容	80

8.	4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	-	98
	[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	-----	98
	[2]具体的事業の内容	-----	99
9.	4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	-	102
	[1]市町村の推進体制の整備等	-----	102
	[2]中心市街地活性化協議会に関する事項	-----	105
	[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	-----	107
10.	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	-	110
	[1]都市機能の集積の促進の考え方	-----	110
	[2]都市計画手法の活用	-----	110
	[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	-----	110
	[4]都市機能の集積のための事業等	-----	113
11.	その他中心市街地の活性化のために必要な事項	-----	114
	[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	-----	114
	[2]都市計画との調和等	-----	115
	[3]その他の事項	-----	115
12.	認定基準に適合していることの説明	-----	116

- 基本計画の名称 : 松江市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体 : 島根県 松江市
- 計画期間 : 平成20年7月 ~ 平成25年3月(4年9月)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 松江市の概要

松江市は、山陰地方のほぼ中央、島根県東部に位置し、東に中海・西に宍道湖を抱いて南北に広がり、北は日本海に臨んでいる。

このうち、宍道湖と中海を結ぶ大橋川周辺が平地、北には枕木山をはじめ島根半島の山々が、南には中国山地に続く丘にはさまれている。市街地は、沖積平野にあり、大橋川をはさんで南北に広がり、周囲は小丘陵に囲まれ自然環境に恵まれた地となっている。

松江市が位置する出雲地方は神話の時代から続く国内有数の歴史を有しており、その中心地であったのが本市である。市内には縁結びで知られる「八岐大蛇」神話や、出雲国風土記に記される神社・旧跡が数多くあり、現在も市民の厚い信仰の対象となっている。

現在の本市市街地は、1607年堀尾吉晴公により「城下町松江」のまちづくりが始まり、5年の歳月をかけ、1611年に松江城と城下町が完成し、堀尾氏3代、京極氏1代、松平氏10代と続き、城下町として栄えてきた。

特に、松平家7代藩主治郷(不昧公)のもとでさかんになった茶の湯の文化は、現在も広く市民の生活の中に息づいている。以来400年、松平不昧公が「お茶とお菓子」を基盤にした文化を築き、廃藩置県後に松江城は解体の危機に直面したものの、市民によって守られた。これらの歴史・文化的背景から、昭和26年3月に松江市国際文化観光都市建設法が公布され、本市は「国際文化観光都市」として、各種まちづくりを進めてきている。

このように、本市は美しい自然や、伝統・文化・街並みなどの古い事物を残した穏やかな市民性を特徴とする都市であり、街のいたるところに知的な刺激を与える物語や伝承、由緒が残っている。

水辺景観としては、ラムサール条約にも登録されている宍道湖の景観が中心市街地に潤いを与え、特に、有名なのが宍道湖の夕景と朝のしじみ漁の風景である。

また、松江城天守閣からは南側に宍道湖と嫁ヶ島などの良好な眺望景観が見られ、本市にとって重要な景観の一つとなっている。

さらに、本市の特徴の一つとして、活発な公民館活動があげられる。公民館区単位できめ細かな活動がなされており、本市のまちづくりを行う上でも重要な活動の基盤となっている。

なお、本市は、平成17年3月31日に、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町の1市6町1村が合併し、新松江市となった。

[2] 中心市街地の概要

本市の中心市街地は、その大部分が400年前から城下町として栄えてきた地域と、交通結節点であるJR松江駅及び一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅周辺である。

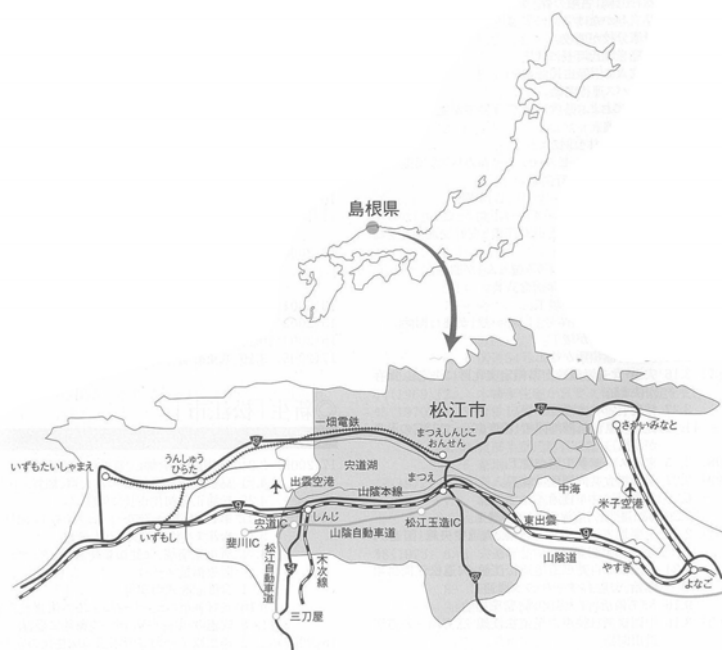
また、中心市街地は、地盤が低いいため幾度と無く水害に見舞われ大きな被害を受けている。現在、その水害から市街地を守るため、中心市街地の中央を流れる大橋川で、水害に強い安全で安心なまちづくりと、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりを共に実現することを目指した改修事業が計画されている。

JR松江駅は、明治41年11月に米子～松江間鉄道開通に伴い開業し、昭和52年に高架化された後、平成12年6月に松江駅北口広場が再整備され、地下駐車場なども新しく整備された。

松江しんじ湖温泉は、本市が昭和39年に宍道湖北岸を埋め立てて造成した千鳥町に立ち並ぶ温泉街で、昭和46年に湧出した温泉である。温泉が湧出した昭和46年から平成13年までは、松江温泉という名称であったが、平成13年11月に「松江しんじ湖温泉」に改名した。

なお、一畑電鉄「松江しんじ湖温泉」駅は、昭和3年に一畑口～松江(現松江しんじ湖温泉)間の一畑電鉄開通に伴い開業し、本市西側の玄関口として現在に至っている。

これまでの主な中心市街地の活性化対策としては、歩行空間の整備、市街地再開発、松江赤十字病院の現地建替への支援、カラコロ広場の整備、カラコロ工場の設置、こだわり市場の設置などの事業を実施している。



[3] 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の検討

(1) 歴史的・文化的資源

松江市中心市街地は、1607年堀尾吉晴公により「城下町松江」のまちづくりが始まり、5年の歳月をかけ、1611年に完成した松江城の城下町である。その後、松江藩主は、堀尾氏3代、京極氏1代、松平氏10代と続いた。現在でも、当時のたたずまいを残す武家屋敷などが、伝統美観保存区域として保全されており、年間多くの観光客が訪れている。

震災にあっていないため、伝統美観保存区域以外においても、江戸時代からの街並みや道路の骨格などが随所に残っている。特に、松平家7代藩主松平治郷（不昧公）は、茶道を極め、今日に至る茶の湯の文化を愛する市民性に大きな影響を与え、茶の湯の文化とともに、もてなしの心などが大切にされてきた。市内には武家屋敷内の茶室や、町屋に隠れ茶室などが残っている。

また、明治時代には、文豪ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）が松江城近くの武家屋敷に滞在し、松江の風情や伝統に強く惹かれ、その文筆で松江を広く世界に紹介している。そのため、中心市街地には小泉八雲ゆかりの地が多く残されている。小泉八雲の来日後の処女作「知られざる日本の面影」（1894年刊）について、「これほど完全な旅行ガイドブックをもった地方は世界に稀であろう」と小泉八雲の最も精緻な書誌を作ったアメリカの学者パーキンズ氏が語っている。この「地方」とは松江のことである。「知られざる日本の面影」は、明治の松江の民俗世界が生き生きと抽出され、今日まで読み継がれており、実際に訪れた読者がさらに感動する場面もよく見受けられる。

これらの歴史的資産や文化的資産は、市民にとってかけがえのないものであり、中心市街地の活性化を図る上で最大限に活用することが重要である。

(2) 景観資源

本市の中心市街地は、城下町としての街並みの景観、水の都としての水辺の景観など多くの資源が残っている。松江城を中心とする地域については、城下町の面影や歴史的風情を残す街並みや堀川、堀川沿いにある樹木などの水辺景観が残っている。

歴史的建物が軒を連ねる街並みは、生活と密着する中で形成された景観で、人びとの日々の生活や、良好な街並み景観の保全に対する意識により継承されてきたもので、生活の中に文化が色濃く残る松江らしさのひとつでもある。

堀川を一周する堀川めぐりは、年間30万人以上の乗船数で松江の中心的な観光資源となっている。

(3) 社会資本や産業資源等

公共施設は、市役所、県庁等の行政機関、県立図書館、武道館、県民会館、物産観光館、県立美術館、松江赤十字病院、福祉センター、松江テルサ、松江オープンソースラボなどが中心市街地に立地している。

中心市街地への公共交通は、JR・バス・一畑電鉄（私鉄）などがある。

[4] 中心市街地の現状分析と活性化に向けた課題

(1) 中心市街地の現状分析

1) 人口動態に関する状況

本市の人口はほぼ横ばい傾向を示しているが、中心市街地の人口は平成2年度の約80%となり、市全体と比べて大きく人口が減少し、平成2年度以降の国勢調査時点ごとに約7%の減少傾向が続いている。

市全体と中心市街地の高齢者割合は、増加傾向であるが、市全体に比べ中心市街地の方が高齢者割合が高い。平成7年と平成17年を比較すると、10年間で市全体では、5.3%の増であるが、中心市街地では、5.9%増と市全体に比べ高齢化が進んでいる。

表1 松江市全体と中心市街地の人口及び高齢者割合の推移

	市全体				中心市街地			
	人口(人)	高齢者(人)	高齢者割合(%)	平成2年度を基準(100)とした人口推移	人口(人)	高齢者(人)	高齢者割合(%)	平成2年度を基準(100)とした人口推移
平成2年度	191,850	27,177	14.2%	100.0%	19,344	-	-	100.0%
平成7年度	195,353	33,206	17.0%	101.8%	17,932	4,252	23.7%	92.7%
平成12年度	199,289	39,263	19.7%	103.9%	16,563	4,469	27.0%	85.6%
平成17年度	196,603	43,849	22.3%	102.5%	15,381	4,551	29.6%	79.5%

(資料：国勢調査)

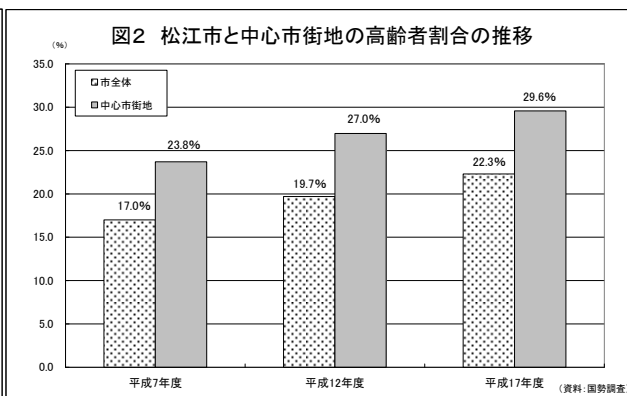
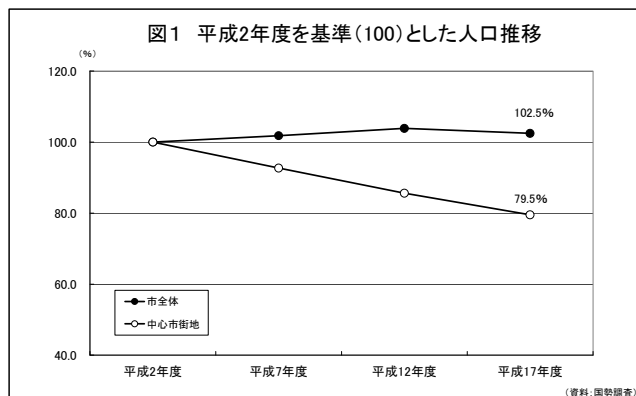
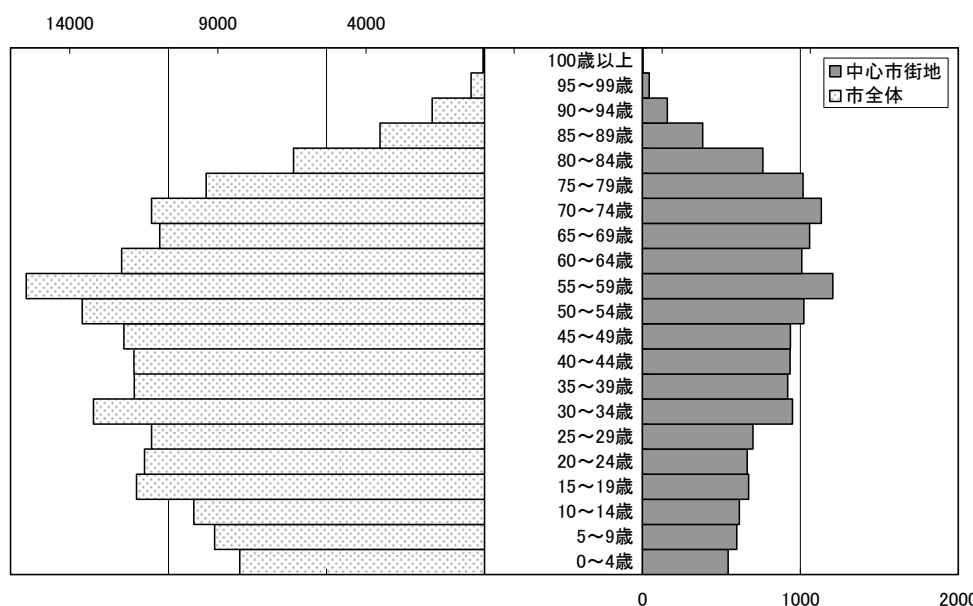


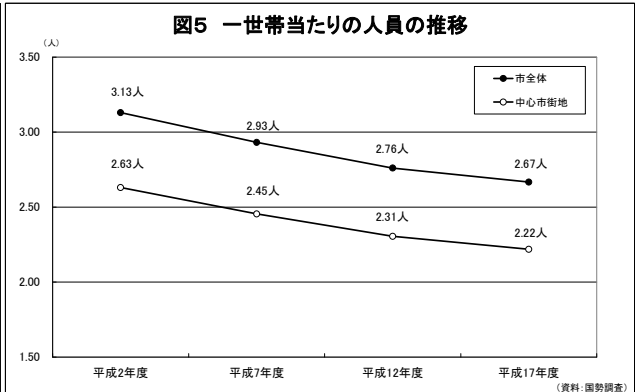
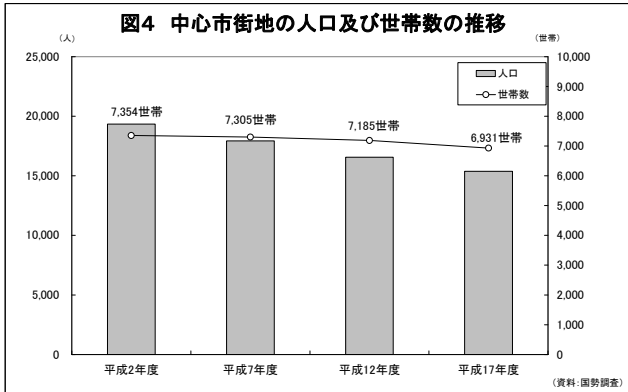
図3 市全体と中心市街地の年齢階級別人口



全市での15歳未満の人口は、27,182人、65歳以上の人口は、43,849人で、65歳以上の人口が15歳未満の人口の約1.6倍である。

中心市街地では、15歳未満の人口が、1,752人、65歳以上の人口は、4,551人で、65歳以上の人口が15歳未満の人口の約2.6倍であり、中心市街地での少子高齢化が進んでいる。

中心市街地の世帯数は、人口減少と共に世帯数も減少している。平成17年度の一世帯当たりの人員は、平成2年度以降、市全体同様減少傾向を示しているが、市全体の2.67人に比べ中心市街地は2.22人と一世帯当たりの人員が少ない。このことは図3と併せて推測すると、高齢者の割合が高いため、单身を含めた高齢者世帯が増加していることが予想できる。



2) 土地利用に関する状況

本市全体の面積は約530km²であり、中心市街地(約4km²)は、その約0.8%に過ぎない。中心市街地全域で、平成17年の駐車場は、昭和63年の約1.5倍、商業地の地価は、平成18年は、平成8年の約3分の1、土地に係る固定資産税額は、平成18年は、平成12年の約87%となっている。

人口減少、商業の停滞等により低未利用地の増大、地価の下落、土地に係る課税額の減少等が生じており、今後中心市街地の低未利用地の有効活用が重要となっている。

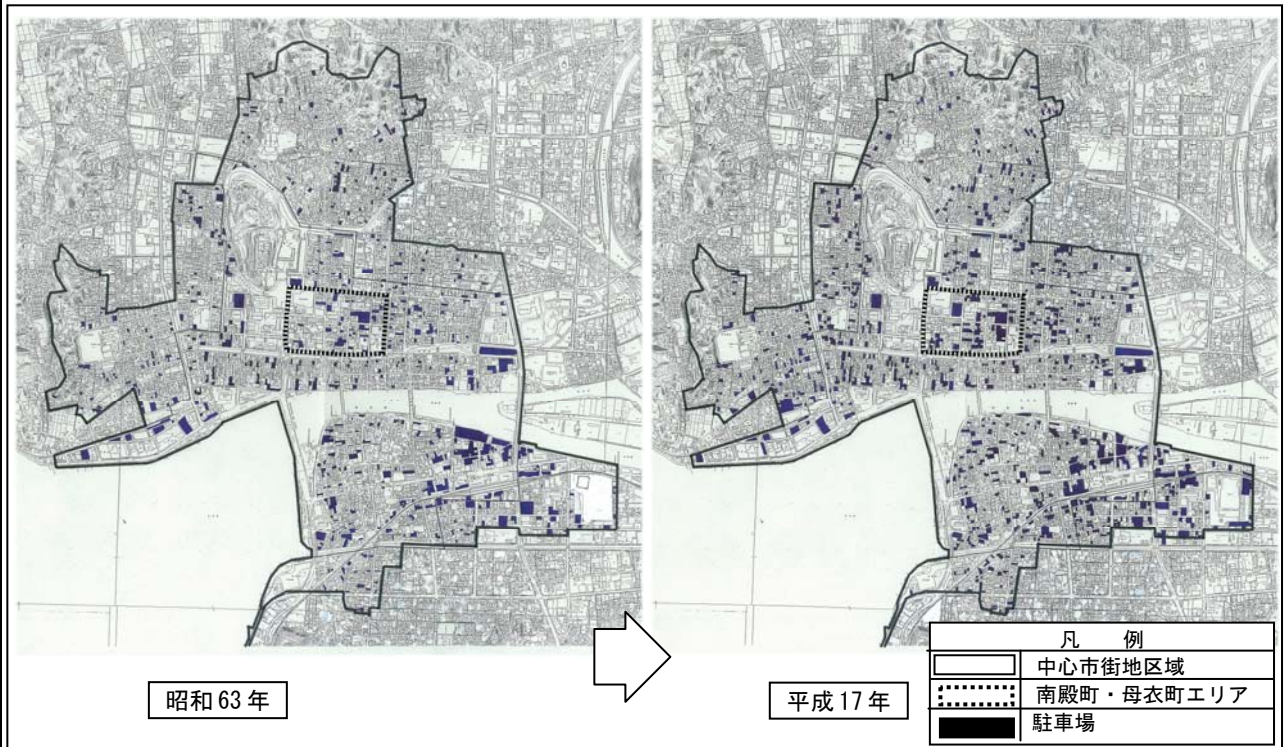
○低未利用地の増大

図6 南殿町・母衣町エリアの低未利用地の分布図



(資料:松江市調査)

図7 中心市街地内における駐車場の分布



(資料:松江市調査)

中心市街地内では、利用されなくなった古い家屋、店舗などが駐車場になる傾向が高く、居住人口の減少ばかりでなく、低未利用地の増加が問題となってきている。

中心市街地でも、特に南殿町・母衣エリアについては、一畑百貨店の移転以後急速に賑わいが低下してきている。

当エリアは、約20年前は、一畑百貨店の新館新築、旧館増床改築が行われていた時期であり、当時と比較すると、空き家・空き店舗及び駐車場の面積は1.8haから4.1haの約2.3倍に増加している。

その駐車場の多くは、商店と商店の間のスペースに増加し、月極駐車場となっている。商店数が同じ場合、高密度に集積し連続している商店街に比べ店が点在し、商店街の形態をなさない通りは魅力が低下し、また月極では商店街の駐車場問題の解決にいたっていない。

人口の減少、高齢化、商業の停滞とあいまって低未利用地の増大が顕著になり、平成10年に百貨店が撤退して以来、急速な賑わい低下の様子を表している。

なお、中心市街地全域における駐車場の分布をみると、図7のとおり約20年前の約1.5倍(17.9haから27.6haに増加)に増加している。

○地価の下落

本市においても、他の地方都市と同様に地価の下落が続いている。市内の公示地価のうち中心市街地内の代表的な6つの調査地点のうち、特に JR 松江駅前地区の商業地（朝日町①）は、平成8年の900千円/㎡が、平成18年には、303千円/㎡と下落が顕著である。

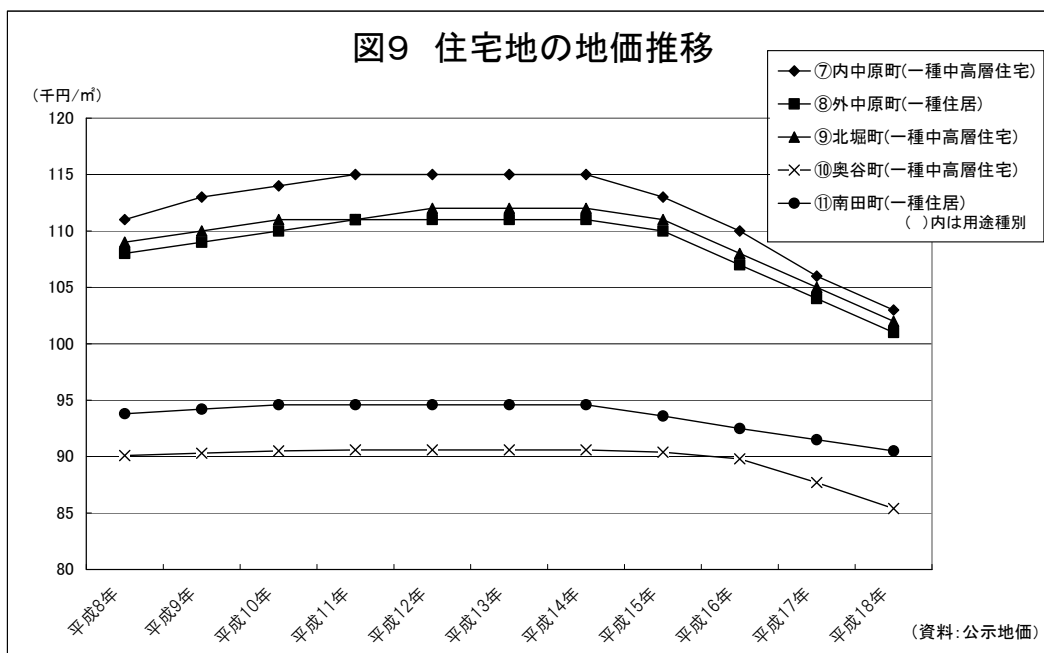
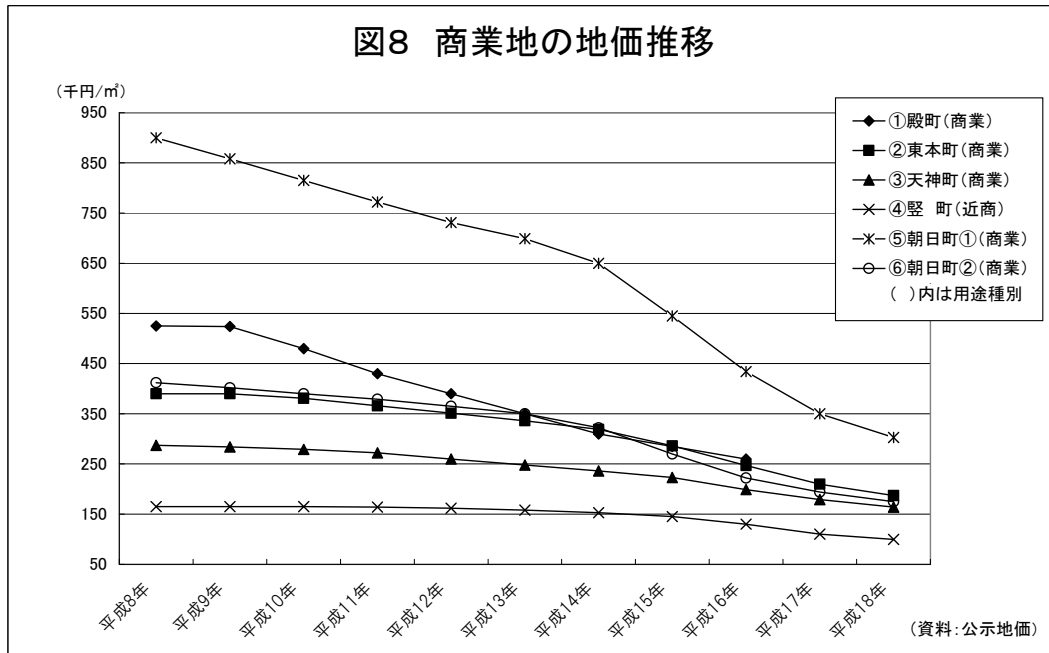
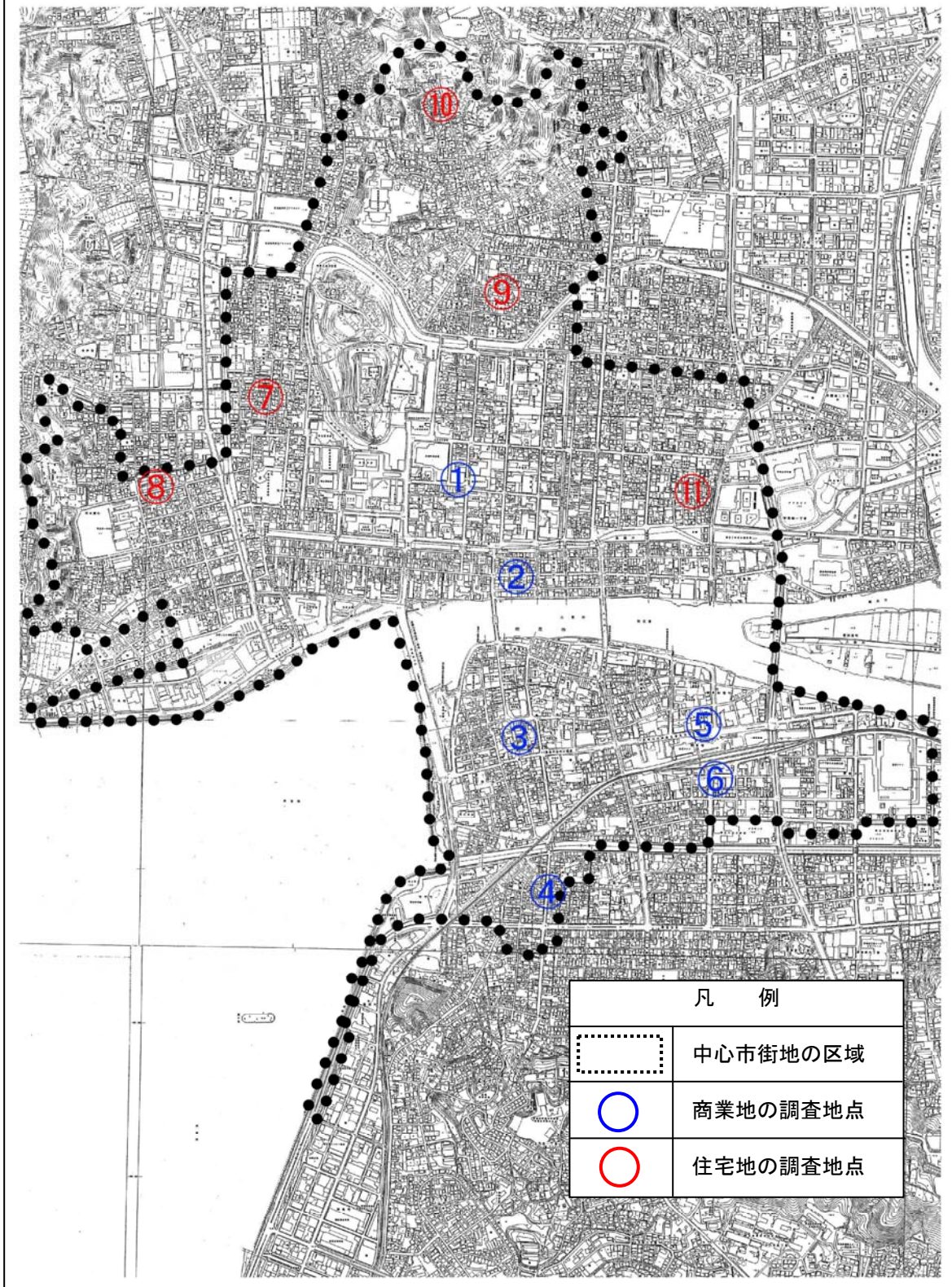


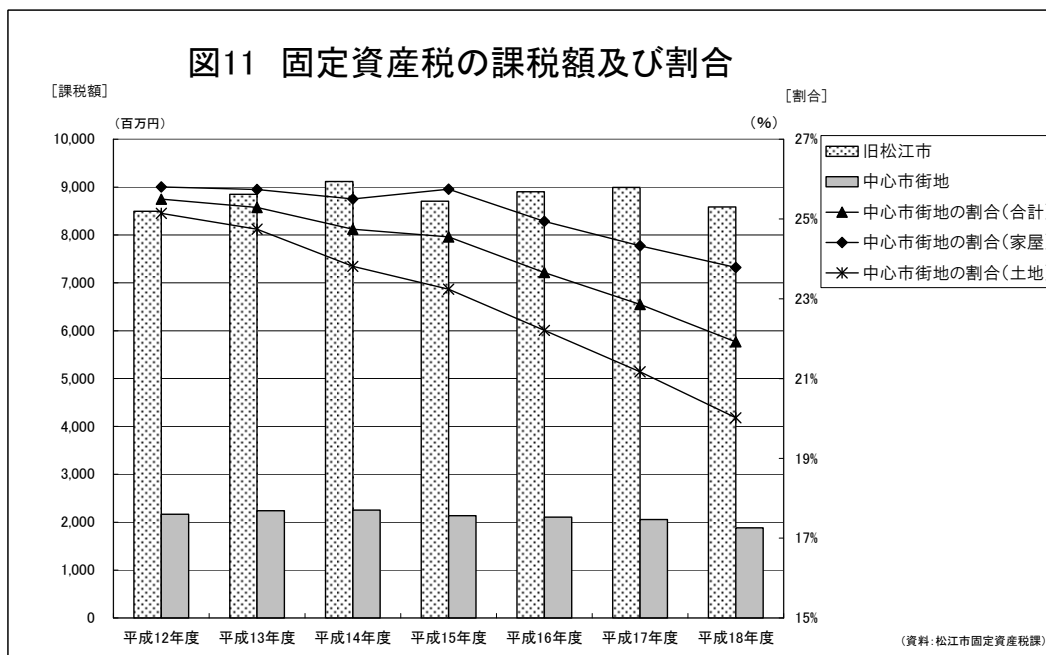
図10 中心市街地の主な公示地価調査地点



○中心市街地に係る課税の状況

中心市街地に係る課税割合は年々減少している。とりわけ、土地に係る課税額の割合が急激に減少している。中心市街地の旧松江市に占める土地にかかる課税割合は、平成12年が25.1%で、平成18年が20.0%と、5.1ポイントの減少であり、家屋の減少幅（家屋は、2.0ポイントの減少）に比べ大幅に減少している。

その一方、中心市街地での平成 18 年の固定資産税課税額は全市の約 18%を占め、中心市街地の土地利用が重要となっている。



3) 商業、賑わいに関する状況

中心市街地の小売事業所数は、平成 9 年の 85%に減少し、市全体に対する中心市街地の事業所数の割合をみると、平成 9 年の 24%から 22%に低下している。

中心市街地の小売年間商品販売額は、平成 9 年の 81%に減少し市全体に対する中心市街地の年間商品販売額の割合をみると、平成 9 年の 23%から 20%に低下している。

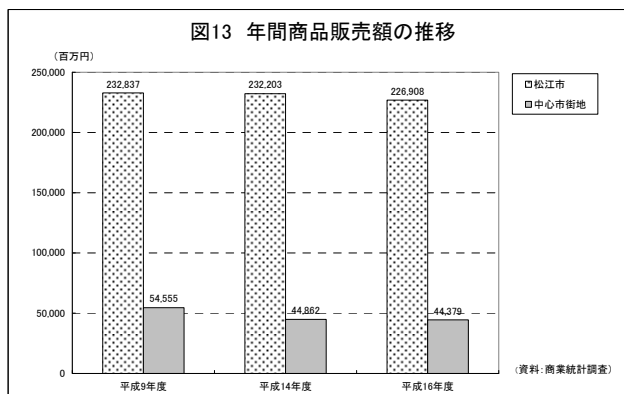
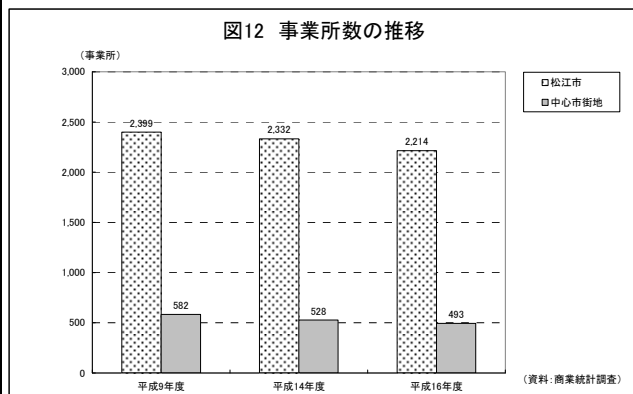


図14 従業者数の推移

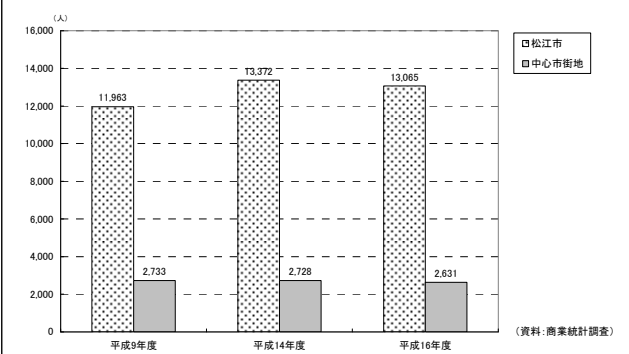
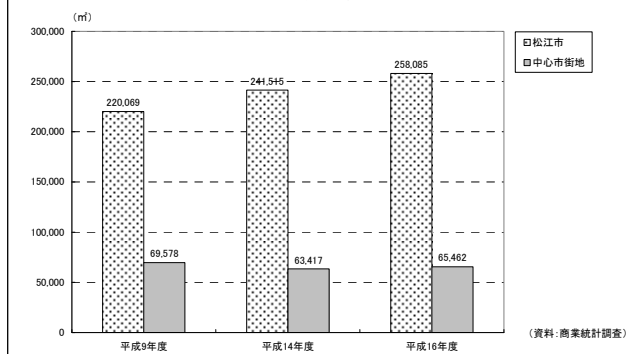


図15 売場面積の推移



平成9年から平成16年にかけて従業者数は市全体では、増加しているが中心市街地では、減少している。このことより、中心市街地外に店舗が出店し、逆に中心市街地から店舗が減少していることがわかる。

これらのことから、中心市街地における集積の度合いが弱まり、商業の衰退が危惧される。

また、事業所数の推移は、平成8年から平成13年にかけて市全体では、2.6%の減少に対し、中心市街地では8.9%の減少である。また、市全体に対する中心市街地の事業所数の割合は、32%から30%に低下している。

同様に従業者数の推移をみると、市全体では、0.2%の増に対し、中心市街地では、3.8%の減になっている。また、市全体に対する中心市街地の従業者数の割合も事業所数の割合と同様に、32%から30%に低下している。

これらのことより、中心市街地への集積が低下し、中心市街地での働き場が減少してきている。

図16 事業所数の推移

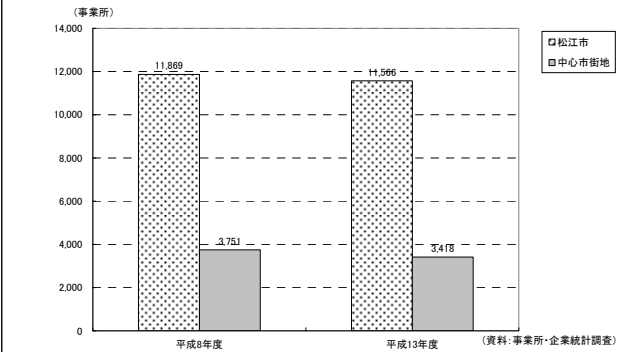
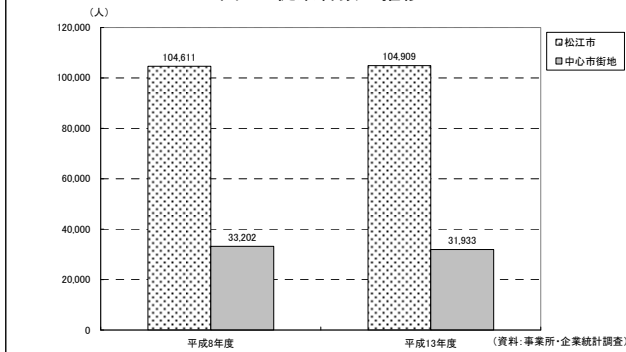


図17 従業者数の推移



4) 観光に関する状況

表2 松江市全体の観光入り込み客数の推移表

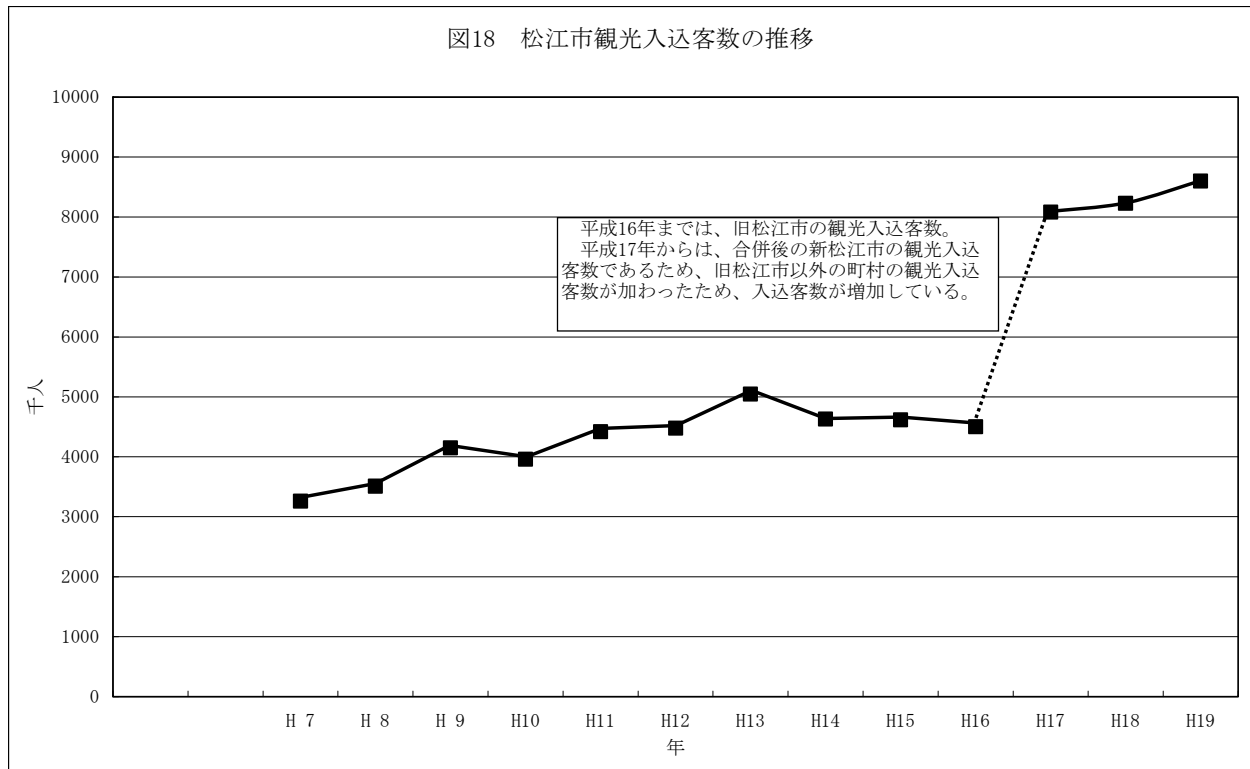
(入り込み客数:千人、構成比:%)

年	入込客数	対前年比 (%)	県内・県外別内訳				宿泊・日帰り別内訳			
			県内		県外		宿泊		日帰り	
			入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比
H 7	3,260	89.0	978	30.0	2,282	70.0	717	22.0	2,543	78.0
H 8	3,510	107.7	1,053	30.0	2,457	70.0	772	22.0	2,738	78.0
H 9	4,150	118.2	1,245	30.0	2,905	70.0	913	22.0	3,237	78.0
H10	3,960	95.4	1,188	30.0	2,772	70.0	886	22.4	3,074	77.6
H11	4,418	111.6	1,325	30.0	3,093	70.0	931	21.1	3,487	78.9
H12	4,478	101.4	1,343	30.0	3,135	70.0	911	20.3	3,567	79.7
H13	5,046	112.7	1,514	30.0	3,532	70.0	978	20.9	4,068	79.1
H14	4,629	91.7	1,389	30.0	3,240	70.0	929	20.1	3,700	79.9
H15	4,616	99.7	1,385	30.0	3,231	70.0	923	20.0	3,693	80.0
H16	4,501	97.5	1,350	30.0	3,151	70.0	900	20.0	3,601	80.0
H17	8,080	—	—	—	—	—	1,859	—	—	—
H18	8,228	101.8	—	—	—	—	1,864	—	—	—
H19	8,599	104.5	—	—	—	—	1,959	—	—	—

※平成17年からは合併後の数値。平成16年の数値は、合併前の旧松江市の数値である。

(資料:松江市調査)

図18 松江市観光入込客数の推移



(資料:松江市調査)

本市では、毎年(暦年)観光動態調査を実施しているが、平成17年3月に合併しているため、平成17年の数値から合併後の新松江市の数値であり、それ以前の数値は、旧松江市の観光動態調査の結果である。

合併後の数値が2年分のデータしかないが、過去のデータから、長期的に見れば、本市の観光入込客数は、増加傾向にあるといえる。

しかしながら、中心市街地内にある主な観光施設の利用状況は、横ばいであるが、平成15年度より実施している松江水燈路、暖談食フェスタ、武者行列などイベントについては増加傾向にある。

表3 中心市街地にある主な観光施設の利用状況表

(単位:人)

施設名	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
松江城(登閣者数)	288,805	260,063	275,527	258,712	241,518	224,527	213,088	209,586	244,596
小泉八雲記念館	202,363	168,997	188,485	171,345	151,368	143,213	136,019	129,875	129,718
武家屋敷	164,300	144,292	158,372	140,833	120,338	115,474	107,036	109,545	112,051
島根県立美術館	445,480	378,445	378,575	308,223	237,707	247,455	215,314	283,120	229,758
カラコロ工房	-	242,232	337,934	266,073	316,211	287,835	275,838	290,465	364,719
レイクライン	193,175	184,991	160,693	116,341	124,334	136,663	141,843	151,900	170,704
宍道湖遊覧船	19,785	20,029	19,883	24,632	22,373	21,959	25,732	23,681	21,339
堀川めぐり	313,967	309,461	338,061	345,577	328,268	325,151	314,004	315,160	336,146
松江しんじ湖温泉[推計]	276,500	260,576	254,900	256,900	240,989	186,998	206,393	200,080	200,000
合計	1,904,375	1,969,086	2,112,430	1,888,636	1,783,106	1,689,275	1,635,267	1,713,412	1,809,031

(資料:松江市観光動態調査)

表4 中心市街地で開催されている主な観光イベントの状況表

(単位:観客数・人)

イベント名	開催場所	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
お城祭り	城山公園等	200,000	215,000	251,000	215,000	235,000	250,000	275,000	294,000	250,000
松江城本丸フェスティバル(夏)	松江城	7,000	8,500	8,500	6,000	2,500	2,500	-	-	-
松江城本丸フェスティバル(秋)	松江城本丸	-	3,500	3,500	2,300	2,700	-	3,700	770	-
松江水郷祭	宍道湖周辺	380,000	400,000	400,000	380,000	380,000	380,000	380,000	390,000	370,000
盆花市	カラコロ広場及び天神ロータリー広場	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
松江しんじ湖温泉 お湯かけ地蔵まつり	松江しんじ湖温泉	45,000	50,000	20,000	48,000	48,000	45,000	48,000	52,000	53,000
菊花展	城山公園米蔵跡	60,000	60,000	60,000	60,000	75,000	75,000	80,000	80,000	80,000
藝行列・時代行列	中心市街地	120,000	-	-	-	-	-	-	-	-
藝行列・踊り行列	中心市街地	-	100,000	65,000	-	-	-	-	-	-
藝行列	中心市街地	-	-	-	70,000	-	-	-	120,000	80,000
藝行列・武者行列	中心市街地	-	-	-	-	110,000	80,000	118,000	-	-
武者行列	中心市街地	-	-	-	-	-	-	-	-	150,000
まつえ暖談食フェスタ	主な開催地は、中心市街地	-	-	-	-	48,000	60,023	79,830	83,654	88,228
松江水燈路	松江城周辺	-	-	-	-	13,000	24,500	29,000	65,000	78,000
合計		832,000	857,000	828,000	801,300	934,200	937,023	1,033,530	1,105,424	1,169,228

(資料:松江市観光動態調査)

図19 中心市街地にある主な観光施設の利用状況

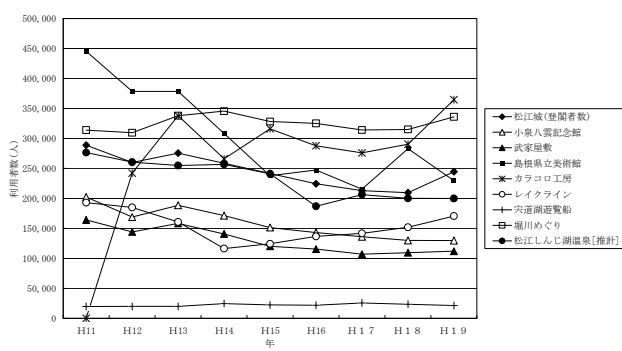
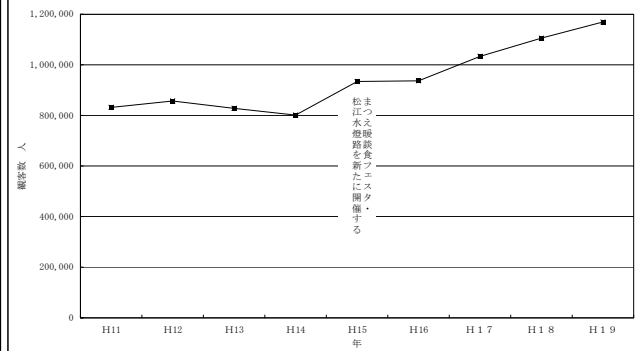
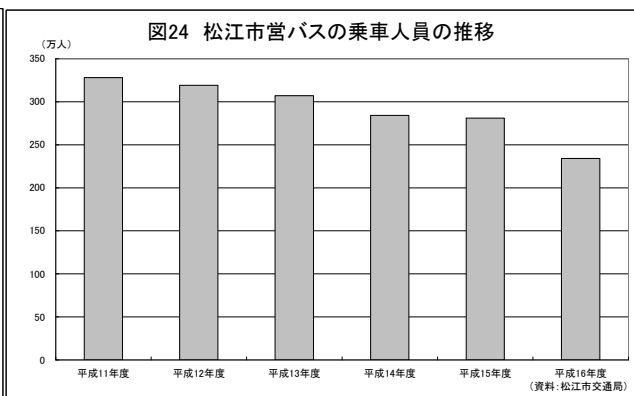
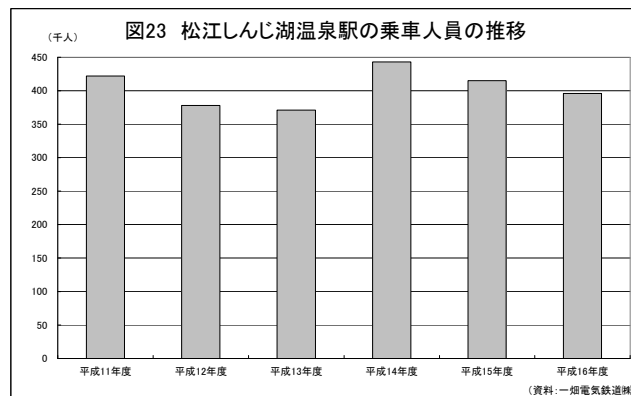
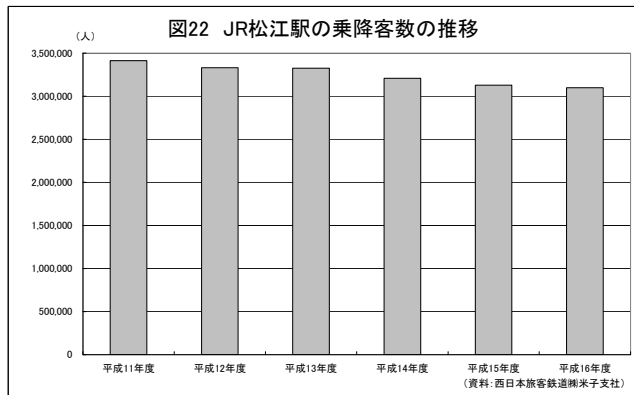
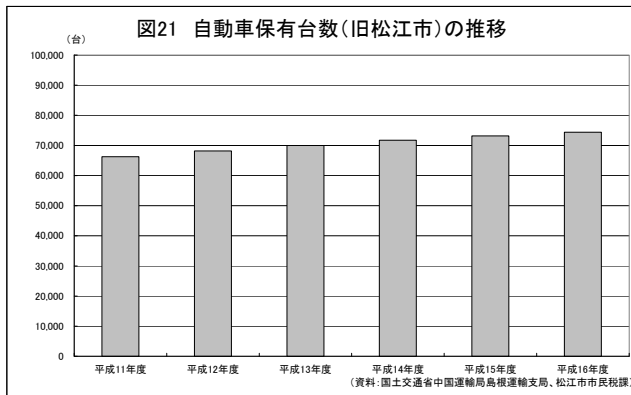


図20 中心市街地で開催されている主な観光イベントの観客数の合計



5) 公共交通に関する状況

松江市営バス、JR、一畑電鉄の利用者は減少傾向にあるが、自家用車の保有台数は、増加傾向にある。

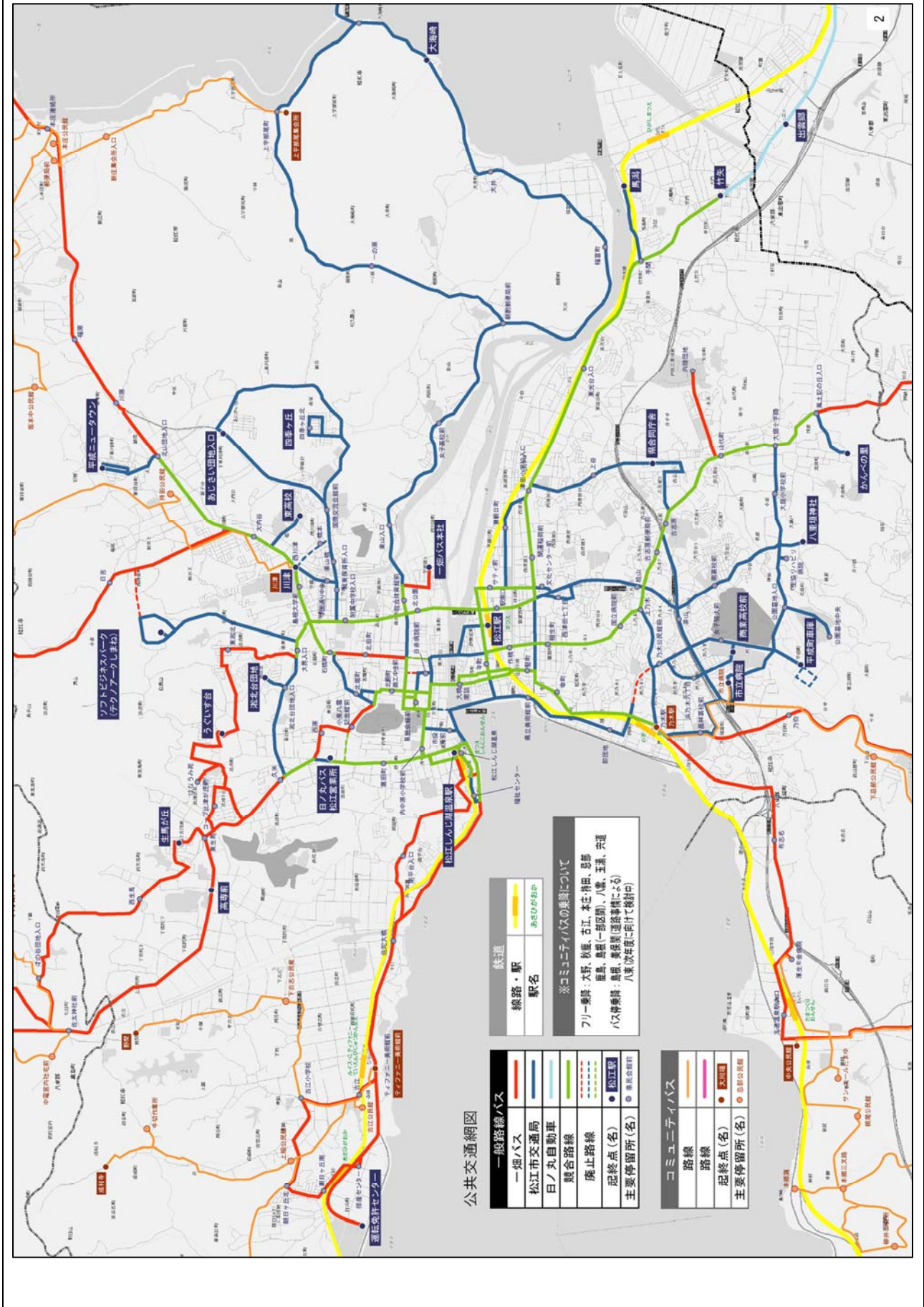


公共交通体系については、使いやすい公共交通を目指して、平成18年度に策定した「松江市公共交通体系整備計画」に基づき、平成19年4月より路線・ダイヤの改善を行った。

主な改善点は、次のとおりである。

- ① 市内の路線バスは、民間2社（一畑バス、日の丸バス）と市営バスの計3社で行っており、従来路線が競合している箇所が多くあり、非効率な運行となっていた。加えて競合路線においては、時間帯により過密ダイヤがあったため、昼間時間帯において、ダイヤを等間隔にすることにより、利便性を高めるとともに、バス事業者間での調整・連携を図ることにより競合する路線を少なくした。
- ② 従来系統が複雑であったため、複数系統でわかりにくくなっている路線を、松江駅を中心としたシンプルな路線に再編した。
- ③ 一部路線については、従来夜7時台が最終便であったものを、夜10時まで延長した。
- ④ 市内4ヶ所の主要なバス停については、一畑バス、市営バス共通のわかりやすい時刻表・路線図を作成し、設置を行った。
- ⑤ 市全域でどの市内路線バスでも、高齢者、障害者等が同じ割引を受けられるように制度を統一した。

図 25 平成 19 年 4 月路線再編した公共交通網図



6) 都市公園の整備状況

都市公園は、市全域では整備が進んでいるが、中心市街地では大きな増減はない。また、一人当たりの都市公園面積は、市全域に比べ中心市街地が上回っている。これは、中心市街地区域内にある城山公園の面積が21.50haと広大であることが影響している。

なお、宍道湖岸に湖畔公園が整備されるなど、中心市街地区域内への都市公園整備が進む実態はあるが、一方で、都市公園のうち居住者が徒歩で行くことができる街区公園については、市全域に対して中心市街地の整備が遅れている。

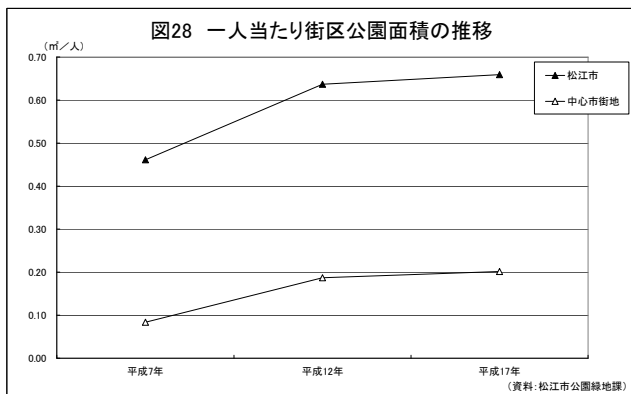
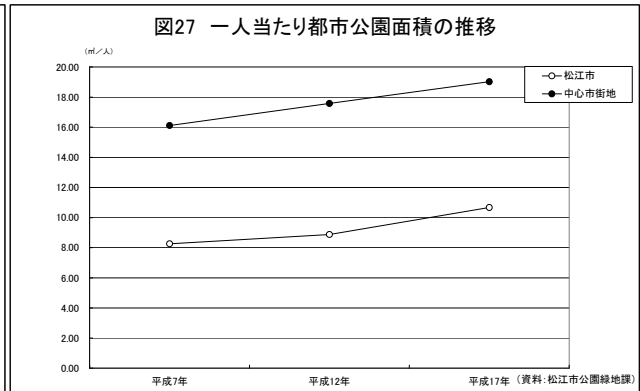
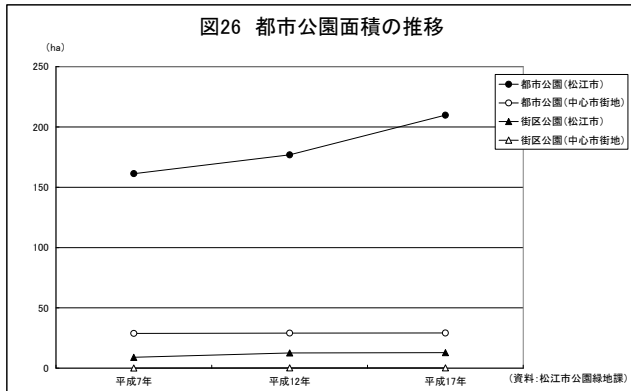


表5 中心市街地の都市公園一覧表

公民館区	公園名	都市公園種別	面積 (ha)
城東	城山公園	歴史公園	21.5
	城東都市緑地	都市緑地	0.06
	南田街区公園	街区公園	0.16
	向島都市緑地	都市緑地	0.07
城北	城北都市緑地	都市緑地	0.07
城西	千鳥児童公園	街区公園	0.15
	松江湖畔公園(千鳥南公園)	近隣公園	0.6
	千鳥都市緑地	都市緑地	0.44
白潟	松江湖畔公園(末次公園)	近隣公園	0.8
	松江湖畔公園(白潟公園)	近隣公園	2.6
	松江湖畔公園(岸公園)	近隣公園	2.8
	計		29.25

[3] 地域住民のニーズの把握・分析

地域住民のニーズ等について、「松江市総合計画」策定及び「平成17年度中心市街地活性化支援業務 市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」（国：中心市街地活性化推進室）において実施したアンケート調査の結果により把握・分析を行った。

【アンケート調査の方法】

- ① 松江市総合計画 市民アンケート（まちづくりアンケート）
調査期間：平成18年3月
調査対象：松江市在住で18歳以上の市民から無作為に10,000人を抽出
調査方法：郵送(配布・回収)による、無記名式。
回収率：回収数 5,850件(回収率 58.5%)

- ② 松江市総合計画 中学生アンケート調査
調査時期：平成18年6月
調査対象：松江市内の中学校に通学する中学3年生全員2,061名を対象
調査方法：各中学校に配布、中学校を通じて回収。無記名式。
回収率：回収数 1,910件(回収率 92.7%)

- ③ 平成17年度中心市街地活性化支援業務市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業 まちかどアンケート
 - 中心市街地の来街者アンケート調査（回答者を「中心市街地来街者」という）
調査時期：平成17年9月
調査対象：中心市街地に来街した20歳以上の男女
（殿町山陰中央ビル前、殿町今井書店前、末次本町京店商店街の来街者）
調査方法：調査員による街頭面接アンケート調査
回答者数：313件

 - 郊外拠点の来街者アンケート調査（回答者を「郊外拠点来街者」という）
調査時期：平成17年9月
調査対象：郊外に来街した20歳以上の男女
（田和山町今井書店グループセンター店前の来街者）
調査方法：調査員による街頭面接アンケート調査
回答者数：107件

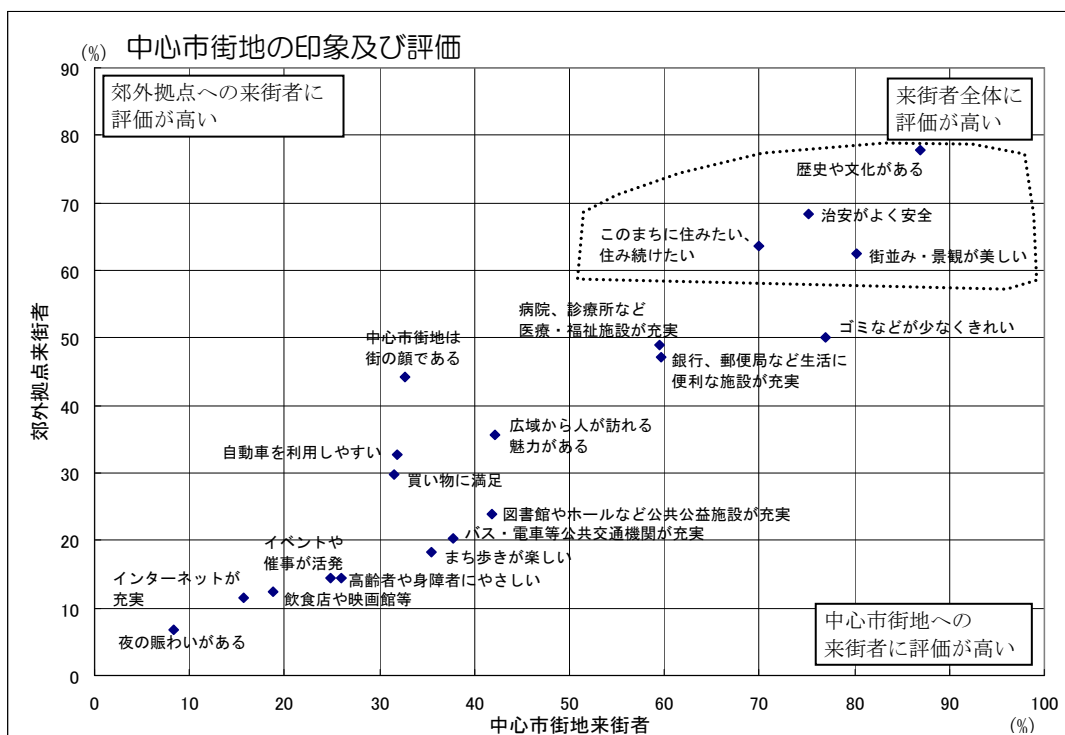
アンケート調査の結果から、本市の中心市街地は、古くからの“歴史と文化”を備えており、城下町としての“街並み”や宍道湖に代表される豊かな自然環境が作り出す“美しい景観”が特徴であると評価されているものと考えられる。

しかし、主に中心市街地の賑わいや買い物に関する満足度といった点については評価が低く、今後、中心市街地の活性化を図るうえで、改善すべき要素であると考えられる。

また、近年、中心市街地の居住人口は低落傾向にあるが、“中心市街地に住みたい・住み続けたい”とする評価は高く、医療機関や高齢者や身障者に対して福祉の充実などのニ

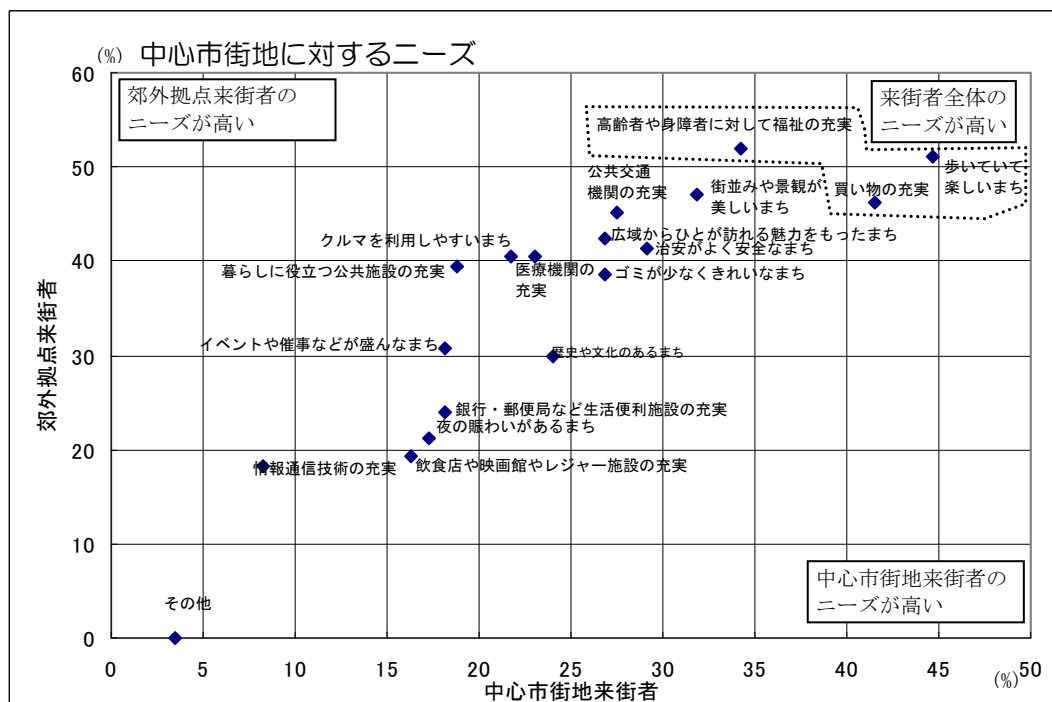
ーズも高いことから、これら居住環境を整えることにより、中心市街地の居住人口の減少に歯止めをかけることが可能ではないかと考えられる。

図 29 中心市街地の印象及び評価



(診断助言事業アンケートより)

図 30 中心市街地に対するニーズ



(診断助言事業アンケートより)

(1) 松江の住みやすさについて

総合計画まちづくりアンケートでは、「住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」を合わせると、63.1%が住みやすいと考えている。

また、市の中心部地域に居住する市民についても同様に、「住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」とする回答が多い。

表6 松江市に住み続けたいか、又は住んでみたいか。

	件数	割合	計
住みやすい	1,068	18.3 %	63.1%
どちらかと言えば住みやすい	2,618	44.8 %	
どちらかと言えば住みにくい	723	12.4 %	15.3%
住みにくい	167	2.9 %	
無回答	1,274	21.8 %	
計	5,850	100.0 %	

(総合計画まちづくりアンケートより)

表7 居住地域別回答

【城東地区】	
住みやすい	19.3 %
どちらかと言えば住みやすい	44.9 %
【城北地区】	
住みやすい	20.2 %
どちらかと言えば住みやすい	48.9 %
【城西地区】	
住みやすい	27.1 %
どちらかと言えば住みやすい	44.2 %
【白潟地区】	
住みやすい	24.8 %
どちらかと言えば住みやすい	38.9 %
【朝日地区】	
住みやすい	27.0 %
どちらかと言えば住みやすい	44.1 %

(総合計画まちづくりアンケートより)

また、診断助言事業アンケートにおいて、中心市街地に「住みたい・住み続けたい」とする評価は、中心市街地来街者及び郊外拠点来街者ともに高いものとなっている。中心市街地は「治安がよく安全」とする評価も同様に高く、居住という観点からは重要な要素である。

これにより、潜在的な中心市街地への居住希望があること、現在、市中心地域に居住する市民からも「住みやすい」とする回答が多くあることから、まちなかへの居住を誘導する居住環境の向上などの施策の展開により、中心市街地の居住人口の減少傾向に歯止めをかけることが可能ではないかと考えられる。

次に、これからの松江市を担っていく世代である中学生に対してのアンケート調査結果より、39.0%が松江市に「住み続けたい・住んでみたい」と回答しているが、「どちらともいえない」と回答した割合も45.0%と同様に高いことがわかる。

松江市に住み続けるために必要なこととして、「若者が働きたくなる職場があること」が65.8%と高く、次に「遊びや食事・買い物が便利にできる魅力ある場所があること」が64.2%の回答があった。したがって、必要な事項が改善されることにより、「どちらともいえない」と回答した層に対する居住促進につながるものと考えられる。

表8 松江市に住み続けたいか、又は住んでみたいか。

	件数	割合
住み続けたい・住んでみたい	744	39.0 %
住み続けたくない・住んでみたくない	297	15.5 %
どちらともいえない	859	45.0 %
無回答	10	0.5 %
計	1,910	100.0 %

(総合計画中学生アンケートより)

表9 若い人たちが松江市に住み続けるためには、何が必要か。

項目	割合
若者が働きたくなる職場があること	65.8 %
遊びや食事・買い物が便利に出来る魅力ある場所があること	64.2 %
大学や専門学校などの進学できる学校があること	46.7 %

(総合計画中学生アンケートより)

(2) まちなか(中心市街地)に対する意識について

総合計画まちづくりアンケートでは、毎日の生活の中での満足度について、不満を抱いている、「どちらかといえば不満」「不満」と回答した人は、「市中心部の賑わいや娯楽に関する魅力」については、69.0%、「中心商店街の魅力」については、77.7%と多くの市民が不満を抱いている。

同時にこれからのまちづくりにとっての重要度について、重要だと認識している「重要」「どちらかといえば重要」と回答した人は、「市中心部の賑わいや娯楽に関する魅力」については、71.7%、「中心市街地の魅力」については、78.3%と多くの市民が必要であると回答している。

また、平成17年度の診断助言事業アンケートにおいても、「買い物の充実」は中心市街地来街者及び郊外拠点来街者の双方からニーズが高い項目である。

これらのことより、市中心部の賑わいや中心商店街の魅力を取り戻すことが、中心市街地の活性化にとって必要であると考えられる。

表10 毎日の生活の中での満足度について

項目	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満	わからない	無回答
市中心部の賑わいや娯楽に関する魅力	1.7 %	13.1 %	30.5 %	38.5 %	12.6 %	3.6 %
中心商店街の魅力	1.0 %	6.2 %	28.6 %	49.1 %	11.3 %	64.2 %

(総合計画まちづくりアンケートより)

表 11 これからのまちづくりについての重要度について

項 目	重 要	どちらか といえば 重要	どちらかと いえば重要 でない	重要でない	わからない	無回答
市中心部の賑わいや 娯楽に関する魅力	29.20 %	42.50 %	10.40 %	3.80 %	8.30 %	5.90 %
中心商店街の魅力	37.90 %	40.40 %	6.70 %	2.20 %	7.60 %	5.30 %

(総合計画まちづくりアンケートより)

また、総合計画まちづくりアンケートの自由意見欄に「松江の中心部がどことはいえなくなった」「中心部が無くなった」との意見が見られるなど厳しい状況はあるが、診断助言事業アンケートでは、「中心市街地は街の顔である」とする回答が、中心市街地来街者 32%、郊外拠点来街者 44%であり、中心市街地という存在についてある程度の理解もあるものと考えられる。

中心市街地の活性化を推進していくうえで、「中心市街地は街の顔である」といった認識を広く持つてもらうことは重要であり、このような中心市街地に対する理解や認識を高めていくことが重要である。

(3) まちづくりに対する意識について

総合計画中学生アンケートでは、松江市で全国に自慢できる場所、将来に残したいものとして、「松江城」や「堀川」が上位にあがっている。今後もまちづくりには「街並みの美しさ」が重要であると考えられており、松江の街並みを特徴づける「松江城」や「堀川」を守ることで、松江の街並みや景観の保全を継続していくことが必要である。

診断助言事業アンケートでは、中心市街地の印象として、「街並み・景観が美しい」、「歴史や文化がある」と考える割合が、中心市街地来街者及び郊外拠点来街者ともに高い。これらの要素は、城下町として栄えてきた中心市街地を特色付けるものであり、こうした歴史的な資源を守り、活用していくことが、中心市街地のまちづくりにとって重要なものであると思われる。

また、「歩いていて楽しいまち」というニーズが中心市街地来街者及び郊外拠点来街者ともに高く、中心市街地における居住の推進やまち歩き観光の振興を図っていくうえで重要な要素と考えられる。

観光面では、総合計画まちづくりアンケート結果から「観光施設や観光のための交通網」、「観光客を誘致するための取組み」について多くの市民が重要と考えている。松江城、塩見縄手、松江しんじ湖温泉など、観光拠点の多くが中心市街地に立地しており、観光施策の充実を図ることは、中心市街地の活性化につながるものと考えられる。

また、「宍道湖」に代表される水辺資源、城下町としての街並み景観も、同じく中心市街地が有する観光資源であり、市民が重視する水辺資源や景観を保全、活用することは、観光資源の充実にもつながり、ひいては中心市街地の活性化にも資するものと考えられる。

表 12 松江市の魅力や誇りに思うこと、これからのまちづくりに活かしていくべき特徴について

	割合
宍道湖	52.2 %
豊かな自然	12.6 %
夕日	10.4 %
景観	9.1 %
国際文化観光都市	8.4 %

(総合計画まちづくりアンケートより)

表 13 松江市で全国に自慢できると思う場所、又は将来大切に残していかなければならないものについて

	件数
宍道湖	1,138 件
松江城	225 件
山・森・木・空などの自然	144 件
川・池	65 件
堀川・堀川遊覧・堀川の生物	57 件

(総合計画中学生アンケートより)

表 14 これからのまちづくりについての重要度について

項目	重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要でない	重要でない	わからない	無回答
水辺や森などの自然環境とのふれあい	45.20 %	31.60 %	11.60 %	1.90 %	1.60 %	5.00 %	3.00 %
まちなみの美しさ	46.60 %	29.60 %	12.80 %	2.30 %	1.20 %	4.50 %	3.00 %

(総合計画中学生アンケートより)

項目	重要	どちらかといえば重要	どちらかといえば重要でない	重要でない	わからない	無回答
観光施設や観光のための交通網	36.50 %	45.40 %	5.70 %	1.50 %	5.80 %	5.10 %
観光客を誘致するための取組み	37.50 %	40.50 %	5.80 %	1.70 %	9.20 %	5.30 %

(総合計画まちづくりアンケートより)

(4) 将来・方向性に対する意識について

総合計画まちづくりアンケートでは、大多数の市民が、松江市は将来「医療福祉施設や制度が充実し、安心して暮らせる都市」であって欲しいと考えている。また、「道路、公園、上下水道などの生活基盤が整った都市」「水辺環境と豊かな緑に育まれた都市」なども上位にあがっている。

中心市街地の活性化を図っていくうえでは、医療福祉施設等だけでなく、生活基盤や自然環境にも同じく配慮する必要がある。本市の中心市街地に蓄積された都市インフラ等の既存ストックの活用やさらなる都市機能等の集積、中心市街地を取り巻く豊かな自然環境の保全が重要であると考えられる。

また、診断助言事業アンケートでは、本市の中心市街地が有する「歴史や文化」が高く評価されている。城下町として栄えた本市の中心市街地は、「歴史・文化の香りがする風格ある都市」としての特徴を備えており、今後もこのような特徴を失うことがないよう努めることが必要と考えられる。

表 15 将来、松江市がどのような都市であって欲しいか

	割合
医療福祉施設や制度が充実し、安心して暮らせる都市	60.0 %
道路・公園・上下水道などの生活基盤が整った都市	29.4 %
水辺環境と豊かな緑に育まれた都市	29.0 %
歴史・文化の香りがする風格ある都市	28.9 %
ごみ処理や河川浄化などの地球環境保全に取り組む都市	23.3 %

(総合計画まちづくりアンケートより)

〔4〕旧基本計画に基づく各種事業の把握・分析

旧基本計画では、中心市街地の目標を『～複合的都市機能の拡充～、～公共交通の充実と歩いて生活できるまちづくり～』とし、中心市街地活性化の基本方針を『～都市機能拡充と交通体系の再編～』として、3つの戦略「人が集まる仕掛け作り」「商業集積地毎の特色づくり」「市街地移動の改善」で事業展開をしてきた。

それぞれの戦略ごとの主な事業としては、次のとおりである。

【人が集まる仕掛け作り】

- 施設整備
 - ・ 住宅・商業床供給の共同住宅の建替え
 - ・ アーケード改修事業
 - ・ 空店舗活用
 - ・ 空店舗を利用した高齢者福祉施設
 - ・ 鉄道高架下を活用した、地産地消の集合商業施設
- イベントの創出
 - ・ カラコロまつりの実施
 - ・ まつえ暖談食フェスタの開催

【商業集積地毎の特色づくり】

- ・ 天神町商店街：お年寄りに優しい商業地づくり
- ・ 南殿町商店街：観光・文化と共存する商業地
- ・ 中央通商店街：地域密着を目指す商店街

【市街地移動の改善】

- 幹線道路整備
 - ・ 市街地骨格路線の整備
 - ・ 広域ネットワーク路線の整備
- 歩行環境の整備
 - ・ ウォーキングトレイルの整備
 - ・ 街なみ環境整備事業
- 交通の結節点整備
 - ・ JR松江駅前交通ターミナル広場整備
 - ・ 松江しんじ湖温泉駅周辺整備
- 公共交通の充実
 - ・ バスロケーションシステムの導入
 - ・ 公共車両優先システムの導入

これら、旧計画での取り組みに係る診断等については、平成17年度、「中心市街地活性化支援業務 市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」において実施された。

(1) 中心市街地活性化の取組内容及び分析・評価

1) 計画策定

①策定経緯（現状分析等）

- ・基本計画策定時に、市民に対するアンケート調査やヒアリングを実施して、まちづくりの方向性を探った。

②総合計画・都市計画マスタープランとの整合性

- ・第五次松江市総合計画（2001～2010）では、施策の大綱のひとつとして「交流をうむ高度で魅力ある都市をつくる」があり、その中で中心市街地整備が重要なテーマとして位置づけられており、整合性はとれている。

2) 計画内容

①目標値の設定

- ・数値目標は設定していないが、標語による目標設定として、**中心市街地の目標を『～複合的都市機能の拡充～、～公共交通の充実と歩いて生活できるまちづくり～』**としている。

②目標年度の設定

- ・基本計画策定時に、施設整備事業で既に実施が決定している事項や計画が決まっている事業については、目標年度を設定しているが、今後実施予定のものやソフト事業については、目標年度の設定はしていない。

③区域の設定

- ・古くから松江市の商業・業務の中心的役割を果たしてきたエリアを一体的に区域設定した。具体的には、JR 松江駅から松江城までの商業集積地の区域を中心とするエリア 210ha を区域として設定した。

④優先課題の設定

- ・特に優先課題の設定はしなかったが、重要な地区として重点地区の設定を行い、その区域内を重点的に対策するように設定した。

⑤重点事業の設定

- ・重点的取り組みとして、以下の3地区を設定し、事業に取り組んでいる。
駅前地区：JR 松江駅～寺町区域では、都会型交流空間の創出と全世代商業の推進。寺町・天神町・白潟本町区域ではお年寄りにやさしい商業地の定着と波及を展開している。
殿町地区：商業と観光・文化のベストミックスを追及している。
松江しんじ湖温泉地区：天然温泉活用と湖北の玄関口機能の強化を展開している。

⑥事業主体の設定

- ・事業計画が決定しているもの以外は、具体的な事業主体の設定は無く単に民間、公共と言う設定程度であった。

3) 事業の進捗状況

①組織の状況

- ・事業の実施率は、市街地整備では 52%、商業活性化では 75%であったが、旧計画がハード事業に重きを置いた計画であったため、ソフト事業を推進するような人材が育っていない状況である。

②事業効果の測定

- ・行政評価を求められる以前に策定していたため、効果の測定指標は設定していない。
- ・進捗状況については、松江市中心市街地対策協議会で報告し、必要があるごとに検証を行っていた。

4) 推進体制

①組織の状況

- ・推進体制としては、行政、商工会、商業者、観光協会、島根大学を中心とした市民まちづくり団体等が積極的にまちづくりに参画している。

■組織の状況

	組織名	位置付け・活動内容
官民連携	中心市街地対策協議会	計画策定・改訂・検討組織
行政	都市計画部市街地整備課中心市街地係	中心市街地活性化の担当部門
行政	中心市街地対策調整会議 中心市街地対策連絡会議	基本計画策定時の横断的組織
商業者	島根県商店街振興組合連合会、市内各商店街振興組合等	商業活性化、まちづくりの担い手
市民	まちドック、島根大学、まちづくり団体等	まちづくりの市民組織

②TMOの状況

○名称：TMO 松江

○認定：平成 11 年 3 月

○組織体制

- ・松江商工会議所の商工業担当職員（2名）が TMO 業務を兼務。市が事業を委託する形で助成していた。

○活動内容

- ・カラコロ工房の企画・運営、大型空き店舗対策、こだわり市場の企画・運営、イベント実施などを行い、行政とは連絡調整をしながら事業展開していた。

○現況

- ・ TMO松江の活動や事業は、平成 18 年 12 月に発足した松江市中心市街地活性化協議会に移行された。

(2) 旧基本計画の反省点と今後の対応

1) 旧基本計画の反省点

旧基本計画では、全 35 事業のうち、市街地整備改善事業は、29 事業のうち未着手が 14 事業、商業活性化事業は、4 事業のうち未着手が 1 事業、その他事業は、2 事業全て実施している。

結果として掲載事業 35 事業のうち 19 事業を実施、16 事業が未着手で、実施率は、54%であった。

未着手の 16 事業のうち公共が行う事業が 7 事業、民間が行う事業が 8 事業、事業者が未定だったものが 1 事業であった。公共が行う事業の 7 事業のうち、地域と一体となったソフト戦略が必要な事業は、6 事業である。

事業が実施できなかった主な理由は、構想段階での旧基本計画への掲載や、ハード事業中心で、事業毎にソフト戦略を推進する体制及び人材が計画策定時に十分に整っていなかったためである。

また、中心市街地活性化を推進するための、ソフト事業に対する幅広い市民参加の体制、市民団体の支援制度の整備が十分でなく、行政側の横断的支援体制なども十分でなかった。

2) 今後の取組

- ①ハード整備については、旧基本計画に基づき、ある一定程度の整備を行っているため、策定する基本計画は、ソフト事業中心で、既に整備されている施設も含めたハード、ソフト両面からのバランスのある基本計画とする必要がある。
- ②市民、市民団体、商店街など多様な関係者によるまちづくりを推進するために、まちづくりをプロデュースできる、まちづくりプロデューサーの設置が必要。まちづくりプロデューサーについては、市の補助制度を整備し平成 20 年度より松江市中心市街地活性化協議会に設置し、多様な関係者によるまちづくりを推進していく。
- ③市民団体、まちづくり団体、まちづくり会社への支援制度の充実が必要。まちづくり会社に対する支援制度は、平成 20 年度より地域に密着したまちづくり会社を実施するまちなか居住等の事業に対して市の補助制度を整備し、支援を実施していく。地域密着型のまちづくり会社に対する支援制度は、地域が自ら課題解決のために、地域ニーズを踏まえた事業展開を実施するうえで、初期リスクの軽減を図ることが出来、地域の実情に合わせて支援制度の充実化を図る。
- ④行政側の横断的な支援体制の充実が必要である。この度の基本計画策定にあたっては、庁内の意思決定機関として、関係部課長によって構成する松江市中心市街地検討委員会を設置し、また、学識経験者、

市民、関係団体、行政機関等の外部委員によって構成する松江市中心市街地対策協議会を設置し、検討を重ねてきた。基本計画の実施に際しては、引き続き横断的な支援体制を整備し、フォローアップに努めるものとする。

⑤基本計画には、熟度の高い事業を掲載する必要がある。

旧基本計画においては、構想段階の事業から実施中の事業まで、広範囲に事業を掲載していた。この度の基本計画は実施計画であるとの考えのもと、事業主体、事業内容等が具体化しており、基本計画の計画期間内に実施可能である事業を活性化事業として掲載する。

[5] 中心市街地を活性化する上での課題

中心市街地の現状分析や住民ニーズ等の把握・分析、これまでの取組・検証等から今後の中心市街地の活性化のための課題について整理すると、以下のとおりである。

本市はこれまでも松江都市圏の中心都市であるばかりでなく、県庁所在地として、出雲地方や島根県全域に影響圏を有する地方中心都市である。しかし、全国でもトップクラスの少子高齢化という厳しい現実と直面しており、都市機能のあり方を根本から見直す必要性に迫られている。人口減少、超高齢化の中で、持続的な都市の発展を図るために、これまで以上に中心市街地の役割が重要となることが予想される。

また、拠点施設などとの施設間連携により、点を線に、線を面にする仕組みが求められ、観光施設間の連携には、観光ループバス「ぐるっと松江レイクライン」がその一翼を担っている。今後は、さらに各施設間や拠点間の連携が重要となってきている。

そのため、現在抱えている当該中心市街地の課題に対する喫緊の対処が必要である。

(1) 観光・交流

本市の中心市街地には、松江城をはじめとする各種観光施設、観光資源が集積されており、本市の観光の中心的地域であり、平成19年の観光入込客数は、全市8,599千人のうち中心市街地が3,627千人と約42%を占めている。

本市は、平成23年に観光入込客数を1,000万人にすることを目標とし、各種観光振興策を実施している。

平成19年は、堀尾吉晴公により、城下町松江のまちづくりが始まって400年を迎え、松江城が完成するまで5年の歳月を要していることから、平成19年から5年間を「松江開府400年祭」と位置づけ、観光振興の大きな柱としている。

松江開府400年祭を50年、100年先を睨んだ新たな松江の「まちづくり」、「ひとづくり」の契機に、培われた伝統文化や歴史資産など松江の魅力を市民とともに再認識し、それを全国発信するための新たなイベント等を市民参画により構築することで、松江の活力と産業の振興にもつなげていくものとしている。

なお、松江開府400年祭の対象となる地域のほとんどが中心市街地内であることから、松江開府400年祭と連動した中心市街地に賑わい創出と徒歩や、観光ループバス等を利用したまち歩き観光の推進を行っているが、今後「暖談食フェスタ」のように、観光と商店街など多様な関係者間で連携し、交流人口を増加させる取組が必要である。

(2) 集客交流

本市の中心市街地は、市内はもとより近隣からの集客拠点となっているが、事業所数の減少、年間商品販売額の減少、人口の減少により、中心市街地の集客機能が低下してきている。

一方、市民ニーズとしては、中心市街地に魅力的イベント、魅力的な施設、お店などを増やし、来訪者を増やすことにより、賑わいのあるまちづくりを展開することが望まれている。

そのためには、ハード整備のみならずソフト事業の展開による交流人口の増加対策が課題である。

近年、地域住民がユニークで楽しそうな生活をしている地域に、遠方からの来訪者が集中する傾向があり、街そのものが集客の要素となり、街に暮らす人々が育んでき

た生活文化や、街に実際に足を踏み入れることで得られる体験に、来訪者は惹きつけられている。

本市が、交流人口の増加を目指しまちづくりをしていくうえでは、街に根付く生活文化を大切に守り、こうした生活文化が醸成する街の特色を、松江を訪れる人々に松江歴史資料館（仮称）などで体験してもらうことにより集客交流を図っていくことも課題である。

（３）まちなか居住

本市の中心市街地は、年々、人口減少、高齢化率の増加、少子化が進んでいる。そのため、空き家の増加や単独世帯を含めた高齢者世帯も増え、これらに対する支援が望まれている。

このことから、高齢者から子供まで様々な世代がまちなかで暮らしやすい生活環境の構築、既存住宅の増改築等によりそのまま住み続けたり、子供が独立した後も２世代、３世代と、そのまま住み続けられるような対策など、既存ストックを活用した持続可能なまちづくりを行うことが課題といえる。

また、中心市街地は藩政時代からのまちなかであり、かつ、観光地でもあることから、松江城周辺や、宍道湖周辺などは、特に景観等に配慮した既存建築物の修繕や活用も合わせた、居住人口の維持や増加につながる取組が課題である。

（４）産業振興とのリンク

松江らしい産業については、歴史・生活・文化に深くかかわったものが多いことから、これらを活かした産業振興が重要である。

本市は、松平不昧公によって、「お茶」が盛んであり、この「お茶」にまつわる「和菓子」など、関連する産業が今でも盛んである。

和菓子については、「NEW 松江菓子海外市場開発事業」として、日本では初めて和菓子業界が組織的にニューヨーク市場を目指し、また、ニューヨークの菓子職人などと協力しながら、米国をターゲットとしたブランド化を目指している。

また、中心市街地の特性および集客交流拠点としてのまちづくりを考慮した場合、近隣からの集客を踏まえた商業の活性化、まち歩きを基本とする観光産業の振興、まちづくりと一体的な情報ネットワーク産業の発展等をまちづくりの考え方の中に併せて織り込んでいく必要がある。

新しい産業振興の視点として、本市には、県内の IT 企業の約 8 割が集積、多くの SOHO 事業者が活動している。

さらに、世界的に有名なプログラミング言語 Ruby の開発者・まつもとゆきひろ氏が、松江の地で Ruby を開発していることがあげられる。本市では、この知的財産や地域資源を活かした新たな地域ブランド創造事業として、Ruby City MATSUE プロジェクトを行っている。今後、JR 松江駅前に設置したオープンソーラボを核としたオープンソースのクラスター効果を狙っていく必要がある。

（５）地理的特性

本市の中心市街地は宍道湖に接するとともに、宍道湖と中海を結ぶ大橋川の南北に展開し、かつて水上交通により発展した、水辺に展開する「水の都」としての性格も備えている。

しかし、面的展開に関しては、こうした湖沼や河川により制約されている面もあり、特に、中心市街地を南北に分ける大橋川の川幅は、最狭地点でも約 125mあり、中心

市街地を南北に二分している。

中心市街地における南北への移動は大橋川に架かる4つの橋を通行せざるを得ず、交通渋滞を招く要因となっており、大橋川の南北連携が必要となるまちづくりを行う際には、大いに考慮する必要がある。

[6] 松江市中心市街地活性化基本方針

今後、中心市街地の現状と課題を踏まえ、中心市街地においては少子高齢化に対応した、歩いて暮らせる環境づくりはもちろんのこと、あらゆる世代が住んでみたい、住み続けたいと思わせる魅力ある施策を展開していく。

こうした状況を踏まえ、本基本計画においては、次のとおりテーマと基本方針を設定する。

(1) まちづくりのテーマ

「住んでよし、訪れてよしの“松江らしい”まちづくり ～ 住み続ける暮らしの中に流動性を生み出す ～

本市の中心市街地の主要なエリアは、江戸時代から「まちなか」であり、都市としての営みが行われていた土地であることから、中心市街地の活性化には、「松江らしい」まちを創ることが、松江ならではのまちづくりにつながる。

本市は、歴史も古く、「水の都松江」と称されるように宍道湖をはじめとする自然景観や食材にも恵まれるなど、地域資源に恵まれている。

しかし、今後の地方分権の時代にあっては、地域の自立が求められ、他の地域とは違う「松江らしさ」をわかりやすく伝えることが必要となる。

したがって、まちづくりに際し、古いものを更新したり、新しい何かを創り出していく際に、先人たちの暮らしの中で息づいてきた生活観や考え方を常に意識し、「松江らしさ」を問い続けることにより、地域住民のアイデンティティを高め、他の地域と明確な差別化を図っていくことにする。

産業面から地域の自立を考えた場合、「国際文化観光都市」としての観光産業の発展と、「お茶」「和菓子」をはじめとする松江らしい産業の発展を引き続き行うと共に、新たな地域資源として Ruby を活用した Ruby City MATSUE Project に代表される IT 産業の振興を図っていくものとする。

このようなまちづくりをすすめていくことにより、「湖水と歴史と文化の薫る精神性の高い国際文化観光都市」としての松江市の発展を図りたい。

(2) 基本方針の考え方

まず、まちづくりのテーマを実現すべく、課題の整理の中で中心市街地活性化に必要なとされている、「観光・交流」、「近隣集客拠点」、「まちなか居住」という3つの基本方針を設定し中心市街地の活性化を行っていく。

それは、江戸時代からそれぞれの街に「役割」と「魅力」が備わり、それらが複合的に機能し合い、松江の街を維持、発展させてきたように、中心市街地においても街の「役割」と「魅力」を最大限に活かし、街のストック活用を図る。

また、複合的に機能することにより、松江の魅力を生み出し、その魅力を育て、活用していくことが、中心市街地の活性化につながると考える。

本市の中心市街地の施設整備については、概ね整備されていることから、活性化の考え方としては「ハード優先」事業から「ストック活用」「ソフト優先」の事業へとシフトし、中心市街地の活性化を行っていく。

特に、まちづくりでは、「人」が重要な役割を果たすが、人材育成、組織作りなど全体にかかわることについても、今回計画の中に位置づけるものとする。

具体的には、人・歴史・文化・水と緑・自然など「松江らしさ」を大切にしながら、「観光・交流」「近隣集客拠点」「まちなか居住」の3つのコンセプトで施策を展開し、それらが互いに交わり、輻輳的に絡み合うことで、「住んでよし、訪れてよしの“松江らしい”まちづくり」を実現する。

① 観光・交流

本市にとって観光とは、最も重要な産業であり、商業、飲食、観光業など経済面で多大な影響を及ぼしている。

中心市街地には、松江らしさが濃縮した観光拠点多くあり、観光客も多く訪れていることから、「観光資源」と「まち歩き」などの施策を実施し、観光交流人口の増加を得られるようにする。

このためにも、中心市街地の魅力と松江の歴史的資産等魅力を活かした都市型観光、滞在型観光を展開し、国内外からの多くの観光客が訪れる賑わいのあるまちづくりを推進する。

また、地元の人と訪れる人との交流の場としての賑わいも中心市街地としての重要な役割であり、交流人口の増加をもって地域の活性化を展開する。

② 近隣集客拠点

中心市街地の賑わいは、域内の人々による賑わいと同様に近隣から訪れる人（商業、就業なども含め）による賑わいも重要である。

そのため、中心市街地の利便性活用及び向上、既存ストックの活用などを図るとともに、働く場の増加や、魅力ある中心市街地を形成し、近隣からの集客策を展開する。

③ まちなか居住

中心市街地に居住するメリットは、都市機能が集中し、かつ職住接近による利便性があり、都市型ビジネスが展開できる点である。

これらまちなか居住のメリットを最大限に活かし、まちなか居住ができるようなコンパクトなまちづくりを推進する。

中心市街地の人口減少は、商業・事業などを含めた良好なコミュニティの崩壊につながり、本市においても既に崩壊しつつあるため、まちなか居住の促進を図ることにより、居住人口を増加させ、コミュニティの再生を促進する。

また、景観を守りつつ、既存ストックを有効活用し、誰もが暮らしやすい中心市街地を形成するとともに、まちなか居住の促進を図る。

まず、まちなかに住みたい、住み続けたいと思うように、街への思い、誇り、地域連帯を大切に、利便性、住環境の向上、安心安全、都市機能の集中、職住接近、都市型ビジネスの展開などを推進していく。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

本市の中心市街地は、観光地・商業地・生活拠点の性格を持った地域で、戦災にあっていないため、松江城をはじめとする多くの歴史的資産や城下町としての街並みが残っており、国際文化観光都市としての中心地でもある。

このことから、本市の中心市街地の位置は、古くから本市の商業・業務の中心的役割を果たしてきた JR 松江駅から殿町への L 字ラインと殿町から松江しんじ湖温泉への東西ラインを含む、まちなか居住を推進すべく旧藩政時代に城下であった地区とする。

(位置図)



江戸時代の松江（1600年代前半期）



現在の松江市



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての考え方

江戸時代から「まちなか」であった地域を基本に、それらに連続した地域で、中心市街地を活性化するために必要な都市機能等を有している地域であり、本基本方針において「3つのコンセプト」として位置づけた「観光・交流」、「近隣集客拠点」、「まちなか居住」の施策の展開により中心市街地の活性化を実現していく区域とする。

まちづくりは、「人」が主役であることから、区域の設定には、既存地域活動の単位を壊すことなく、地域の連帯感を保ちながら、まちづくりが出来ることも配慮した。

1) 「観光・交流」の視点の区域の考え方

本市の中心市街地の強みとしては、既存観光資源が豊富にあり、かつ松江らしさが残る地域が多いことである。

これらの強みを面的に活かしていくことにより、資源やエリアの組み合わせによる回遊性の増加と従来型観光である「資源型観光」と近年人気のある「まち歩き」の融合により、滞在時間の増大を図り、通過型から滞在型観光へシフトする事により、街の活力の増大、即ち経済波及効果の増大を狙っていく地域として「観光・交流」に視点を置いた区域を設定するものである。

2) 「近隣集客拠点」の視点の区域の考え方

本市の中心市街地の強みとしては、利便性（交通・商業等）と既存ストック、そして就業の場があることである。

これらの強みを活かしていくことにより、小売、飲食、会議など地域内からのみではなく近隣からの集客も図られ、地域内、近隣両方からの集客が見込める地域として「近隣集客拠点」を設定するものである。

3) 「まちなか居住」の視点の区域の考え方

今回の中心市街地活性化法の改正に伴い、商業の活性化だけでなく、居住にも視点を置いた活性化が求められている。

従来の本市の基本計画においては、商業の視点から区域が設定されており、居住に視点を置いた、区域設定となっていなかった。そのため、今回居住の視点特に、中心市街地に住む利点としての「まちなか居住」を促進する地域を区域として設定するものである。

「まちなか居住」の区域は、原則的に江戸時代から人々が居住し、様々な営みを行っていた地域を区域とした。

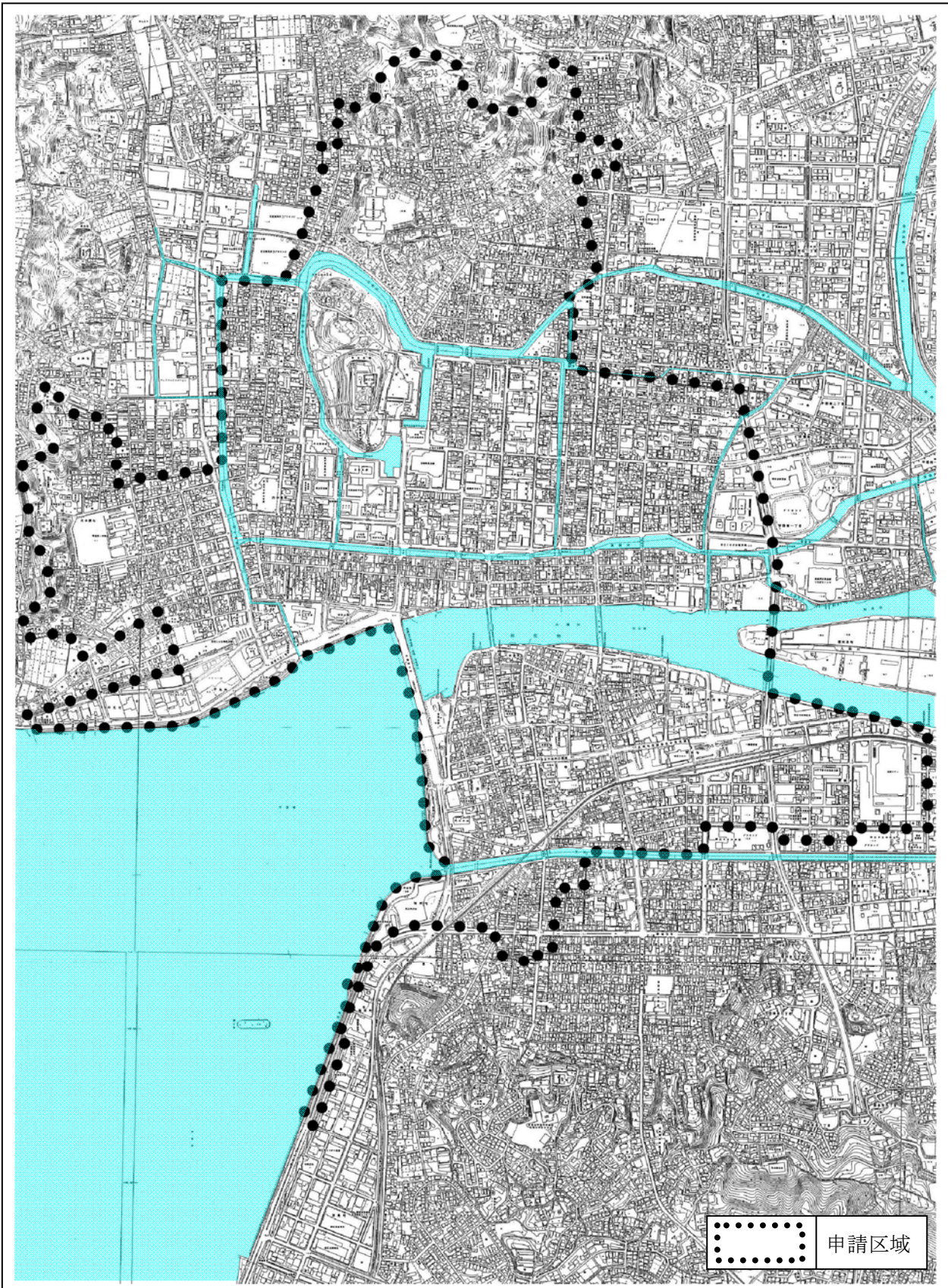
(2) 中心市街地の境界となる部分

東側の境界は、国道 485 号、北側の境界は、奥谷町・石橋町境

西側の境界は、松江しんじ湖温泉・外中原町境、南側は、国道 9 号

(3) 区域の面積 : 約 403ha

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																																							
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>中心市街地は、面積としては市の面積 53,022ha の約 0.8%であるが、小売事業所 2,214 事業所の 22%、小売年間商品販売額 226,908 百万円の 20%、従業者数 13,065 人の 20%を占めるなど、市内随一の商業集積地である。</p> <p style="text-align: center;">小売商業の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">松江市</th> <th style="text-align: center;">対市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売事業所数</td> <td style="text-align: center;">493 事業所</td> <td style="text-align: center;">2,214 事業所</td> <td style="text-align: center;">22.3%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td style="text-align: center;">44,379 百万円</td> <td style="text-align: center;">226,908 百万円</td> <td style="text-align: center;">19.6%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td style="text-align: center;">2,631 人</td> <td style="text-align: center;">13,065 人</td> <td style="text-align: center;">20.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料:平成16年度商業統計調査)</p> <p>各種事業所の集積度合いも約 33%と高く、事業所数の大きいものでは特に飲食店、織物・衣服・身の回り品小売業の割合が高いのが特徴である。</p> <p>従業者の集積度合いは約 28%である。</p> <p style="text-align: center;">各種事業所の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">松江市</th> <th style="text-align: center;">対市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td style="text-align: center;">2,975 事業所</td> <td style="text-align: center;">9,067 事業所</td> <td style="text-align: center;">32.8%</td> </tr> <tr> <td>(飲食店)</td> <td style="text-align: center;">859 事業所</td> <td style="text-align: center;">1,306 事業所</td> <td style="text-align: center;">65.8%</td> </tr> <tr> <td>(織物・衣服・身の回り品小売業)</td> <td style="text-align: center;">177 事業所</td> <td style="text-align: center;">342 事業所</td> <td style="text-align: center;">51.8%</td> </tr> <tr> <td>(政治・経済・文化団体)</td> <td style="text-align: center;">114 事業所</td> <td style="text-align: center;">192 事業所</td> <td style="text-align: center;">59.4%</td> </tr> <tr> <td>(駐車場業)</td> <td style="text-align: center;">81 事業所</td> <td style="text-align: center;">114 事業所</td> <td style="text-align: center;">71.1%</td> </tr> <tr> <td>(放送業)</td> <td style="text-align: center;">6 事業所</td> <td style="text-align: center;">8 事業所</td> <td style="text-align: center;">75.0%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td style="text-align: center;">21,178 人</td> <td style="text-align: center;">75,217 人</td> <td style="text-align: center;">28.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料:平成13年事業所・企業統計調査の特定事業調査)</p> <p>また、県、市の行政機関や教育文化施設等が多数立地し、都市機能の中心としての役割を果たしている。</p> <p style="text-align: center;">公共公益施設の立地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>松江市役所 島根県庁 島根県警察本部 松江地方裁判所 松江地方合同庁舎 松江テルサ 市民活動センター 松江商工会議所 松江市総合福祉センター</td> </tr> <tr> <td>松江赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>県立図書館 県立美術館 県立武道館 カラコロ工房 県民会館</td> </tr> <tr> <td>松江城 小泉八雲記念館 千手院 月照寺 白濁天満宮</td> </tr> <tr> <td>JR 松江駅 松江しんじ湖温泉駅</td> </tr> </tbody> </table>				中心市街地	松江市	対市割合	小売事業所数	493 事業所	2,214 事業所	22.3%	年間商品販売額	44,379 百万円	226,908 百万円	19.6%	従業者数	2,631 人	13,065 人	20.1%		中心市街地	松江市	対市割合	事業所数	2,975 事業所	9,067 事業所	32.8%	(飲食店)	859 事業所	1,306 事業所	65.8%	(織物・衣服・身の回り品小売業)	177 事業所	342 事業所	51.8%	(政治・経済・文化団体)	114 事業所	192 事業所	59.4%	(駐車場業)	81 事業所	114 事業所	71.1%	(放送業)	6 事業所	8 事業所	75.0%	従業者数	21,178 人	75,217 人	28.2%	松江市役所 島根県庁 島根県警察本部 松江地方裁判所 松江地方合同庁舎 松江テルサ 市民活動センター 松江商工会議所 松江市総合福祉センター	松江赤十字病院	県立図書館 県立美術館 県立武道館 カラコロ工房 県民会館	松江城 小泉八雲記念館 千手院 月照寺 白濁天満宮	JR 松江駅 松江しんじ湖温泉駅
	中心市街地	松江市	対市割合																																																					
小売事業所数	493 事業所	2,214 事業所	22.3%																																																					
年間商品販売額	44,379 百万円	226,908 百万円	19.6%																																																					
従業者数	2,631 人	13,065 人	20.1%																																																					
	中心市街地	松江市	対市割合																																																					
事業所数	2,975 事業所	9,067 事業所	32.8%																																																					
(飲食店)	859 事業所	1,306 事業所	65.8%																																																					
(織物・衣服・身の回り品小売業)	177 事業所	342 事業所	51.8%																																																					
(政治・経済・文化団体)	114 事業所	192 事業所	59.4%																																																					
(駐車場業)	81 事業所	114 事業所	71.1%																																																					
(放送業)	6 事業所	8 事業所	75.0%																																																					
従業者数	21,178 人	75,217 人	28.2%																																																					
松江市役所 島根県庁 島根県警察本部 松江地方裁判所 松江地方合同庁舎 松江テルサ 市民活動センター 松江商工会議所 松江市総合福祉センター																																																								
松江赤十字病院																																																								
県立図書館 県立美術館 県立武道館 カラコロ工房 県民会館																																																								
松江城 小泉八雲記念館 千手院 月照寺 白濁天満宮																																																								
JR 松江駅 松江しんじ湖温泉駅																																																								

以上のとおり、当該中心市街地は、相当数の小売商業、各種事業所、公共公益施設等が密度高く集積することにより、様々な都市活動が展開され、本市において経済的、社会的に中心的な役割を担っている。

また、本市の中心市街地は、近隣市町村のまちなかの存在でもある。

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

中心市街地の様々な集積が低下することで、市全体の経済活力が停滞している。

南殿・母衣エリアに代表されるように低未利用地が増大している。百貨店が撤退する以前、その新館新築、旧館増床改築が行われ、エリアも栄えていた今から約20年前に比べて、空き家・空き店舗及び駐車場の面積が約2倍に増加している。

市街地の空洞化



(資料：松江市調べ)

地価公示価格の変遷をみると、平成9年に松江駅周辺エリア(朝日町字伊勢宮 476-7)の地価が中心市街地で最も高かったが、平成18年には64.7%減少と大幅に下落したのをはじめ、軒並み低下している。

地価公示価格

	平成9年	平成18年	減少率
朝日町字伊勢宮 476-7	858千円	303千円	64.7%

中心市街地の小売事業所数、小売年間商品販売額が減少し、集積の度合いも低下している。事業所数は平成9年の85%に、年間商品販売額は平成9年の81%に減少している。

小売事業所数

	中心市街地	松江市	対市割合
平成 9 年	582 事業所	2,399 事業所	24.3%
平成 16 年	493 事業所	2,214 事業所	22.3%

(資料：平成 16 年商業統計調査)

小売年間商品販売額

	中心市街地	松江市	対市割合
平成 9 年	54,555 百万円	232,837 百万円	23.4%
平成 16 年	44,379 百万円	226,908 百万円	19.6%

(資料：平成 16 年事商業統計調査)

事業所数は平成 8 年の 91%に、従業者数は平成 8 年の 96%に減少し、集積の度合いも低下している。

事業所数

	中心市街地	松江市	対市割合
平成 8 年	3,751 事業所	11,869 事業所	31.6%
平成 13 年	3,418 事業所	11,566 事業所	29.6%

(資料：平成 13 年事業所・企業統計調査の特定事業調査)

従業者数

	中心市街地	松江市	対市割合
平成 8 年	33,202 人	104,611 人	31.7%
平成 13 年	31,933 人	104,909 人	30.4%

(資料：平成 13 年事業所・企業統計調査の特定事業調査)

以上のおり、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じている。また今後もさらに活力低下が進む恐れがあると認められる市街地である。

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

中心市街地の活性化は、松江市総合計画及び松江市都市計画マスタープラン等の計画と整合性をもって進めることとしている。

① 松江市総合計画（平成19年9月策定）における位置付け

中心市街地の方針としては、「まちなか居住」「近隣からの集客拠点」「観光・交流」という3つの視点により、歴史的な街並みを守りながら、中心市街地の活性化を図っていくことと位置づけられている。

② 松江市都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）における位置付け

都市計画マスタープランでは、中心市街地の拠点性を生かした集積型の都市づくりを行うとともに、地域の生活を支える地域拠点のまちづくりを併行的に推進し、これらを有機的にネットワーク化した「拠点連携型の都市構造」を構築することと位置づけられている。

③ 松江市住宅マスタープラン（平成19年3月策定）における位置付け

中心市街地の活性化を、関連する諸分野の施策と連携しながら、空洞化が進行している中心市街地の人口の回復を目指し、まちなか居住の推進を図ることと位置づけられている。

④ 中心市街地活性化による効率性と周辺への波及効果

本市全域での固定資産税額においては、全体の約18%（平成18年）が中心市街地内である。人口規模は、市全体の約8%、面積では、約0.8%が中心市街地である。

従って、既存ストックの有効活用を行い、都市機能を保ちつつ、中心市街地の活性化を図ることが本市にとって経済的にも有効である。

中心市街地活性化は、本市全体にとっても安定的税収の確保とともに、交流人口・居住人口の増加による経済波及効果も大きく、本市全体の発展に有効かつ適切である。

また、本市の中心市街地は、近隣市町村のまちなかの存在でもあることから、本市中心市街地活性化は、本市のみならず近隣市町村に対しても波及効果が大きく、近隣市町村の発展にも有効かつ適切である。

内 容	地元購買率	他市町村への購買力流出率
70%以上		
50%以上70%未満		
30%以上50%未満		
10%以上30%未満		
5%以上10%未満		
5%未満		

出雲・隠岐部商圏図(全商品)

※前回調査は平成13年9月実施
 ※市町村名は平成16年4月1日現在

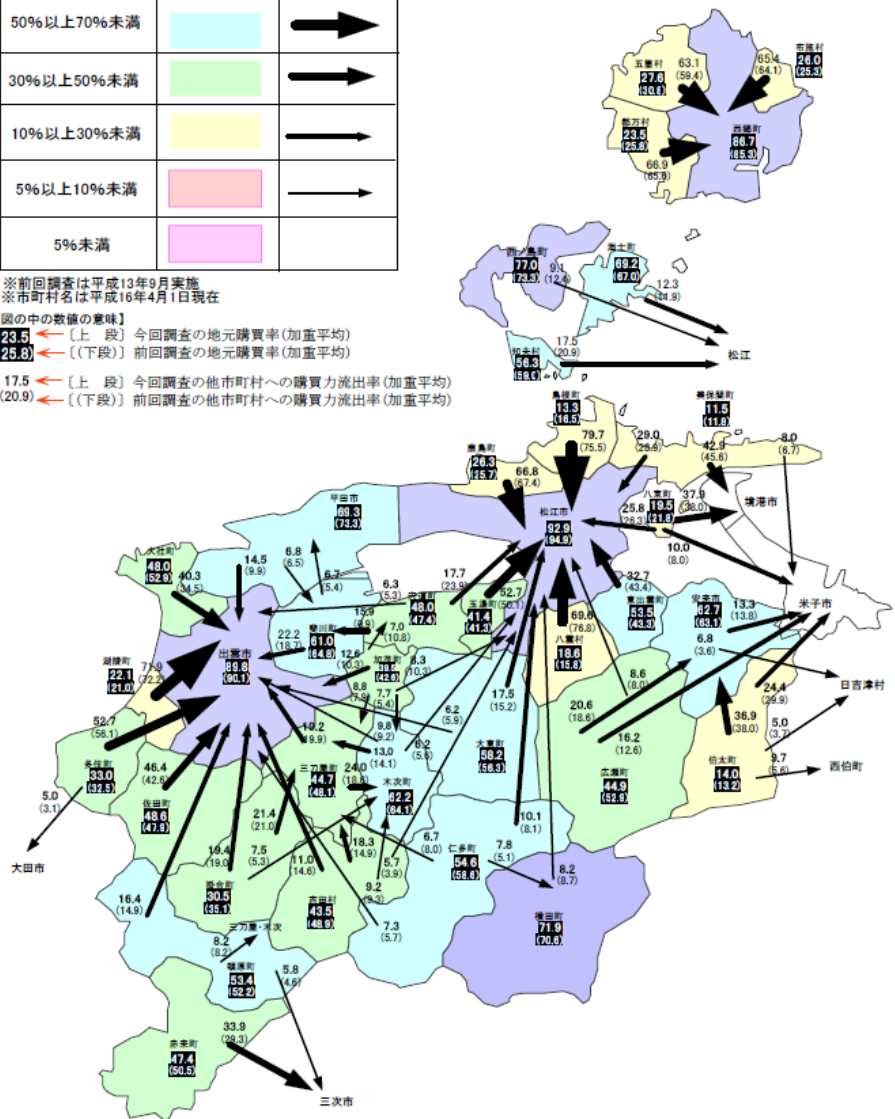
【図の中の数値の意味】

23.5 ←〔上 段〕今回調査の地元購買率(加重平均)

25.6 ←〔(下段)〕前回調査の地元購買率(加重平均)

17.5 ←〔上 段〕今回調査の他市町村への購買力流出率(加重平均)

20.9 ←〔(下段)〕前回調査の他市町村への購買力流出率(加重平均)



(資料：平成16年度島根県商工会連合会 商勢圏実態調査)

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 松江市中心市街地活性化の目標

本市の中心市街地活性化基本計画における目標は、基本方針に基づき次のとおりとする。

【目標】

住んでよし、訪れてよしの「松江らしい」まちづくり
～住み続ける暮らしの中に流動性を生み出す～

なお、『住んでよし、訪れてよしの「松江らしい」まちづくり』の実現には、3つの基本方針である、「観光・交流」「近隣集客拠点」「まちなか居住」の視点からの目標を設定し、その達成のために本基本計画に位置づけた各種施策を官民一体となって効果的に展開する。

①観光・交流

本市にとって、観光は最も重要な産業であり、経済波及効果も大きい。

そこで、本市は、平成23年に観光客1,000万人を目標に各種観光振興策を実施している。

「観光資源」の魅力を高め、「まち歩き」観光の推進などにより、観光客の増加を図るとともに、体験型観光の推進などにより、地元の人と訪れる人との交流を図っていく。

観光交流人口の増加は、宿泊施設、商業、飲食など裾野の広い経済波及効果があり、中心市街地の活性化に大きく寄与している。

②近隣集客拠点

中心市街地の賑わいは、観光・交流による来街者ばかりでなく、域内の人々による賑わいと、近隣から訪れる人々による賑わいも重要であり、そのため、既存ストックの活用を図るとともに、働く場の創出、魅力あるまちづくりなどに取組む必要がある。これらを実現するために、商業・通勤等多様なライフスタイルでの近隣集客拠点を形成し、街の賑わいを創出していく。

③まちなか居住

中心市街地内での人口減少と高齢化は、既存コミュニティの崩壊など様々な点で問題となっているため、まちなか居住施策を実施し、多くの人にまちなかに居住してもらうようにする必要がある。

しかしながら、本市の中心市街地内は、歴史や、景観など残していくべき既存ストックが多く存在している地域である。

したがって、景観を守りつつ、既存ストックを有効活用し、誰もが暮らしやすい中心市街地を形成するとともに、まちなか居住の促進を図る。

[2] 計画期間

事業期間は、進捗中の事業及び今後整備予定の事業が完了し、それらの効果が発現する平成25年3月までの4年9月とする。

[3] 数値目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するために、各目標に数値目標を設定し、事業期間内においても、適時評価しながら、PDCA サイクルにより事業を実施していくものである。

(1) 「観光・交流」の達成状況を表す指標

年間観光入込客数

観光・交流を表す指標として、毎年（暦年）、本市が集計している観光動態調査で定期的にフォローアップが可能な指標として中心市街地の年間観光入込客数を数値目標の指標として設定する。

本市の観光入込客数が、観光施設等の入込客数と観光イベント等の入込客数の合計をもって観光入込客数としていることから、中心市街地内の観光入込客数も中心市街地内の観光施設等の入込み客数と中心市街地内で行われている観光イベント等の合計をもって中心市街地内の観光入込客数とする。

なお、観光動態調査が暦年調査であるため、本計画でも暦年の数字を指標とする。

(2) 「近隣集客拠点」の達成状況を表す指標

通行量（歩行者・自転車）

近隣集客拠点を表す指標の一つとして、中心市街地を訪れる人が減少し、賑わいの低下が課題であり、中心市街地の賑わい作りを進め、より多くの人に中心市街地に訪れてもらう必要があることから、通行量調査により定期的にフォローアップが可能な指標として歩行者と自転車の通行量の合計を数値目標の指標として設定する。

数値目標は、来街者に対して公共交通の利用や徒歩又は自転車で来街してもらいたいコンセプトで設定した。

(3) 「まちなか居住」の達成状況を表す指標

居住人口

本市の「まちなか居住」は、景観に配慮した快適な居住環境の提供であるため、数値のみでの評価は出来ないが「まちなか居住」を表す指標としては、中心市街地全体での人口減少の課題も多く、中心市街地活性化の面からも居住人口の増加は必要であることから、住民基本台帳により定期的にフォローアップが可能な指標として居住人口を数値目標の指標として設定する。

[4] 具体的な目標数値

(1) 「観光・交流」に関する数値目標

1) 数値目標

①観光入込客数

評価指標（千人）	現状値（H19年）	目標値（H24年）
中心市街地内の観光入込客数	3,627	4,100

表17 中心市街地における観光入込客数

施設名及びイベント等	観光入込客数(人)							観光の目標年	基本計画の目標年
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H23年(人)の目標値	H24年(人)の目標値
中心市街地内の観光施設等の入込客数	1,771,710	1,888,636	1,783,106	1,689,275	2,392,422	2,400,470	2,537,711		
中心市街地内のイベント等の入込客数	736,000	713,000	834,000	839,523	929,830	1,004,654	1,088,841		
中心市街地内合計	2,507,710	2,601,636	2,617,106	2,528,798	3,322,252	3,405,124	3,626,552	4,100,000	4,100,000
全市入込客数	5,046,000	4,629,000	4,616,000	4,501,000	8,080,000	8,227,948	8,599,114	10,000,000	10,000,000
全市入込客数に占める中心市街地の割合	49.7%	56.2%	56.7%	56.2%	41.1%	41.4%	42.2%		

※合併後の新松江市は、H17年からで、それ以前は、旧松江市の観光入込客数である。
 ※中心市街地内の観光施設等の入込客数は、松江市観光動態調査を実施している中心市街地内にある観光施設等の入込客数である。
 ※中心市街地内のイベント等の入込客数は、松江市観光動態調査を実施している中心市街地内にあるイベント等の入込客数である。

(資料:松江市観光動態調査より)

本市の観光振興は、平成18年度に策定した「松江市観光振興プログラム」に基づき、実施している。

この振興プログラムは、今後10年間の観光施策の指針であり、観光入込客数10,000千人を目標としている。

本市の観光入込客数は、調査対象となっている各観光資源・施設、イベント等の入込客数の積み上げで算出している。

したがって、上記方法で中心市街地にある観光資源、施設、実施されたイベント等の観光入込客数を算定すると平成18年は、3,405千人となり、全市の観光入込客数の41.4%となる。

本市は、平成17年に合併しているため、平成17年と平成18年の観光入込客数が、合併後の本市の観光入込客数となる。

平成17年の全市に占める中心市街地の観光入込客数の割合は、41.1%、平成18年は、41.4%であるため、全市の観光入込客数が1,000万人になる平成23年時でも、事業実施箇所が変わらないため、全市に占める中心市街地の観光入込客数の割合は、41%と推計する。

一方、観光振興プログラムは、平成19年度から10年間のプログラムであり、各種事業が継続されるため、平成24年の全市の観光入込客数も平成23年同様10,000千人と推計し、中心市街地の観光入込客数も平成23年の観光入込客数と同数であると推計する。

したがって、目標年次の中心市街地の観光入込客数は、

$$\begin{array}{l}
 \frac{10,000 \text{ 千人}}{\text{(H24 全市観光入込客数)}} \quad \times \quad \frac{41\%}{\text{(全市観光入込客数に対する}} \\
 \hspace{15em} \text{中心市街地の観光入込客数の推計割合)}} = 4,100 \text{ 千人}
 \end{array}$$

平成19年度から平成23年度までは、松江開府400年祭の各種事業があるため、観光入込客数が増加する傾向にある。

一般的に大きなイベントが開催された翌年は、入込客数が落ち込むことが予想されるが、松江開府400年祭は、単なるイベントではなく400年前からのまちづくりを検証し、後世にそれを伝え、さらなる発展の石杖とするものであることから、減少の影響は最小限であると見込める。

例えば、「松江きもの都(まち)プロジェクト事業」など、まち歩き観光の創出につながる事業については、松江開府400年祭の期間中事業が恒常化するように事業展開する。

また、期間終了後についても、引き続き回遊性が高まるような事業を引き続き実施するため、平成24年の観光入込客数は、対前年比と同程度であると推測でき、本計画の目標年次の平成24年の観光入込客数は、同祭が終わる平成23年の観光入込客数と同じ数値とする。

2) 目標達成に必要な事業等の考え方と目標値の見込み

①新しい施設の整備（松江城周辺、松江しんじ湖温泉などで重点的に実施）

観光客増加のために、魅力ある施設として、歴史資料館(仮称)、宍道湖しじみ館(仮称)などの整備を行うことにより、入込客数の増加を図る。

・歴史資料館（仮称）

歴史資料館(仮称)は、平成22年度に開館予定である。

入込客数を推計するに当たり、歴史資料館(仮称)は、藩政時代の歴史を学ぶ博物館施設であることから、隣接し周遊動線上にある松江城天守への登閣者数とほぼ同数であると推計できる。

したがって、歴史資料館(仮称)の入込客数は年間250千人と推計する。

年間入込客数の推計値 : 250千人/年

・宍道湖しじみ館（仮称）

宍道湖しじみ館(仮称)は、平成20年度に開館予定であるため、入込客数を推計する。

宍道湖しじみ館(仮称)は、現在ある名産センターの機能を拡充して、宍道湖しじみ館として整備する。

現在の名産センターの入込客数は、約35千人であるが、今回「食べる」・「体験する」・「買う」・「学ぶ」をテーマに機能拡充し宍道湖しじみ館(仮称)として、再整備するとともに、同施設駐車場に足湯を整備することから、現在より入込客数を約30千人増加させる計画にしている。

したがって、宍道湖しじみ館の目標年次での入込客数は年間65千人と推計する。

年間入込客数の推計値 : 65千人

したがって、新しい観光施設による観光客数の増加は、

$$250 \text{ 千人} + 65 \text{ 千人} = \boxed{315 \text{ 千人}}$$

②イベント等の開催及び周知による入込客数の増加

松江開府 400 年祭を平成 19 年度から 5 ヶ年に渡り実施することにより、観光客の誘客を図る。

また、既存イベント等の周知により、新たな誘客を生み、観光客増加を図る。イベントについては、一過性であるが、松江開府 400 年祭を契機としてさらに認知度を上げ、恒常的な観光振興に取り組んでいく。

平成 19 年度のシンボルイベント「お茶と和菓子のフェスタ」の入込客数が約 20 千人であることから、平成 20 年度のイベントもリピーターを増やすようにイベントの工夫を凝らしたり、継続的な取組を行うことで、平成 19 年度同様の入込客数が見込め、また、定着させていく。

松江開府 400 年祭期間中は、毎年 20 千人ずつイベント等の入込客数が増加するイベントを実施し、それ以降は、観光入込客数を維持していく取組を行う。

最終年である平成 23 年度は、開府 400 年祭の集大成となる大きなイベントを行うため、大幅な観光入込客数の増を見込む。

平成 23 年度実施予定の「松江開府大博覧会」は、実施期間が 3 ヶ月であり、平成 19 年度実施の「お茶と和菓子のフェスタ」が 1 ヶ月で 20 千人の観光入込客数の実績があることから、平成 23 年度実施予定の「松江開府大博覧会」は、「お茶と和菓子のフェスタ」の 3 倍の 60 千人の観光入込客数を見込む。

したがって、平成 23 年の松江開府 400 年祭イベントの観光入込客数は、前年に対して 60 千人の増加と見込む。

平成 24 年度には、「松江開府大博覧会」が無い場合、イベントによる観光入込客数を 80 千人と見込む。

●主な松江開府 400 年祭イベント

【平成 20 年度】

シンボルイベントは、松江的ジャポニズム「お城・お菓子・だんだん縁遊会」で、それ以外の主なイベントは、園山俊二デビュー 50 周年記念事業、松江開府 400 年祭記念薪能、日中韓友好交流書画展、開府の径ウォークなどを実施する。

平成 20 年 松江開府 400 年祭イベントの観光入込客数 40 千人

【平成 21 年度】

シンボルイベントとして、「城下町文化サミット」を開催する。

平成 21 年度 松江開府 400 年祭イベントの観光入込客数 60 千人

【平成 22 年度】

シンボルイベントとして、「おでん都市松江 全国おでんサミット」を開催する。

平成 22 年度 松江開府 400 年祭イベントの観光入込客数 80 千人

【平成 23 年度】

シンボルイベントとして、「松江開府大博覧会」を開催する。

平成 23 年度 松江開府 400 年祭イベントの観光入込客数 140 千人

新規イベントによる観光施設等への入館者数の増加は、平成 19 年の実績より新規イベント参加者の約 8 割が観光施設等に入館している傾向があることから、平成 24 年における既存の観光施設等への入込客数の増加効果は、

$$80 \text{ 千人} \times 0.8 = \underline{64 \text{ 千人}}$$

したがって、平成 24 年における観光客数の増加は、

$$\underline{80 \text{ 千人}} + 64 \text{ 千人} = \boxed{144 \text{ 千人}}$$

③まち歩き観光の推進によるまちなか滞在者の増加

本市において、まち歩き観光が進んでいないため、これを推進することで観光客増加が期待できる。

特に景観的街並みが保存されている地域での推進による効果が大きいと考える。

市内で伝統的街並みが保存され生活が営まれている地域において、サインの充実や歩道整備による歩きやすさの向上を行い、観光入込客数、滞在時間及び、通行量の増加を図る。

魅力ある商店街を作ることにより、まつえ暖談食フェスタのように観光施設等との協同イベント開催により、観光地から商店街までまちなかの回遊性を向上させ、まち歩きの促進を図る。

さらに、パークアンドライドなど交通ターミナル機能の活用により、ターミナルを中心とした公共交通機関による移動、ターミナル周辺は徒歩という、複合的まち歩き観光の促進を行うことにより、より広いエリアを観光客が楽しめるように利便性の確保を行うことで、滞在時間の増加とまちなか滞在者の増加を図る。

これらの効果として、平成 19 年の既存観光施設等の入込客数 2,538 千人の約 1% (25 千人) 増を見込む。

$$\underline{2,538 \text{ 千人} \times 1\% = 25 \text{ 千人}}$$

④松江開府 400 年祭事業の定着による維持効果

事業をまちづくりに定着化させるために、松江開府 400 年祭期間中実施しているもので、まちづくりに今後とも寄与するものとして、下記の事業を継続実施する。

これにより、松江開府 400 年祭事業による観光客増加の継続的な維持が可能となる。

【松江きもの都(まち)プロジェクト】

着物で歩いている人が沢山いる、どこでもお茶とお菓子が楽しめる、着物で観光ができる、そんな松江を演出する。

観光客に対して、着物のレンタルと着付け、お茶とお菓子の楽しめるお店の告知、着物のお客様への割引特典などを実施する。

【光のページェント 松江新光絵巻】

松江城を中心に幻想的な“光のまち”の演出を行う。
平成20年度は、宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島のライトアップを試験的に行う。

【学生・生徒・児童が見た松江の魅力事業】

市内の大学、高校、小・中学校において、江戸時代を中心とした松江の歴史を授業で学び、成果をイベントとして自主企画、運営する。

したがって、平成24年の中心市街地内の観光入込客数は、次のとおりである。

$$\begin{array}{rcl}
 \underline{3,627 \text{ 千人}} & + & \underline{315 \text{ 千人}} & + & \underline{144 \text{ 千人}} \\
 \text{H19年中心市街地内の} & & \text{①新規観光施設} & & \text{②新規イベントの入込} \\
 \text{観光入込客数} & & \text{入込客数} & & \text{客数及び波及効果} \\
 \\
 \underline{25 \text{ 千人}} & = & \underline{4,111 \text{ 千人}} \\
 \text{③まち歩き観光} & & \text{平成24年の中心市街地内の} \\
 \text{促進による効果} & & \text{観光入込客数}
 \end{array}$$

表18 中心市街地における観光入込客数

施設名及びイベント等	観光入込客数(人)								観光の目標年	本計画の目標年
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H23年(人)の目標値	H24年(人)の目標値
既存観光施設等の入込客数	2,392,422	2,400,470	2,537,711	2,538,000	2,538,000	2,538,000	2,538,000	2,538,000		
宍道湖しじみ館(仮称)					65,000	65,000	65,000	65,000		
歴史資料館(仮称)						250,000	250,000	250,000		
イベントによる観光施設入込客増加効果			(137,000)	32,000	48,000	64,000	112,000	64,000		
既存のイベント等の入込客数	929,830	1,004,654	919,228	1,089,000	1,089,000	1,089,000	1,089,000	1,089,000		
新規松江開府400年祭イベント			169,613	40,000	60,000	80,000	140,000	80,000		
各種事業展開による相乗効果								25,000		
中心市街地内合計	3,322,252	3,405,124	3,626,552	3,699,000	3,800,000	4,086,000	4,194,000	4,111,000	4,100,000	4,100,000
全市入込客数	8,080,000	8,227,948	8,599,114				10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

※H20年以降の中心市街地合計は、推計値である。
※H19年の()内の数字は、施設等の入込客数に含まれている。

よって、目標の「観光入込客数」の達成は可能と考えられる。

(2) 「近隣集客拠点」に関する数値目標

1) 数値目標

① 通行量(歩行者及び自転車)の目標値

評価指標(人)	現状値(H19年)	目標値(H24年)
通行量[平日・休日の合計]	17,380	19,000

通行量は、定期的に調査を行っていなかったため、平成19年度より調査を実施し、基本計画の目標年次までに通行量の増加を図るものである。

数値目標の設定としては、平成 19 年度調査地点全 8 地点(図 32)の平日、休日
の一日当たりの(11時から18時)の通行量(歩行者・自転車)の合計を通行量
の指標とする。

目標値は、年々人通りが減少し、中心市街地への吸引力を失いつつあるため、
これ以上低迷しないように、現状維持を厳守するとともに、過去に中心市街地対
策として施策を講じ通行量が増加した平成 13 年度時点まで、通行量を戻すこと
を目標とする。

なお、平成 17 年度調査は、調査日に雪が降ったため例年より歩行者数が減少
しているため、他の年度との比較が困難であり、参考値として掲載する。

表19 平成7年度からの通行量調査結果表(歩行者と自転車の合計)

地図 NO	調査箇所 商店街名等	調査地点	H7年度(10:00~19:00)			H13年度(11:00~18:00)			H17年度(11:00~18:00)			H19年度(11:00~18:00)		
			平日	休日	合計	平日	休日	合計	平日	休日	合計	平日	休日	合計
①	南殿町商店街	みしまや中央店むらくも前	3,893	3,955	7,848	1,442	1,012	2,454	876	613	1,489	1,328	799	2,127
②	京店商店街	ラウンジ京前	2,808	1,736	4,544	2,162	2,528	4,690	907	454	1,361	1,531	1,266	2,797
③	天神町商店街	中村茶舗前	1,466	721	2,187	912	896	1,808	681	262	943	975	447	1,422
④	中央通り商店街	元松井本店薬局前	1,555	1,097	2,652	602	772	1,374	998	741	1,739	1,311	777	2,088
⑤	駅本通り商店街	ポートピアビル前	-	-	-	850	936	1,786	971	721	1,692	962	893	1,855
⑥	こだわり市場前	駐輪場横高架下	-	-	-	-	-	-	1,275	-	-	1,651	1,566	3,217
⑦	松江サティー周辺	パチンコ丸三西側高架下	-	-	-	1,332	2,142	3,474	-	-	-	1,196	2,073	3,269
⑧	松江しんじ湖温泉	ホテル一畑駐車場前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	307	298	605
		(計)	9,722	7,509	17,231	7,300	8,286	15,586	4,433	2,791	7,224	9,261	8,119	17,380
		①~④の合計(調査時間:11~18時)		補正值	13,062			10,326			5,532			8,434
		⑤~⑧の合計(調査時間:11~18時)												8,946

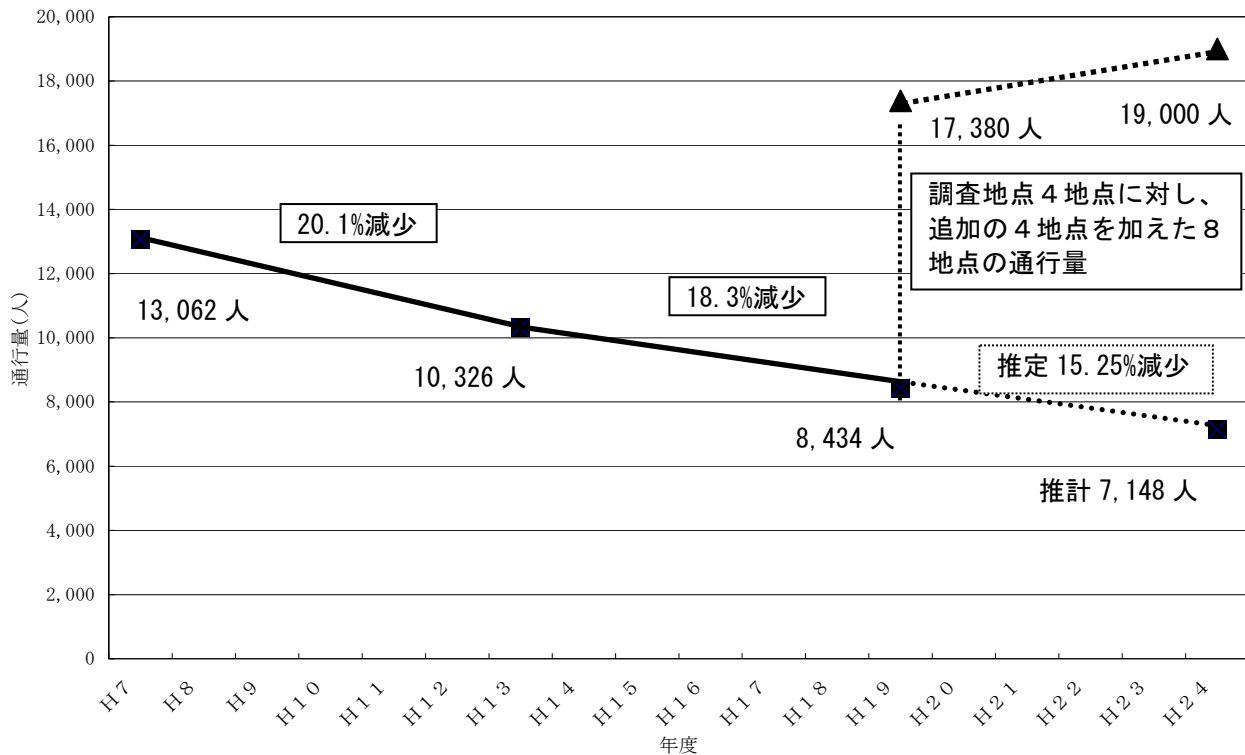
※ こだわり市場は、平成16年3月開業

(資料:松江商工会議所・松江市調査)

平成 7 年度のデータは、10 時~19 時までの合計値であるため、平成 13 年度以
降のデータと比較するために、平成 13 年度のデータをもとに平成 7 年度の合計
値を下記のとおり補正し、比較検討を行う。

$$\begin{aligned}
 & \frac{17,231 \text{ 人}}{\text{H7 年度①~④合計値}} \times \frac{10,326 \text{ 人}}{\text{H13 年度①~④合計}} \div \frac{13,622 \text{ 人}}{\text{H13 年度①~④合計}} \\
 & \quad \quad \quad (10:00\sim 19:00) \quad \quad \quad (11:00\sim 18:00) \quad \quad \quad (10:00\sim 19:00) \\
 & = \frac{13,062 \text{ 人}}{\text{H7①~④合計値(11:00~18:00)}} \quad (\text{補正值})
 \end{aligned}$$

図 31 通行量(調査地点①～④の合計値)の経年変化図



ここで、調査地点①～④の平日と休日の合計通行量の減少率を見ると

平成 7 年度 → 平成 13 年度 ⇒ 20.1% 減少 (6 カ年で)
 平成 13 年度 → 平成 19 年度 ⇒ 18.3% 減少 (6 カ年で)

中心市街地活性化の事業効果で、近年通行量の減少率が下がっていることから、直近の 18.3% の減少率を用いて平成 19 年度から 5 年後の平成 24 年度の減少率を推定すると、

$$18.3\% \times 5/6 = 15.25\%$$

したがって、平成 24 年度の通行量の減少を推計すると次のとおりである。

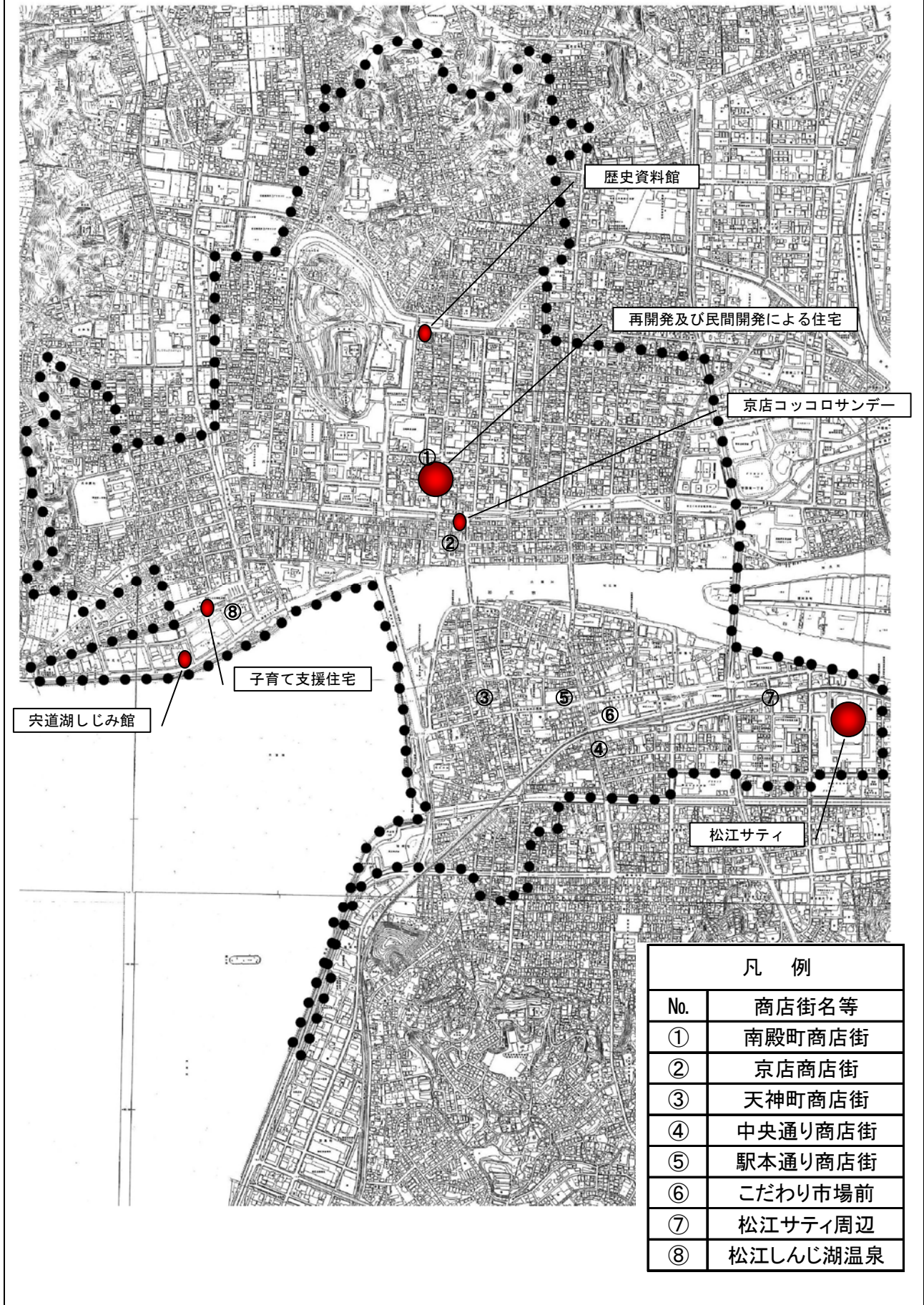
$$\frac{8,434 \text{ 人}}{\text{平成 19 年度通行量}} \times \frac{0.1525}{\text{推定減少率}} = \underline{1,286 \text{ 人(減少)}}$$

①～④合計値

したがって、目標数値は次のとおりである。

$$\frac{10,326 \text{ 人}}{\text{(調査地点①～④の平成 13 年度合計値)}} + \frac{8,946 \text{ 人}}{\text{(新規調査地点⑤～⑧の平成 19 年度合計値)}} = 19,272 \text{ 人} \approx \underline{19,000 \text{ 人 (目標値)}}$$

図 32 通行量調査地点図



凡 例	
No.	商店街名等
①	南殿町商店街
②	京店商店街
③	天神町商店街
④	中央通り商店街
⑤	駅本通り商店街
⑥	こだわり市場前
⑦	松江サティ周辺
⑧	松江しんじ湖温泉

2) 目標達成に必要な事業の考え方と目標値の見込み

①新しい施設等の整備

- 再開発及び民間開発による住宅の整備

再開発及び集合住宅等の整備により、居住人口の増加を図り、併せて周辺部の通行量の増加も図る。

再開発及び民間開発が進んでおり、その居住人口は、次のとおり推測できるため、通行量の増加は、増加する居住人口と同数とする。

$$\frac{108 \text{ 戸}}{\text{再開発及び民間開発で新規に供給する住宅戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人}}{\text{中心市街地の平均世帯数}} \times 2 = \frac{475 \text{ 人}}$$

- 歴史資料館(仮称)

歴史資料館の来館者をまち歩きマップなどを活用することにより、松江城から京店周辺までのまち歩き観光を促進し、回遊性の向上を図り、京店商店街、南殿町商店街などの通行量の増加を図る。

大手前通り周辺地区都市再生整備事業の目標値より歴史資料館(仮称)整備による、周辺部の通行量の増加率が、20%であることから、歴史資料館(仮称)の整備効果は次のとおりである。

$$\frac{2,127 \text{ 人}}{\text{南殿町商店街のH19年度通行量}} \times \frac{0.2}{\text{歴史資料館(仮称)整備による周辺部の通行量の増加率}} \times 2 = \frac{851 \text{ 人}}$$

- 高齢者まちなか居住に関する施策(高齢者用の住宅の整備)

$$\frac{80 \text{ 戸}}{\text{新規供給戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人}}{\text{中心市街地の平均世帯数}} \times 2 = \frac{352 \text{ 人}}$$

- 子育て世代のまちなか居住に関する施策(子育て支援住宅の整備)

$$\frac{36 \text{ 戸}}{\text{新規供給戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人}}{\text{中心市街地の平均世帯数}} \times 2 = \frac{158 \text{ 人}}$$

- 松江サティの増床・増築

松江サティの増床・増築に伴い、地域との連携の強化及び、地域イベントへの参加により、松江サティの集客力を活かして周辺部と松江サティとの回遊性を図り、通行量を増加させる。

周辺部の通行量の増加については、松江サティ内の駐輪場の増加により、駐輪場の増加部分を通行量の増加とする。

$$\frac{61 \text{ 台}}{\text{駐輪場の増設}} \times \frac{1 \text{ 人}}{\text{一台あたりの想定乗車人員}} \times 2 = \frac{122 \text{ 人}}$$

したがって、新しい施設整備に伴う通行量の増加は、

$$\frac{475 \text{ 人} + 851 + 352 \text{ 人} + 158 \text{ 人} + 122 \text{ 人}}{=} = \boxed{1,958 \text{ 人}}$$

②松江京店ココロサンデーによる通行量の増加

松江京店ココロサンデーなど定着型のイベントにより、通行量の増加を図る。

松江開府 400 年祭事業により観光客増加を図り、それに伴い通行量の増加を図る。

- ・ 松江京店ココロサンデーの恒常化による商店街の賑わい創出
平成 19 年度より毎月第二日曜日を京店商店街が中心となり、子育て支援のイベントとしてココロサンデーを開催している。

本イベントの開催目的のひとつには、子育て世代を気軽に京店商店街に来街させたいという思いがある。

したがって、本イベントで子供たちに配布している、スタンプカード「ココロキッズカード」のリピーター数から通行量を推計する。

ココロキッズカードは、氏名、生年月日、住所等を記名する記名式のカードで、ココロサンデーに参加した際にスタンプが一つもらえ、スタンプの数によりプレゼント等がある仕組みである。

また、島根県が実施している「しまね子育て応援パスポート」ココロカードの協賛店に、京店商店街のほとんどの店舗が加盟しているため、同パスポートを提示することで、商店街で割引特典等を受けることが出来る。ココロカードは、子育て世代の世帯に島根県が交付しているカードであるため、ココロキッズカードを所有している世帯は、ココロカードも所有していると推測できる。

したがって、リピーターとしてカードを持参する人は、京店商店街に来街する機会があり、毎月ココロサンデーに参加する意向のある人が多い。

これらココロキッズカードの発行者に対して京店商店街の魅力の訴求等を引き続き実施していくことにより、日常的に京店商店街及びその周辺への来街の促進を行い、通行量の増加を図る。

したがって、ココロサンデーに伴う通行量の増加は

$$\frac{72 \text{ 人}}{\text{ココロキッズカードリピーター数の平均}} \times \frac{2 \text{ 人}}{\text{親子 2 名}} = \frac{144 \text{ 人}}{\text{}}$$

③事業実施による相乗効果による通行量の増加

歴史資料館(仮称)、宍道湖しじみ館(仮称)の新規観光施設と既存観光施設などとの連携、暖談食フェスタなど、観光と商店街との連携イベントなどによる、通行量の増加及び、まち歩き観光の促進によるまち歩き観光をする人の増加を図ることにより、平成 19 年度の通行量 17,380 人の約 5%(869 人)増を図る。

$$\frac{17,380 \text{ 人}}{\text{}} \times 5\% = 869 \text{ 人}$$

したがって、平成 24 年の中心市街地内の通行量は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 & \underline{17,380 \text{ 人}} & - & & \underline{1,286 \text{ 人}} \\
 & \text{H19 年度の通行量} & & & \text{トレンドから見た H24 年度の通行量の減少人数} \\
 \\
 & + \underline{1,958 \text{ 人}} & & + \underline{144 \text{ 人}} & & + \underline{869 \text{ 人}} \\
 & \text{①新規施設整備による増加} & \text{②コッコロサンデーによる効果} & & \text{③相乗効果} \\
 \\
 & = \underline{19,065 \text{ 人}} \\
 & \text{平成 24 年の中心市街地内の通行量}
 \end{aligned}$$

よって、目標の「通行量」の達成は可能と考えられる。

(3) 「まちなか居住」に関する数値目標

1) 数値目標

①居住人口の目標値

評価指標 (人)	現状値 (H19 年)	目標値 (H24 年)
中心市街地内の人口	15,713	16,000

(H19 年人口は、住民基本台帳より)

本市の総人口は、平成 17 年国勢調査の結果 196,603 人で、前回の平成 12 年国勢調査人口から 2,686 人減少し、戦後初めて人口が減少した。このため、平成 18 年に定住促進に必要な効果的施策を早急に検討する必要から庁内で組織する「松江市定住推進本部」を設置し、特例市を目指すために、平成 22 年の国勢調査で人口 20 万人を目標に、各種定住策を推進しているところである。

また、本市総合計画では、計画期間を平成 19 年度から平成 28 年度とし、最終年度である平成 28 年度の目標人口を 20 万人に設定している。20 万人の目標人口を達成するための人口の動きを推計した目標推計と本市の将来人口をコーホート変化率法により推計したものは次のとおりである。

人口の推移 (人) [国勢調査より]

		国勢調査人口			将来推計人口			
		H7年	H12年	H17年	H22年	H24年	H27年	H28年
市全体	人口推計	195,353	199,289	196,603	191,897	—	185,355	183,742
	目標推計	—	—	—	200,002		201,979	200,895
中心市街地	人口推計	—	16,563	15,381	15,013	14,799	—	—

※ 松江市の推計値は、松江市総合計画検討資料より抜粋(コーホート法により推計)

※ 中心市街地内の推計値は、総合計画資料を参考に推計

人口の推移（人）〔住民基本台帳より〕

人口（人）	H12.9月末	H17.9月末	H18.9月末	H19.9月末	H24年	
					推計値	目標値
松江市	149,281	194,723	194,317	194,173	—	—
中心市街地内	16,779	15,760	15,702	15,713	15,108	16,000

※ 中心市街地内の推計は、総合計画資料を参考に推計

※ H12.9月末の松江市の人口は、合併前の旧松江市の人口である

これらのことより、各種施策により平成22年度から平成28年度にかけ市全体の人口が、20万人の目標を達成しているものとする、本中心市街地活性化基本計画の最終年次である平成24年度の市全体の人口は20万人となり、中心市街地の推計人口は、下記目標の見込みのとおり16,083人となる。

したがって、数値目標を16,000人とする。

上記、表のとおり毎年フォローが可能である、住民基本台帳の人口を目標設定及びフォローに利用し、国勢調査での人口は参考値として扱うものとする。

2) 目標達成に必要な事業等の考え方と目標値の見込み

具体的には、本市の定住推進策のうち特に下記の点について、重点的に実施し、人口増につなげていくものである。

①再開発及び民間開発による住宅の整備

再開発及び民間開発による集合住宅等の整備により、居住人口の増加を図る。

再開発及び民間開発が進んでおり、その居住人口は、次のとおり推測できるため、通行量の増加は、増加する居住人口と同数とする。

$$\frac{180 \text{ 戸}}{\text{再開発及び民間開発で新規に供給する住宅戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人}}{\text{中心市街地の平均世帯数}} = \underline{396 \text{ 人}}$$

②高齢者のまちなか居住に関する施策

高齢者用に住宅を整備する。

$$\frac{80 \text{ 戸}}{\text{高齢者用に新規に供給する住宅戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人}}{\text{中心市街地の平均世帯数}} = \underline{176 \text{ 人}}$$

③子育て世代のまちなか居住に関する施策

子育て支援住宅の整備により子育て世代に良好な居住環境を整備する

$$\frac{36 \text{ 戸}}{\text{子育て支援用に新規に供給する住宅戸数}} \times \frac{2.2 \text{ 人}}{\text{中心市街地の平均世帯数}} = \underline{79 \text{ 人}}$$

④若者定住促進のための家賃補助

まちなかに若者を定住させるため、対象世帯に家賃補助を行い、若者まちなか居住の促進を図る。

$$\frac{57 \text{ 世帯}}{\text{補助対象世帯数}} \times \frac{3 \text{ 年}}{\text{制度実施年数}} \times \frac{1.9 \text{ 人}}{\text{補助対象の推計平均世帯数}} = 324 \text{ 人}$$

⑤人口推計による減少

人口の推移の推計より、何も対策を講じない場合の平成 24 年の人口の推計値は、15,108 人であり、平成 19 年から 605 人減少することになる。

$$15,108 \text{ 人 (H24 年)} - 15,713 \text{ 人 (H19 年)} = \frac{\blacktriangle 605 \text{ 人}}{\text{減少人口}}$$

したがって、平成 24 年の中心市街地内の居住人口は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} & \frac{15,713 \text{ 人}}{\text{[H19.9 住基]}} - \frac{605 \text{ 人}}{\text{[人口推計による減]}} \\ & + (\frac{396 \text{ 人}}{\text{①再開発民間開発}} + \frac{176 \text{ 人}}{\text{②高齢者用住宅}} + \frac{79 \text{ 人}}{\text{③子育て住宅}} + \frac{324 \text{ 人}}{\text{④若者まちなか定住}}) \\ & = \underline{16,083 \text{ 人}} \end{aligned}$$

よって、目標の「居住人口」の達成は可能と考えられる。

[5] フォローアップの考え方

目標指標については、住民基本台帳、観光動態調査、通行量などは、毎年調査し、目標の達成状況を把握する。また、市をはじめとする行政はもとより、松江市中心市街地対策協議会など行政外の組織による適切なチェック等により、PDCA サイクルの運用を行い、状況に応じ、目標達成に向けた措置を講ずるものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市は、約400年の歴史を有する城下町で、第二次世界大戦の被害も受けておらず、松江城の堀の大半が残存しているなど江戸時代の面影が極めて良好に残されている反面、自動車の乗り入れをはじめ、狭い歩道は電柱等が支障となり、都市生活には不便な要因が多数存在していることも事実である。

また、本市は京都市、奈良市とともに国際文化観光都市となり、豊かな自然に支えられ、多くの観光客が訪れている。この明媚な風光、数多くの歴史・文化遺産を保存することが国際文化観光都市松江として強く求められている。

さらに人口減少、少子高齢化に対応した住宅整備、商業施設の再配置により居住人口の増加や商業機能が強化され、賑わいと活力のある中心市街地を形成することが期待されている。

(2) 事業の必要性

こうしたことから懸案である市街地の骨格を形成する内循環線(松江圏都市計画道路事業3.3.30号城山北公園線)の完成を急ぐとともにその他市街地内の道路においては、「歩いて生活できるまちづくり」を達成するため、安全、安心に歩くことが出来る歩行環境の改善を中心に取り組むことが必要である。

例えば、「大手前通り周辺地区まちづくり交付金事業」により歩行者空間の確保や、バリアフリー化に配慮した道路整備により、集客拠点から集客拠点までの間の徒歩や自転車での移動が安全かつ安心に出来るように整備し、回遊性を向上させることにより、賑わいを創出し、目標を達成していくものである。

また、本市の主要観光資源である史跡松江城は、築城後400年という長い年月から老朽化に伴う保存修理が必要となっている。さらに、地域の貴重な歴史資料の亡失を防ぐための施設整備が緊急の課題となっている。史跡として歴史的・文化的な価値を損なうことなく、保存修理することと共に歴史資料の積極的な公開・活用を図ることは、国際文化観光都市である本市の重要な事業として位置づけられている。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況については、着実な実施を通じて目標が達成できるよう毎年度、数値目標の確認を含めた調査・把握を行うものとし、状況に応じて事業の促進などの改善措置を行うものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 道路事業</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道母衣町大橋川線の道路改良（車道部）（側溝改良、スリット側溝新設） L=290m、W（平均）=10.5m ・市道米子殿町線の道路改良（車道部）（側溝改良、スリット側溝新設） L=290m、W（平均）=10.1m <p>●実施期間 H22年度～ H23年度</p>	<p>松江市</p>	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」を構成する道路事業である。</p> <p>下記事業については、道路のバリアフリー化を進め、松江赤十字病院へ通院、来訪する方々を始めとする歩行者にとって、安全で快適な歩行環境を整備することは、歩いて暮らせる中心市街地の実現に寄与するものであり、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p> <p>【市道母衣町大橋川線・米子殿町線】</p> <p>既存道路の歩道一部拡幅やフラット化、スリット側溝の新設等を行う。</p> <p>これらの路線は、市内路線バスが多数発着する主要バス停である県民会館前バス停及び関連事業である都市計画道路城山北公園線から松江赤十字病院へのアクセス道路であり、同病院への通院、来訪等、多数の利用がある。</p> <p>これら路線のバリアフリー化を進め、同病院へ通院、来訪する方々を始めとする歩行者にとって、安全で快適な環境を整備する。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>●実施時期 H22年度～ H23年度</p>	

<p>●事業名 道路事業</p> <p>●事業内容 ・市道米子町大橋川線の道路改良及び修繕(アスファルト舗装打換え、側溝撤去新設)</p> <p>L=480m、 W(平均) = 6.1m</p> <p>●実施期間 H20年度</p>	<p>松江市</p>	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区まちづくり交付金事業」を構成する道路事業。</p> <p>下記事業については、側溝の整備、舗装修繕による路面の排水性を高めることにより、歩行環境の改善を図り、歩いて暮らせる中心市街地の実現に寄与し、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p> <p>【市道米子町大橋川線】 既存道路の舗装修繕、側溝の撤去新設を行う。</p> <p>本路線は住宅が集中する地区内に位置している。老朽化した開渠を蓋付きの側溝とすることで安全性を高め、また、舗装修繕により路面の排水性を高めることにより、歩行環境の改善を図るものである。</p>	<p>●支援措置 まちづくり交付金</p> <p>●実施時期 H20年度</p>	
--	------------	---	--	--

<p>●事業名 道路事業</p> <p>●事業内容 ・市道北殿町1号線の道路改良（側溝撤去新設） L=260m、 W（平均）=3.8m ・市道北殿町2号線の道路改良（側溝撤去新設） L=60m、 W（平均）=3.6m</p> <p>●実施期間 H22年度～ H23年度</p>	<p>松江市</p>	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」を構成する道路事業。</p> <p>下記事業については、側溝改修による有効幅員の拡大を行うことで、歴史資料館整備により増加が見込まれる観光客や地域住民にとって安全で快適な歩行環境を整備することは、観光・交流、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。（※これら路線は、高質空間形成事業として、薄層カラー舗装を併せて実施する。）</p> <p>【市道北殿町1号線・2号線】 既存道路の側溝の撤去新設を行う。 これら路線に近接して、新たな中心市街地観光の拠点である歴史資料館の整備が進んでいる。側溝改修による有効幅員の拡大を行うことで、歴史資料館整備により増加が見込まれる観光客や地域住民にとって安全で快適な歩行環境を整備する</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>●実施時期 H22年度～ H23年度</p>
<p>●事業名 地域生活基盤施設事業</p> <p>●事業内容 ・ポケットパーク“みちの縁側 母衣町”の整備（植栽、ベンチ、照明、案内板、四阿） A=133 m²</p> <p>●実施期間 H24年度</p>	<p>松江市</p>	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」を構成する地域生活基盤施設事業。</p> <p>下記事業については、観光客を含めた歩行者の休憩所、地域住民の語らいの場として、ポケットパークを整備することは、観光・交流、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p> <p>【“みちの縁側 母衣町”整備】 都市計画道路城山北公園線整備事業の実施に併せ、ベンチや案内板を備えたポケットパーク整備を行う。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>●実施時期 H24年度</p>

		<p>このポケットパークは歩道拡幅により歩行者通行量の増加が予想される都市計画道路に隣接している。</p> <p>観光客を含めた歩行者の休憩の場、地域住民の語らいの場としてポケットパークを整備する。</p>		
<p>●事業名 高質空間形成施設事業</p> <p>●事業内容 ・市道北田大手前線の道路改良等（排水性舗装、歩道部自然石舗装、植栽、車止め、照明、水路修景整備） 舗装： L=360m、 W（平均）=10.9m 水路：L=284m（W（平均）=0.8m） ・市道北殿町1号線の道路改良（薄層カラー舗装） L=260m、 W（平均）=3.8m ・市道北殿町2号線の道路改良（薄層カラー舗装） L=60m、 W（平均）=3.6m</p>	松江市	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」を構成する高質空間形成施設事業。</p> <p>【市道北田大手前線】 歴史資料館整備に併せ、歩道整備、排水性舗装、歩道部自然石舗装、植栽、車止め、照明、水路修景整備等を行う。 本路線は、松江城や堀川遊覧船乗船場など中心市街地観光の拠点に近接し、現在、多数の観光客の利用があり、今後も、歴史資料館の開館等により観光客の利用増加が見込まれている。植栽や水路修景整備等により、中心市街地を訪れる観光客が安全で快適に付近を散策できる歩行環境を整備することは、中心市街地観光の活性化に寄与するものであり、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p> <p>【市道北殿町1号線・2号線】 既存道路の薄層カラー舗装を行う。 これら路線に近接して、新たな中心市街地観光の拠点である歴史資料館の整備が進んでいる。 同館の周辺道路であるこれら路線の薄層カラー舗装を行うことで、観光客や地域住民が快適に散策できる歩行環境を整備するものであり、観光・交流、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p> <p>【市道母衣町大橋川線・米子殿町線】</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>●実施時期 H20年度～ H23年度</p>	

<p>・市道母衣町大橋川線の歩道改良（薄層舗装〔カラー舗装〕、蓋美装化） 車道改良（排水性舗装） L=290m、W（平均）=10.5m</p> <p>・市道米子殿町線の歩道改良（薄層舗装〔カラー舗装〕、蓋美装化） 車道改良（排水性舗装） L=290m、W（平均）=10.1m</p> <p>●実施期間 H20年度～ H23年度</p>		<p>既存の歩道について、景観に配慮した薄層舗装（カラー舗装）を行う。</p> <p>これらの路線は、市内路線バスが多数発着する主要バス停である県民会館前バス停及び関連事業である都市計画道路城山北公園線から松江赤十字病院へのアクセス道路であり、同病院への通院、来訪等、多数の利用がある。</p> <p>これら路線の薄層舗装（カラー舗装）を行うことで自動車の速度を抑制し、同病院へ通院、来訪する方々を始めとする歩行者にとって、安全で快適な環境を整備するものであり、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p> <p>また、歩行者への水はねを防止し、歩道歩行の安全・安心度を向上させるため、車道舗装を排水性舗装とする。</p>		
<p>●事業名 地域創造支援事業</p> <p>●事業内容 ホーランエンヤ記念館整備事業</p> <p>●実施期間 H23年度</p>	<p>松江市</p>	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」を構成する地域創造支援事業。</p> <p>【ホーランエンヤ記念館整備事業】 H21年、日本三大船神事「ホーランエンヤ」が12年ぶりに開催され過去最大となる36万5千人もの見物客を魅了した。</p> <p>360年の歴史をもつ神事であると同時に、松江の貴重な観光資源でもあるホー</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>●実施時期 H23年度</p>	

		ランエンヤの魅力を広く伝えるための展示を主体とした観光拠点施設を整備する。		
<p>●事業名 高質空間形成施設事業</p> <p>●事業内容 通り名標柱、照明灯の設置 (標柱：2基、照明灯：2基)</p> <p>●実施期間 H20年度～ H23年度</p>	松江市	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」を構成する高質空間形成施設事業。</p> <p>【通り名標柱、照明灯の設置】 まちの活性化のため、かねてから海乗院・自性院通りとして地域住民より親しまれていた通りに、通り名標柱を設置し、道路の愛護活動を促進する。 また、併せて、通りの安心・安全度を高めるため、照明灯を設置するものであり、観光・交流、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>●実施時期 H20年度～ H23年度</p>	
<p>●事業名 事業活用調査事業</p> <p>●事業内容 惣門橋通り歩行環境向上調査の実施（社会実験、交通量調査、アンケート） 調査対象路線： L=380m</p> <p>●実施期間 H20年度</p>	松江市	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区まちづくり交付金事業」を構成する事業活用調査事業。</p> <p>【惣門橋通り歩行環境向上調査】 歴史資料館の開館により増加が予想される北田大手前線（惣門橋通り）の歩行者の安全性及び快適性を確保し、かつ周辺の住民生活に与える影響を最小限とする施策について、一方通行化による車道の縮小と歩行空間の拡大を前提として調査・検討を行う。 観光客の安全、快適性の確保と、周辺住民の生活環境維持の両立を目的に実施するものであり、観光・交流、まちなか居住という目標の達成に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 まちづくり交付金</p> <p>●実施時期 H20年度</p>	

<p>●事業名 まちづくり活動推進事業</p> <p>●事業内容 ・大手前地区まちづくり推進事業の実施（協議会運営、ワークショップ等開催運営、機関紙発行、勉強会講師派遣） 事業対象面積： A=41.8ha</p> <p>●実施期間 H20年度～ H24年度</p>	<p>松江市</p>	<p>居住者、観光客、松江赤十字病院への来院者の歩行環境向上などにより、“暮らす人が安心して暮らし続けられ、訪れる人が快適に往来できるまちづくり”を目指し実施する「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」を構成するまちづくり活動推進事業。</p> <p>【大手前地区まちづくり推進事業】 城下町松江に相応しく、かつ常に新鮮な街であり続けることを目指したまちづくり協議会活動を推進するため、ワークショップの開催や、機関紙の発行等を行う。地域住民によるまちづくり活動の活発化は、街の賑わいを高め、居住者や観光客をひきつけるものであり、まちなか居住、観光・交流の目標の達成に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>●実施時期 H20年度～ H24年度</p>	
<p>●事業名 松江城国宝化推進事業</p> <p>●事業内容 松江城の国宝化を推進</p> <p>●実施期間 H23年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>松江城の国宝化に向けた調査や市民運動への支援のほか、保存活用計画の策定を行うことは、国際文化観光都市である本市の重要な事業に位置づけられる。これらのことから、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H23年度～</p>	
<p>●事業名 地域歴史文化まちづくり推進事業</p> <p>●事業内容 歴史的なまちなみ・環境を向上</p> <p>H23年度～ H31年度</p>	<p>松江市</p>	<p>官民一体となって歴史的なまちなみ・環境を向上させる歴史まちづくり事業（道路美装化、みち筋修景、歴史文化の案内・説明板設置など）を実施するもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H23年度～ H31年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 市道県民会館南線・和多見天神橋線交通安全施設等整備事業</p> <p>●事業内容 電線類地中化を含む歩道整備事業</p> <p>●実施期間 H17年度～H21年度</p>	<p>松江市</p>	<p>(市道県民会館南線) 市道県民会館南線は、県庁や県民会館及び松江城等の主要観光地が隣接する殿町に位置し、県民会館前のバス停は、1日約700便が停車するJR松江駅に次ぐバスターミナル機能を有した場所である。殿町地区内の道路整備を行い、歩道の拡幅、段差の解消、電線類の地中化を行うことで、観光施設を巡る観光客等の回遊性を高めると共に、だれもが安全・安心で自由・快適に移動できる歩行環境の改善を図ることができる。 これらのことから、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p> <p>(市道和多見天神橋線) 市道和多見天神橋線は、JR松江駅から宍道湖方面を結ぶ市街地の幹線道路に接続する道路であり、沿線には風情ある寺院が密集する区域内道路でもある。まち歩き観光を促進する本市として歩道の拡幅、段差の解消、電線類の地中化を行うことで、観光客や市民の回遊性を高めると共に、だれもが安全・安心で自由・快適に移動できる歩行環境の改善を図ることができる。 これらのことから、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 地域活力基盤創造交付金</p> <p>●実施期間 H17年度～H21年度</p>	

<p>●事業名 松江圏都市計画道路事業 3.3.30号城山北公園線</p> <p>●事業内容 既存道路の拡幅による街路整備事業</p> <p>●実施期間 H15年度～ H27年度</p>	<p>島根県</p>	<p>都市計画道路城山北公園線は、内循環道路を構成する主要な幹線道路と位置付けている。この道路は中心市街地へのアクセスを向上させ渋滞を緩和するとともに、通過交通を市街地の中心部から排除することで、安全な歩行空間を創出することができる。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>●実施時期 H15年度～ H27年度</p>	
<p>●事業名 松江圏都市計画道路事業 3.4.14号松江停車場白潟線</p> <p>●事業内容 既存道路の拡幅による街路事業</p> <p>●実施期間 H5年度～ H20年度</p>	<p>島根県</p>	<p>都市計画道路松江停車場白潟線は、JR松江駅と都市計画道路袖師大手前線を結ぶ幹線道路である。中心部の渋滞緩和と国際文化観光都市の表通りとしての拡幅整備によって、人と車が安全・快適に通行できるようになるとともに、魅力ある街並み形成と、にぎわいのある街の再生を図ることができる。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 街路事業</p> <p>●実施時期 H5年度～ H20年度</p>	
<p>●事業名 松江圏都市計画道路事業 7.6.4号鉄道南沿線</p> <p>●事業内容 駅周辺の回遊性を考慮した街路事業</p> <p>●実施期間 H13年度～ H25年度</p>	<p>松江市</p>	<p>都市計画道路鉄道南沿線は、JR松江駅の南口に位置し、JRの高架で長区間分断される街区の回遊性を高めるとともに、良好な歩行空間を確保することにより賑わいの創出を図ることができる。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>●実施時期 H13年度～ H25年度</p>	
<p>●事業名 わが町自慢</p>	<p>松江市</p>	<p>市民との協働により地域のお宝を発掘し、公民館毎の「まち歩きマップ」を</p>	<p>●支援措置 社会資本整備</p>	

発掘プロジェクト ●事業内容 まち歩きマップ作成 ●実施期間 H22年度～ H25年度		作成するもの。 これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。	総合交付金 (道路事業) ●実施時期 H22年度～ H25年度	
●事業名 旧城下町地区街並み環境整備事業 ●事業内容 道路美化、小公園の整備、生活環境施設の整備、住宅の修景等 H23年度～ H26年度	松江市	歴史まちづくり法の認定を受け、旧城下町エリアを対象に歴史的な風情の感じられる景観整備を行うもの。 これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業) ●実施時期 H23年度～ H26年度	
●事業名 興雲閣解体修理・活用検討事業 ●事業内容 興雲閣の解体修理及び活用を検討 ●実施期間 H23年度～ H26年度	松江市	明治期に迎賓館として建築された文化財の今後の活用を検討することは、国際文化観光都市である本市の重要な事業に位置づけられる。 これらのことから、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。	●支援措置 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業) ●実施時期 H23年度～ H26年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 史跡松江城石垣修理事業	松江市	本市のシンボルであり、市民の憩いの場である松江城は長い年月による老朽化から石垣の崩壊の危険性があり、歴史的・文化的な価値を損なうことなく、保	●支援措置 史跡等保存修理事業 ●実施時期	

<p>●事業内容 史跡松江城の石垣保存修理に伴う事業</p> <p>●実施期間 H13年度～ H25年度</p>		<p>存修理することは、国際文化観光都市である本市の重要な事業に位置づけられる。</p> <p>これらのことから、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p> <div data-bbox="612 450 1002 741" data-label="Image"> </div>	<p>H13年度～ H25年度</p>	
<p>●事業名 史跡松江城整備事業</p> <p>●事業内容 堀川沿いの護岸整備と車椅子通行者のための舗装整備・車椅子階段昇降機の導入</p> <p>●実施期間 H13年度～ H25年度</p>	<p>松江市</p>	<p>歴史的・文化的な価値を損なうことなく、堀川沿いの倒木防止のため護岸整備を行い城山の自然を守ること、また車椅子通行者のための土系舗装化や車椅子階段昇降機の導入を行うことは、国際文化観光都市である本市の重要な事業に位置づけられる。</p> <p>これらのことから、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 史跡等保存修理事業</p> <p>●実施時期 H13年度～ H25年度</p>	

<p>●事業名 歴史資料館整備事業</p> <p>●事業内容 地域の歴史資料の調査・研究、収集・保存、展示機能を備えた資料館建設事業</p> <p>●実施期間 H15年度～ H22年度</p>	<p>松江市</p>	<p>先人が築いてきた松江の歴史と文化を学ぶ施設として歴史資料館を開設することにより、現代の暮らしのあり方を改めて見つめ直し、その経験と知恵を活かして豊かな市民生活のあるべき姿を展望することができる。</p> <p>また、周辺の街並み整備と連携して北殿町の新たなまちづくりの拠点として中心市街地の活性化に寄与する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 電源立地地域対策交付金事業</p> <p>●実施時期 H15年度～ H22年度</p>	
--	------------	--	--	--



(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 観光案内誘導板整備事業</p> <p>●事業内容 観光案内板の整備、サインシステムの整備</p> <p>●実施期間 H22年度</p>	<p>松江市</p>	<p>小泉八雲来松 120 周年を機会に、八雲にちなんだ市内ゆかりの地 13 ヶ所に案内板を設置する。あわせて既存のサインシステムを見直し、整備中の松江歴史館に伴う情報追加や、新たな観光資源発掘に伴う案内板追加を行う。</p> <p>これらのことから、観光客の利便性の向上とまち歩き観光の促進を図る。</p>	<p>●支援措置 おもてなし観光地魅力向上事業費 県補助金</p> <p>●実施時期 H22年度</p>	

<p>●事業名 伝統美観地区への補助事業</p> <p>●事業内容 伝統美観地区の景観を保全するために補助を行う</p> <p>●実施期間 S48年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>観光客で賑わう松江城のお堀周辺の伝統美観地区の景観を保全することが必要である。</p> <p>景観を保全するために、塀などの修繕等に対して補助金を交付し、良好な街並みを保存する。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p> 		
<p>●事業名 まち歩き促進</p> <p>●事業内容 JR 松江駅から松江サティの間の歩行空間改善の検討</p> <p>●実施期間 H24年度までに実施</p>	<p>松江市</p>	<p>JR 松江駅から松江サティの間の歩行者通行量が多いものの、歩道が未整備である。</p> <p>歩行空間の改善等、動線の検討を行い、歩行者の安全性を確保し、賑わいの創出や沿線の商業開発も促す。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 まち歩き観光環境整備事業</p> <p>●事業内容 まち歩き観光の誘導による回遊性の確保</p> <p>●実施期間 H23年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>松江開府400年祭記念博覧会の開催に合わせて13のまち歩きコースを新たに設定して環境を整備し、まち歩き観光による中心市街地への集客を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

<p>●事業名 景観形成区域の指定による住環境の維持向上</p> <p>●事業内容 良好な居住環境の確保を行う</p> <p>●実施期間 H24 年度までに実施</p>	<p>松江市</p>	<p>石橋町、北堀町、奥谷町を景観形成上重要な地域にすることで、良好な居住環境を確保する。</p> <p>北堀町は 20 年度に景観形成区域指定済みで、石橋町・奥谷町については NPO 法人まつえ・まちづくり塾との協働でワークショップを開催し指定に向けた住民合意を図っている。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 市道殿町中央線舗装修繕事業</p> <p>●事業内容 ・市道殿町中央線の道路修繕（カーアスファルト舗装打ち換え、歩道用平板破損部張替え）</p> <p>L=310m、 W（平均）＝10.8m</p> <p>●実施期間 H22 年度</p>	<p>松江市</p>	<p>カラーアスファルト舗装の打ち換え、歩道用平板の破損部の修繕を行う。</p> <p>南殿町商店街を南北に縦断する本路線は、カラコロ工房や堀川遊覧船乗船場など中心市街地の観光拠点施設に近接し、また、付近では市街地再開発事業の進捗や民間集合住宅の完成により居住人口の増加が見込まれている。</p> <p>老朽化が進む既存道路の補修・修繕により機能回復を図ることで、付近を散策する観光客や商店街への来街者、増加が見込まれる地区内居住者にとって、安心して快適な歩行環境を整備する。</p> <p>これらのことから、観光・交流、近隣集客拠点、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 旧旅籠の改修活用事業</p> <p>●事業内容 旧旅籠の家引き、改修を行い、店舗等に活用するもの</p> <p>●実施期間 H23 年度</p>		<p>旧旅籠の立地する北殿町地区は、松江市の観光拠点から 100m 以内にあり、旧旅籠を改修保存することで、大手前通りから松江城へつながる一連の景観を守ることができる。また、旧旅籠の保存に留まらず、店舗等に活用することで、観光客、市民の賑わいを増やすことに寄与する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の総合病院は、中心市街地内に2施設存在していたが、そのうち1施設が建物の老朽化及び診療機能強化のためのスペース不足から郊外に移転した。当然、近隣の地域の衰退はもちろん、中心市街地への居留意識の低下に拍車をかけると考えられた。

そのような状況下において、近接する商店街の取り組み「お年寄りにやさしいまちづくり」の中で1階に医院、薬局などが入った高齢者向け優良賃貸住宅が完成したことで、郊外の一戸建てから移ってきた人も多いことから、病院の存在が居住条件として大きいことが再認識させられた。

しかしながら、残された1施設についても同様な理由から全面移転の検討がされ、新たな中心市街地の大きな衰退要因として危惧されていたが、病院側の地域医療に対する理解から、現地建て替えが決定し、現在整備中である。

本市の中心市街地では、既に上記総合病院以外の必要な都市福利施設等は、整備されている。

(2) 事業の必要性

総合病院の現地での建替えを行うことは、高齢化率の高い中心市街地の居住者にとって、この上ない安心感を与えるとともに、新たなまちなか居住者の吸引力の一つとして中心市街地の活性化を目指すうえでの重要な事業に位置づけている。

本市の中心市街地では、整備中の総合病院以外の都市福利施設は、既に集積しているため、5年で整備する必要はない。

(3) フォローアップの考え方


フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗調査を行い、事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 母衣町地区暮らし・賑わい再生事業</p> <p>●事業内容 老朽化した松江赤十字病院の現地建替え事業</p> <p>●実施期間 H18年度～H24年度</p>	<p>松江赤十字病院</p>	<p>母衣町地区は、県庁や県民会館などの主要な都市施設に近接しているが空洞化が著しく、居住人口の減少と高齢化の進展に加え隣接地区の核デパートの移転などにより急速な疲弊状況に陥っている。</p> <p>さらに地域の核施設である松江赤十字病院は本館棟が昭和43年に新館棟が昭和55年に建築されて以来築後26年から38年が経過しており老朽化が著しく耐震性に問題がある。このため、現有建物を現地で建替えを行うことで本病院を核とした快適で安心な暮らしの創出、そして賑わいと活力のある中心市街地の形成を図ることができる。</p> <p>このことにより、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p> 	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>●実施時期 H18年度～H24年度</p>	
<p>●事業名 千鳥町ビル再開発事業（千鳥町地区）</p> <p>●事業内容 松江しんじ湖温泉地区の老朽化したビルの建替による住</p>	<p>準備組合</p>	<p>松江しんじ湖温泉地区の老朽化したビルを建替し、新たに店舗のほか、老人ホーム、温浴施設といった都市福利施設を整備する。</p> <p>このように、まちなか居住という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施期間 H23～26年度に実施</p>	

宅の供給 ●実施期間 H23 年度～				
--------------------------	--	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 松江しんじ湖温泉駅周辺整備事業 ●事業内容 松江しんじ湖温泉駅周辺の開発による保育施設及び業務施設整備 ●実施期間 H23 年度～	地権者等	松江しんじ湖温泉駅周辺を開発し、保育施設や業務施設などの施設を整備する。 保育施設など都市福利施設の整備を行うことにより、子育て世代をターゲットとしたまちなか居住の促進と近隣からの集客を図る。 このように、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するのに必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市は、高齢化の進行予測のもと人口定住や高齢者への対応を定め、住宅政策全般にわたる計画として位置づけ、良好な住環境の整備、バリアフリー化の普及、公営住宅の建替え等に取り組んできた。しかし、経済状況が厳しくなっていく中、以前のように積極的な公共投資は困難となっており、より選択と集中の吟味が必要となっている。若者の流出、高齢者世帯の増加、少子化の進行、低未利用地の増加などが問題視されるとともに、安価・優良宅地の供給、自然環境や伝統的街並みへの配慮、安全・安心の確保、高度情報化への対応など、本市の課題や時代の要請に対応した住宅施策の展開が求められている。

(2) 事業の必要性

街なかにおいて、にぎわい創出とコミュニティの再生を図るため、居住者を呼び戻すとともに、高齢者を含むすべての人々が安心して住み続けることができるよう暮らしやすい居住環境の整備や住宅供給を推進するため、市街地再開発による複合施設の整備を行うことは、居住人口の増加や商業機能の強化及びまちなかの賑わい拠点創出の面からも中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えられる。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗調査を行い、事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 千鳥町ビル再開発事業（千鳥町地区）</p> <p>●事業内容 松江しんじ湖温泉地区の老朽化したビルの建替による住宅の供給</p> <p>●実施期間 H23年度～</p>	準備組合	<p>松江しんじ湖温泉地区の老朽化したビルを建替し、新たに店舗のほか、老人ホーム、温浴施設といった都市福利施設を整備する。</p> <p>このように、まちなか居住という目標を達成するのに必要な事業である。</p> <p>【再掲】</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施期間 H23～26年度に実施</p>	
<p>●事業名 松江市情報サービス産業等立地促進補助金</p> <p>●事業内容 市内への企業進出を促進し、雇用機会の拡大を図る</p> <p>●実施期間 H19年度～</p>	松江市	<p>情報サービス産業等のオフィス進出にかかる経費の一部を助成することにより、市内への企業進出を促進し、雇用機会の拡大を図ることで地元若年層やU・Iターン者をはじめとする若者定住を促進することが、まちなか居住人口の減少の抑制や人口増に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 H19年度～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 南殿町地区</p>	南殿町地区市	南殿町地区は、県庁や県民会館などの主要な都市機能に近接するが、空洞化が	●支援措置 社会資本整備	

<p>第1種市街地再開発事業</p> <p>●事業内容 商業、住宅整備の再開発事業</p> <p>●実施期間 H16年度～ H23年度</p>	<p>街地再開発組合</p>	<p>著しく居住人口の減少と高齢化の進展に加え核デパートの移転などにより急速な疲弊状況に陥っている。</p> <p>このような背景のもとで、老朽化した密集地の敷地を共同で利用し商業床や住宅からなる中高層の建築物に建替えることにより快適で安全な街への再生、居住機能の充実を図るとともに、賑わいと活力のある中心市街地を形成することができる。</p> <p>このように、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するのに必要な事業である。</p> <div data-bbox="614 750 997 974" data-label="Image"> </div>	<p>総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施期間 H16年度～ H23年度</p>
<p>●事業名 若者定住促進事業費補助金</p> <p>●事業内容 中心市街地内に若者を定住させるために、家賃助成を行う</p> <p>●実施時期 H20年度～ H25年度</p>	<p>松江市</p>	<p>新婚世帯、UIターン世帯に対し、家賃助成を行う。</p> <p>高齢化の進んでいる中心市街地内に、若者を定住させることにより、高齢化対策と併せ地域コミュニティの活性化が図られるため、本市のまちなか居住促進にとって必要である。</p> <p>このように、まちなか居住という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施期間 H20年度～ H25年度</p>
<p>●事業名 中古木造住宅取得等支援事業補助金</p> <p>●事業内容 市全域に増</p>	<p>松江市</p>	<p>自己居住用に中古住宅を取得する場合に、取得支援を行う。まちなか居住、UIターン者については支援の上乗せを行う。</p> <p>市全域で増加傾向にある空き家の流通・活用の促進、定住人口の増加、住み替えニーズへの対応のため、松江市全域</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施期間</p>

<p>加している 空き家への 居住者を増 やすため に、取得費、 改修費、建 て替え除却 に要する経 費の一部助 成を行う ●実施時期 H21年度～ H24年度 (中心市街 地物件の補 助率引き上 げはH22年 度～)</p>		<p>を対象に中古木造住宅の取得、改修、建 て替え除却に要する経費の一部を補助 している。中心市街地内の物件について 補助率を引き上げることで、まちなか居 住の促進を図る。 このように、まちなか居住という目標 を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>H21年度～ H24年度 (中心市街地 物件の補助率 引き上げは H22年度～)</p>	
<p>●事業名 まちなか住 宅団地整備 補助金 ●事業内容 中心市街地 における良 好な住環境 の創出 ●実施時期 H23年度～ H25年度</p>	<p>松江市</p>	<p>中心市街地において行われる開発行 為は、許可不要の小規模開発行為である ことが多い。 小規模開発行為についても、通常の場合 と同様に公園等公共空間整備が義務 付けられる優良宅地開発行為を選択し た事業者に対し、整備費の一部を支援 し、良好な住環境の創出を図る。 このように、まちなか居住という目標 を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備 総合交付金 (地域住宅計 画に基づく事 業) ●実施期間 H23年度～ H25年度</p>	
<p>●事業名 戸建賃貸住 宅改修支援 事業 ●事業内容 空き家住宅 の解消を図 る ●実施時期 H23年度～ H25年度</p>	<p>松江市</p>	<p>空き家を賃貸住宅として活用するた めの改修に対し、改修費用の一部を支援 する。 また、中心市街地の空き家については 上乘せ支援を行う。 このように、まちなか居住という目標 を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備 総合交付金 (地域住宅計 画に基づく事 業) ●実施期間 H23年度～ H25年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 松江しんじ湖温泉駅周辺整備事業</p> <p>●事業内容 松江しんじ湖温泉駅周辺の開発による保育施設及び業務施設整備</p> <p>●実施期間 H23 年度～</p>	<p>地権者等</p>	<p>松江しんじ湖温泉駅周辺を開発し、保育施設や業務施設などの施設を整備する。</p> <p>保育施設など都市福利施設の整備と業務施設の整備を行うことにより、子育て世代をターゲットとしたまちなか居住の促進と近隣からの集客を図る。</p> <p>このように、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するのに必要な事業である。【再掲】</p>		
<p>●事業名 まちなか居住推進事業</p> <p>●事業内容 中心市街地内に住宅等を建設又は購入する者に対する補助</p> <p>●実施期間 H24 年度までに実施</p>	<p>松江市</p>	<p>歴史・文化に培われた中心市街地のまちなか景観を保ちつつ居住人口の減少を抑え、住み替えや居住の推進のための住宅建設等に対して支援することは、中心市街地の賑わいの創出とコミュニティの再生にとって必要である。</p> <p>また、まちなか居住の啓発等を行うソフト事業を実施することは、まちなか居住を促進するために必要である。</p> <p>このように、まちなか居住という目標を達成するのに必要な事業である。</p>		

<p>●事業名 まちづくり会社等支援事業</p> <p>●事業内容 まちなか居住促進につながるまちづくり会社等の事業に対して支援を行う</p> <p>●実施期間 H20 年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>まちなか居住の促進を図るために、まちづくり会社等がまちなか居住促進につながる事業を実施することに対して支援することは、民間ベースでのまちなか居住の展開を促進する意味で必要である。</p> <p>また、まちづくり会社等による事業展開に対する支援制度であるため、地域が必要としている事業を地域自ら実施することにより、地域主導のまちづくりが可能となる。</p> <p>具体的には、NPO 法人 ASS 松江（アクティブ・シニア・サポート）による空き家を活用したサロン運営や宿泊体験、NPO 法人しまね住まいづくり研究会による空き家見守りサービスの実施などの活動が展開されてきている。</p> <p>このような活動は、まちなか居住という目標を達成するのに必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 訪問型子育てサポート事業</p> <p>●事業内容 子育ての手助けとして一時的な子供の世話を有料で行う</p> <p>●実施期間 H18 年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>核家族化の進展や共働き世帯の増加などにより子育てに不安や負担を感じる家族が増える中、妊娠中や就学前の子育てをしている家庭に市が認定したホームサポーターを有償で派遣し、育児や家事等の支援を行うことは、少子化対策等、まちなか居住人口の増に必要な事業である。</p>		

<p>●事業名 子育て支援 事業</p> <p>●事業内容 子育て支援 のための 様々な事業 を行う。</p> <p>●実施期間 H18年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>核家族化の進展や共働き世帯の増加などにより子育てに不安や負担を感じる家族が増える中、様々な支援が求められている。</p> <p>乳幼児を対象とした公民館乳幼児教室、子供や保護者同士の仲間づくり等を目的とした子育て支援センターのほか、親子で交流する親子サークルやボランティアで子育て支援を行うサポートサークルが活動している。</p> <p>これらの事業を実施又は支援することは、少子化対策等、まちなか居住人口の増に必要な事業である。</p>		
---	------------	--	--	--

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は、人口の減少や高齢化などを背景に、後継者不足や空き地・空き店舗の増加による商業地としての活力低下などの状況が著しく、これまでの社会資本の充実を踏まえ、既存の空き店舗などのストックを活かした商業地づくりが求められている。

また、近年 20 代から 30 代の若い世代の空き店舗出店の相談件数、出店希望者が増加してきており、各商店街に活気が出始めている。

本市における中心市街地の商業機能は、大型店の吸引力で隣接する商店街にも人が集まる形態である。

中心市街地に大型店が立地することは、地域商店街の活性化にもつながり、中心市街地内に大型店舗を誘致することが必要であることから、市内で 1 万㎡以上の大型店が 2 店舗も立地する JR 松江駅周辺の 3 区域を、平成 19 年 10 月に島根県に対して「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」の指定の提案を行い、平成 19 年 12 月に特例区域が決定され平成 20 年 1 月に告示された。今後は、必要がある地域及び大型店舗を誘致する際に、同特例区域の提案を引き続き島根県に対して行っていくものとする。

(2) 事業の必要性

中心市街地の空き店舗や空き床の数を的確に把握し、インターネット等の情報システムにより紹介する事業や、空き店舗への出店者に対する助成は、事業者の商店街への出店意欲を創出するとともに、空洞化が顕著である中心市街地の商店街・商業集積地の空き店舗・空き床を減少させ、商業地としての賑わいの創出及び意欲ある事業者の育成に繋がると考えられる。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置づけた取組みの進捗調査を行い、事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等


該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 まちづくりプロデューサー設置事業</p> <p>●事業内容 中心市街地の運営効果をあげるため、松江市中心市街地活性化協議会事務局にタウンマネージャーを外部から招聘</p> <p>●実施期間 H20年度～</p>	松江商工会議所	<p>効率的な中心市街地活性化を行うため、専門的知識を有しているタウンマネージャーを招致することは重要である。</p> <p>特に、近年本市で民間主体のまちづくり会社が設立され、専門的知識と経験を持つ専門家のサポートが重要であり、また、まちなか居住促進など中心市街地全体のマネジメントが出来るまちづくりプロデューサー(タウンマネージャー)の設置が必要である。</p> <p>これらのことから、観光・交流、近隣集客拠点、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>●実施期間 H21年度～H23年度 (H20年度のみ、中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業)</p>	
<p>●事業名 松江開府400年祭</p> <p>●事業内容 松江開府400年祭基本計画書掲載事業</p> <p>●実施期間 H19年度～H23年度</p>	<p>市民 松江開府400年祭推進協議会 松江市</p>	<p>松江の歴史を活かした“まちづくり”とそれを担う“ひとづくり”を開府400年を出発点として進めるために、平成19年度から5ヵ年にわたる「松江開府400年祭」事業を実施する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 H19年度～H23年度</p>	
<p>●事業名 商店街チャレンジショップ支援事業</p> <p>●事業内容</p>	島根県松江市	<p>新たに商業に取り組もうとする人が中心市街地の空き店舗や空き床を活用し、出店することは、空き店舗対策や商業地の賑わいの創出として必要である。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点と</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 H9年度～</p>	

<p>空き店舗で創業しようとする事業者に対する家賃補助 ●実施期間 H9年度～</p>		<p>いう目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 空き店舗空き床紹介事業 ●事業内容 空き店舗・空き床を減らす目的でインターネット上で情報提供する ●実施時期 H19年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>中心市街地への出店希望のある事業者に対して、空き店舗、空き床の紹介をすることで意欲ある事業者の育成や商業地の賑わいの創出につながると考えられる。 これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施期間 H19年度～</p>	
<p>●事業名 松江水燈路 ●事業内容 明かりイベントなどの運営 ●実施期間 H18年度～</p>	<p>松江市 松江まちづくり株式会社</p>	<p>滞在時間の増加と、夜の観光振興を図るために、毎年秋に堀川周辺で明かりのイベントを行っている。 イベント開催期間は、市民・観光客ともに夜の街を楽しみ、ひいては消費活動の場が広がるため、経済波及効果も大きい。 これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施期間 H18年度～</p>	



<p>●事業名 まつえ暖談食フェスタ</p> <p>●事業内容 まつえ暖談食フェスタの開催</p> <p>●実施期間 H14年度～</p>	<p>まつえ暖談食フェスタ実行委員会</p>	<p>観光客が減る冬場に食をテーマとしたフェスタを全市をあげて開催。</p> <p>JR 松江駅前、こだわり市場、堅町、天神町、南殿町、カラコロ工房で、ごちそう市場を開催し、商店街への集客を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p> 	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 H14年度～</p>
<p>●事業名 松江水郷祭</p> <p>●事業内容 松江水郷祭の開催</p> <p>●実施期間 昭和4年～</p>	<p>松江水郷祭実行委員会</p>	<p>毎年夏の土日に宍道湖周辺で松江水郷祭を開催し、夏の賑わいを創出する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p> 	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 昭和4年～</p>
<p>●事業名 松江祭藝行列</p> <p>●事業内容 松江祭藝行列の開催</p> <p>●実施期間 大正4年～</p>	<p>藝保存会、観光協会 松江市</p>	<p>屋根付の山車屋台に4尺から6尺の藝と呼ばれている太鼓を2台、3台据えて笛・チャンガラの囃しに合わせて打ち鳴らし、子供たちが綱を引ながら10数台で市内中心部を行列し、まちなかに市民や観光客を集客する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 大正4年～</p>

				
<p>●事業名 ホーランエンヤの開催</p> <p>●事業内容 ホーランエンヤを開催する</p> <p>●実施期間 H21 年度</p>	<p>ホーランエンヤ奉賛会、伝統・ホーランエンヤ協賛会</p>	<p>12年に一度実施される日本三大船神事の「ホーランエンヤ」を契機に、観光客を誘致するとともに、中心市街地内の観光交流人口の増加を図る。</p> <p>これらのことから、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p> 	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 H21 年度</p>	
<p>●事業名 松江武者行列</p> <p>●事業内容 松江武者行列の開催</p> <p>●実施期間 H15 年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>松江開府の祖、堀尾吉晴公とその一行が入城する様子を絢爛豪華な時代絵巻として再現する。勇壮な武者や色鮮やかな姫などに扮した毎年 200 人を超える市民が、松江城を目指し市内を練り歩き、まちなかに市民や観光客を集客する。</p> <p>これらのことから、観光・交流、近隣集客拠点、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p> 	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施期間 H15 年度～</p>	

<p>●事業名 水辺の芸術祭事業補助金</p> <p>●事業内容 水辺の芸術祭に対する補助事業</p> <p>●実施期間 H22年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>市内の若者達（松江 100 人委員会）が、松江のイメージである「水」をテーマに企画運営するイベント経費を補助するもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	
<p>●事業名 中心市街地での地域特産品販売支援事業</p> <p>●事業内容 支所管内の食材や伝統食、特産品等を中心市街地で販売する</p> <p>●実施期間 H23年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>7つの支所管内の特色ある食材や伝統食、新規特産品等を中心市街地で販売することでローカル色豊かな松江の魅力を提供するもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H23年度～</p>	
<p>●事業名 松江縁結びイベント神逢月事業</p> <p>●事業内容 松江縁結びイベント神逢月に対する補助事業</p> <p>●実施期間 H24年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>街一帯を出会いの場として開催する松江縁結びイベント神逢月事業に対して補助金を交付することにより、人口減少及び少子高齢化の一因である未婚化、晩婚化の改善、並びに、中心市街地の商業振興及び賑わい創出を図るもの。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H24年度～</p>	
<p>●事業名 松江おでんPR事業</p> <p>●事業内容 「松江おでんサミット」を開催する</p>	<p>松江市</p>	<p>全国のおでんを招致した「おでんサミット」を開催し、松江市のおでんのPRを通じ食文化を全国に発信することにより、観光客の誘客を図るもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	

●実施期間 H22年度～				
●事業名 松江踊り事業 ●事業内容 踊りをテーマにした、市民参加型のイベントを開催する ●実施期間 H23年度～	松江市	<p>松江城周辺において、松江らしい踊りを地域・職場などのグループごとに披露していく。市民が気軽に参加でき、観光誘客イベントとして開催するもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H23年度～	
●事業名 ホーランエンヤ記念館開館記念事業 ●事業内容 ホーランエンヤ記念館の開館を広くPRするためにイベントを開催する ●実施期間 H24年度	松江市	<p>平成21年式年神幸祭やレイルウェイズにより注目を得たホーランエンヤの記念館開館PRを大々的に行うことで、集客につなげるもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H24年度	
●事業名 市民大綱引き大会事業 ●事業内容 市民大綱引き大会に対する補助事業 ●実施期間 H23年度～	松江市	<p>松江大橋において50m競技綱引き及び、白潟公園横において200m大綱引き大会を行う。市民参加型のイベントとして開催し、市民の融合を図るもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 H23年度～	
●事業名 中心市街地活性化協議	松江市	<p>中心市街地活性化に関するノウハウを有し、地元住民や関係者のモチベーションを高められる人材（タウンマネ</p>	●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業	

会事務局支援補助金 ●事業内容 松江市中心市街地活性化協議会事務局に対する補助事業 ●実施期間 H24年度～		ージャー及びサブマネージャー) を雇用する経費の一部を補助することで、民主導のまちづくりをきめ細かく支援し、事業の実現に結びつけるもの。 これらのことから、観光・交流、近隣集客拠点、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。	ト事業 ●実施時期 H24年度～	
--	--	--	------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 アドバイザー派遣事業 ●事業内容 独立行政法人 中小企業基盤整備機構の中心市街地活性化アドバイザー派遣事業ならびにサポート事業を活用 ●実施期間 平成 23 年度～	松江市中心市街地活性化協議会	『中心市街地活性化アドバイザー(商店街)』・『商業活性化アドバイザー』派遣制度により、商店街等に専門家を派遣し、商店街の課題解決、イベント事業などについて商店街等の活性化を図る。	●支援措置 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 ●実施期間 H23 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項


<p>●事業名 第二種大規模小売店舗立地法特例区域制度の活用</p> <p>●事業内容 第二種大規模小売店舗立地法特例区域制度を活用した販いの創出</p> <p>●実施期間 H20年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>平成19年度、大型店が集積しているJR松江駅周辺の3区域について、島根県に対し、「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」指定の提案を行い、現在特例区域に指定されている。</p> <p>今後は、必要がある地域及び大型店舗を誘致する際に、同特例区域の提案を引き続き島根県に対して行っていくものとする。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 伊勢宮界限元気プロジェクト</p> <p>●事業内容 アーケードの建て替え等により、誘客の促進と地域コミュニティの再生を図る。</p> <p>●実施期間 H23年度～</p>	<p>新大橋商店街、(株)伊勢宮界限元気プロジェクト</p>	<p>商店街を「地域コミュニティの担い手」と位置づける地域商店街活性化法の認定を受け、商店街振興組合による老朽化しているアーケードの建て替え等の環境整備及び、まちづくり会社による地域資源を生かしたソフト事業の実施により、誘客の促進と地域コミュニティの再生を図る。</p> <p>このように、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 地域商店街活性化法認定（活力向上補助金）</p> <p>●実施期間 H23年度～H25年度</p>	


<p>●事業名 中央通商店街並み再生事業</p> <p>●事業内容 アーケード撤去、ファザード整備等により、誘客の促進と地域コミュニティの再生を図る。</p> <p>●実施期間 H23年度～</p>	<p>中央通商店街</p>	<p>中央通商店街の老朽化しているアーケードを撤去し、統一感のあるファザードの創出等の環境整備および空き店舗を活用した地域に貢献するソフト事業の実施により、誘客の促進と地域コミュニティの再生を図る。</p> <p>このように、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するのに必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 活力向上補助金</p> <p>●実施期間 H23 年度～</p>	
---	---------------	---	---	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 島根大学旧奥谷宿舎修復活用事業</p> <p>●事業内容 島根大学旧奥谷宿舎を修復し、大学だけでなく地域にも開かれた施設として有効活用する。</p> <p>●実施期間 H20 年度～ H21 年度まで</p>	<p>島根大学</p>	<p>国の有形登録文化財である島根大学旧奥谷宿舎を大正13年に建築された当時の姿に修復して、大学だけでなく地域にも開かれた施設として活用する。</p> <p>具体的には、修復後、大学にゆかりのある著名な外国人教師と学生たちとのエピソードや地域住民との間に日常的に行われていた異文化交流にスポットを当て、これを顕彰するとともに、公開講座の開催等、地域にも開かれた施設として有効活用を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		



<p>●事業名 (仮称)宍道湖しじみ館整備事業</p> <p>●事業内容 松江の特産の「宍道湖のしじみ」を「味わう」「買う」「体験する」「知る」「とる」が一箇所で体験出来るようにしじみ館を設置する</p> <p>●実施期間 H20年度</p>	<p>協同組合 松江名産センター</p>	<p>松江しんじ湖温泉内の「松江名産センター」に左記コンセプトの施設を整備し、観光客及び市民の集客の拠点とする。</p> <p>運営に当たっては、宍道湖に関わる多様な関係者による協議会を設置し魅力的な運営を行い、新しい観光スポットとする。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p> 		
<p>●事業名 (仮称)宍道湖しじみ館イベント事業</p> <p>●事業内容 松江の特産の「宍道湖のしじみ」を「味わう」「買う」「体験する」「知る」「とる」が一箇所で体験出来るようにしじみ館を設置し、「しじみ」の情報発信としじみ関連商品の販売の拡大を図っていく。</p> <p>●実施期間 H21年度～</p>	<p>協同組合 松江名産センター</p>	<p>松江しんじ湖温泉内に設置される「(仮称)宍道湖しじみ館」で、松江の特産品である「しじみ」の情報発信と、しじみ関連商品の販売の拡大を図る。特に、しじみを中心とした「食」や「商品」の充実化を図り、しじみに特化した戦略を展開する。</p> <p>主なターゲットは観光客であるが、地元の方が行かない施設については、観光客も訪れないことから、集客イベント等については、観光客、市民両方が参加できるイベントの実施も検討する。</p> <p>平成21年度以降は、集客や回遊性を向上させるためのイベントを計画し実施する予定。</p> <p>なお、観光施設、旅館、行政等との連携により、温泉街の回遊性の向上や、周辺観光地との連携によるまち歩き観光等の促進も図っていくもの。</p> <p>また、松江を舞台とする、平成20年度後期のNHK朝の連続ドラマ小説「だんだん」の主人公がしじみ漁師の娘であることから、ドラマとの相乗効果により、同館を松江の観光スポットの定</p>		

H23 年度		<p>番とするために、各種イベント、商品開発、宣伝 PR 等を行っていく。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 松江サティ連携事業</p> <p>●事業内容 松江サティとの連携事業を行う</p> <p>●実施期間 H23 年度～</p>	<p>松江市 松江サティ</p>	<p>松江サティの増築・増床計画にあわせて、中心市街地で最も集客力のある松江サティと地域との連携を強化し、中心市街地の集客施設の核としていくもの。</p> <p>地域との連携としては、商店街との共通ポイントカードを使った相互連携の強化を行う。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p> 		
<p>●事業名 イルミネーションの整備</p> <p>●事業内容 イルミネーション事業を開催</p> <p>●実施期間 H24 年度までに実施</p>	<p>NPO 松江 ツーリズム研究会</p>	<p>カラコロ工房等において、クリスマスにあわせてイルミネーション事業を開催し、賑わいを創出する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 カラコロ祭り ●事業内容 カラコロ祭りの実施 ●実施期間 H14年度～ 	実行委員会	<p>カラコロエリアにて道路や施設を活用したカラコロ祭りを南殿町商店会、京店商店会を中心とした実行委員会にて春と秋に実施する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 ライブハウスを活用した賑わい創出事業 ●事業内容 ポートピア松江の地下を活用したライブハウスを核とした賑わい創出 ●実施期間 H18年度～ 	松江駅本通り商店街 松江商工会議所	<p>松江駅本通り沿いの集客施設であるポートピア松江の地下を活用したライブハウスを核施設とした賑わい創出事業を展開し、ライブをきっかけに来街者の増加を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 お湯かけ地蔵祭り ●事業内容 お湯かけ地蔵祭りの開催 ●実施期間 昭和49年度～ 	松江しんじ湖温泉振興協議会	<p>松江しんじ湖温泉で毎年8月24日にお湯かけ地蔵祭りを開催し、観光客及び市民の利用の促進により温泉街の振興を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 天神市 ●事業内容 天神市の開催 ●実施期間 H11年度～ 	天神町商店街	<p>天神町商店街で、毎月25日に天神市を開催し、商店街振興を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●事業名 	カラコロ	毎月第2日曜日に少子高齢化に対応		

<p>松江京店・カラコロ coccolo Sunday</p> <p>●事業内容 松江京店・カラコロ coccolo Sunday の開催</p> <p>●実施期間 H19 年度～</p>	<p>COCOLO SUNDAY 実行委員会</p>	<p>し、主にファミリー層を対象としたイベント等を開催することにより中心市街地の再生を目指すと共に、未来を担う子供が健やかに安心して過ごせるまちづくりを行う。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 まち歩き観光の促進</p> <p>●事業内容 歴史の魅力により、人を集めたり、まち歩き観光の促進を図る</p> <p>●実施期間 H22 年度～ H23 年度</p>	<p>地元(商店街、町内会等) 観光協会 松江市</p>	<p>「松江開府 400 年記念博覧会」として薪能の上演など 400 のプログラムを市内各所で開催する。中心市街地にある歴史の魅力を伝えることにより、中心市街地に人を集めたり、中心市街地の魅力をまち歩き観光として促進させることにより、中心市街地内の交流人口の増加を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 スポーツバーを活用した賑わい創出事業</p> <p>●事業内容 ポートピア松江の地下を活用したスポーツバーを核とした賑わい創出</p> <p>●実施期間 H22 年度～</p>	<p>松江だんだんスタジアム</p>	<p>松江駅本通り沿いの集客施設であるポートピア松江の地下を活用したスポーツバーを核施設とした賑わい創出事業を展開し、地元プロバスケットボールチーム「スサノオマジック」等と協働してスポーツ愛好者の来街者増加を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

<p>●事業名 まちなか大学祭</p> <p>●事業内容 春の新生 歓迎祭のま ちなかへの 誘致</p> <p>●実施期間 H21年度～</p>	<p>まちなか 大学祭実 行委員会</p>	<p>中心市街地の賑わいを創出するため、島根大学、松江工業高等専門学校、松江商業高校、松江農林高校等が、学生の企画運営による大学祭を殿町エリアを会場として開催する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 殿町クリエ イティブ事 業</p> <p>●事業内容 学生による 文化活動等 のまちなか への誘致</p> <p>●実施期間 H21年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校の学生が行う文化活動等に対し中心市街地にある殿町ギャラリーの活用を働きかけ、学生をまちなかに誘導するとともに、中心市街地の賑わいを創出する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 高校生トノ マチトライ 事業</p> <p>●事業内容 高校生をま ちなかへ誘 導</p> <p>●実施期間 H21年度～</p>	<p>松江市</p>	<p>市内高校と連携し、殿町・京店エリアにおいて「まちなか教室」、「商売繁盛トライ」などの活動を行うことにより、学生に中心市街地の魅力を知ってもらうと同時に若者の来街による賑わいの創出を図る。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 セントパト リックデー</p> <p>●事業内容 小泉八雲に 因んだまちな かの賑わ い創出</p> <p>●実施期間 H19年度～</p>	<p>セント・パ トリック ス・デイ・ パレード in Matsue 実行委員 会</p>	<p>松江を愛した明治の文豪小泉八雲に因み、アイルランドの聖人セント・パトリックの命日を記念して世界各地で開催されるパレードを城山周辺～殿町・京店エリアで開催する。</p> <p>緑の仮装コンテスト、アイリッシュパブなど街がアイルランド一色となる催しである。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

<p>●事業名 市民レガッタ</p> <p>●事業内容 水都らしさを活かした賑わいの創出</p> <p>●実施期間 S59年度～</p>	松江市民レガッタ実行委員会	<p>毎年夏の2日間、全国的にも稀な中心市街地をコースとした大会が開催され、大勢の市民で賑わう。</p> <p>今日では市民レベルの大会として全国でも例をみない多数の参加を誇る大会に発展し、夏の風物詩として広く市民に愛されている。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 源助地蔵祭り</p> <p>●事業内容 交流促進と地域コミュニティの再生を創出</p> <p>●実施期間 毎年秋</p>	松江本町商店街(協)	<p>大橋南詰周辺地域で、龍覚寺に祀ってある地蔵様を公園に移し、法要、御詠歌などの供養をするとともに、商店街でイベント等を行う。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 聖徳太子祭り</p> <p>●事業内容 交流促進と地域コミュニティの再生を創出</p> <p>●実施期間 夏</p>	タテ町商店街(協)	<p>商店街内にある信楽寺に安置してある聖徳太子像を商店街が近隣集客拠点として毎年7月25日に境内を使ってまつりを実施する。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 青空市場</p> <p>●事業内容 交流促進と地域コミュニティの再生を創出</p> <p>●実施期間</p>	生き生き青空市実行委員会	<p>道路や施設を利用した生き生き青空市場を中央通商店街、松江テルサ、松江シャミネ、こだわり市場、一畑百貨店を中心とした実行委員会で実施。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

毎年春・秋				
<p>●事業名 寺町緑地整備事業</p> <p>●事業内容 芝生の観光バス駐車場を整備</p> <p>●実施期間 H22年度</p>	松江市	<p>歴史的資源が豊富で、橋南市街地の中央に位置する寺町に、まち歩き観光促進のため芝生の観光バス駐車場を整備するもの。</p> <p>これらのことから、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 買い物ビジネス参入支援事業</p> <p>●事業内容 買い物支援制度の研究構築</p> <p>●実施期間 H23年度～</p>	松江市	<p>「買い物弱者」の解消を図るため、H25年度を目標として松江発の新たな「買い物支援制度」を研究構築するもの。</p> <p>これらのことから、まちなか居住という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 島根スサノオマジック支援事業</p> <p>●事業内容 島根スサノオマジックを支援</p> <p>●実施期間 H22年度～ H24年度</p>	松江市	<p>小中学生を試合に招待するなど、市民を挙げてBJリーグチームの盛り上げ支援を行うもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 宍道湖水質改善研究事業</p> <p>●事業内容 宍道湖水質改善の研究及び実験を</p>	松江市	<p>松江特有の地域資源である宍道湖の水質改善及び漁獲高回復に向けて、具体的な実験を行い事業化を検討するもの。</p> <p>これらのことから、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

行う ●実施期間 H21年度～ H23年度				
●事業名 嫁ヶ島活用 事業 ●事業内容 嫁ヶ島活用 事業に対す る補助事業 ●実施期間 H24年度～	松江市	嫁ヶ島の管理を行っているNPO法人水の都プロジェクト協議会の嫁ヶ島の観光活用に資する事業の経費に対して補助を行うもの。 これらのことから、観光・交流という目標を達成するために必要な事業である。		

■ 松江市開府 400 年祭事業（事業カレンダー）

年	月	事業名	備考
20	8	●園山俊二デビュー50周年記念事業 ●松江郷土館特別展事業	2008
	9	●松江的ジャポニズム「お城・お菓子・だんだん縁遊会」 ●開府の径ウォーク ●松江城薪能の夕べ ●映画村まつえ ●松江郷土館特別展事業	
	10	●松江的ジャポニズム「お城・お菓子・だんだん縁遊会」 ●「光のページェント」松江新光絵巻 ●民謡民舞島根交流大会開催事業 ●松江郷土館特別展事業	
	11	●松江的ジャポニズム「お城・お菓子・だんだん縁遊会」 ●松江郷土館特別展事業	
21	3	●地域伝統芸能祭開催事業 ●小泉八雲賞事業	2009
	通年	●松江ゆかりの地を巡る旅 ●松江きもの都（まち）プロジェクト ●学生・生徒・児童が見た松江の魅力 ●おでん都市松江づくり ●へるんさん子ども学芸員育成事業 ●松江開府 400 年祭プロモーション事業	
	他	●宝塚歌劇松江公演開催事業（秋） ●松江藩ゆかりの江戸の地巡り（時期未定）	
21		●城下町文化サミット	2009
22		●おでん都市松江 全国おでんサミット	2010
23		●松江開府 400 年祭記念博覧会 宝探しゲーム in 松江 城下町松江まち歩き 地域通貨発行	2011
		[開催期間を通して行う事業] ●松江ゆかりの地を巡る旅 ●松江きもの都（まち）プロジェクト ●学生・生徒・児童が見た松江の魅力	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

（1）現状分析

本市の主要な公共交通機関としては、バスがあるが、モータリゼーションの進展にあわせ、利用者に対する利便性の不足などから利用者は減少している。

バスについては、松江市交通局および民間バス事業者と協調し、JR 松江駅のバスターミナル機能の向上、バスカードシステム・バスロケーションシステムの導入や市民の理解と協力を促し、ノーマイカー通勤運動等の施策の推進を図っているものの不採算路線を中心として路線の廃止や減便が続いており、さらにバス利用客の減少を招く結果となっている。

市民の日常生活の移動手段を確保するためには、公共交通を維持する必要がある為、行政は財政的支援を、バス事業者は運行経費の削減などに取り組んできたが、これにも限界がある。今後は、路線再編や利用促進の新たな取り組みとして、地域にある交通資源の特性を踏まえ、効率的に組み合わせて運行する等、公共交通を持続可能な社会システムとすることが、特に重要になると考えられる。

既に本市では、平成18年度に『誰もが安心して、やさしく移動できるまち・松江』を目標に松江市公共交通体系整備計画を策定し、各種事業展開を実施しており、その基本的な考え方は、次の5点である。

- ① バスを中心に公共交通網を整備する
- ② 自動車との共存・調和を図る
- ③ 市民とともに考え、育む
- ④ 交通事業者はまちづくりのパートナー
- ⑤ 公共交通のまちづくりに責任をもつ

具体的な展開としては、次の視点から事業を行う必要がある。

【地域内公共交通の整備】

中心市街地エリアを全て歩いてまわることは不可能であるため、高齢者対応も含め、バス等による効果的な公共交通の整備が必要である。

【地域間公共交通ネットワークの構築】

鉄道（JR、一畑電鉄）との連携を強化する。パークアンドライドの実現等を考慮すると、中心市街地の縁辺部にいくつかの交通ターミナル機能が必要である。また、ターミナル間の空き駐車場台数情報の交換などのネットワーク化に取り組む必要がある。

【まち歩きの促進】

各エリアが歩くことを前提とするまちづくりを進めると共に、各エリア間の連担により、多様なまち歩きコースを設定する。歩いていくことのできる距離毎に、目印となる拠点施設を設置することも有効である。

（2）事業の必要性

市民10,000人アンケートによれば、「バスが必要」との回答がほとんどであるように、高齢者、日常の買い物、通院、生徒・学生の通学には、バスは欠かせない交通手段である。

また、都市機能をコンパクトに集積させた中心市街地において、できるだけ自家用車を排除し、公共交通を利用促進することは、地球環境の保全、観光の振興、交通安全などの視点からも重要である。

人口減少・少子高齢化の到来に対応した、歩いて暮らせる生活空間を実現するためには、公共交通機関の利便性を増進することが必要である。

(3) フォローアップの考え方

公共交通体系整備実施計画を着実に実行させ、継続的な改善・見直しを図るため、毎年度末に取組みの進捗調査を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 Ruby City Matsue Project</p> <p>●事業内容 Ruby City Matsue Project の実施</p> <p>●実施期間 H19年度～</p>	<p>開発者・研究者 起業家 大学・高専 しまねOSS協議会 松江市</p>	<p>松江発のプログラミング言語である「Ruby」を核としたプロジェクトを、開発交流プラザを拠点に展開し、「Ruby」のメッカとして新たな地域ブランド創生と、IT産業の振興を目指す。</p> <p>また、オープンソースソフトウェア(OSS)の研究・開発・交流のために設置した「開発交流プラザ」を核として、新ブランド創生と起業・雇用創出を目指す。</p> <p>こうした取り組みにより、松江市は「RUBYのメッカ」という認知度が高まり、結果として22年末で新たに18社のソフト産業立地が実現されている。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客拠点という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

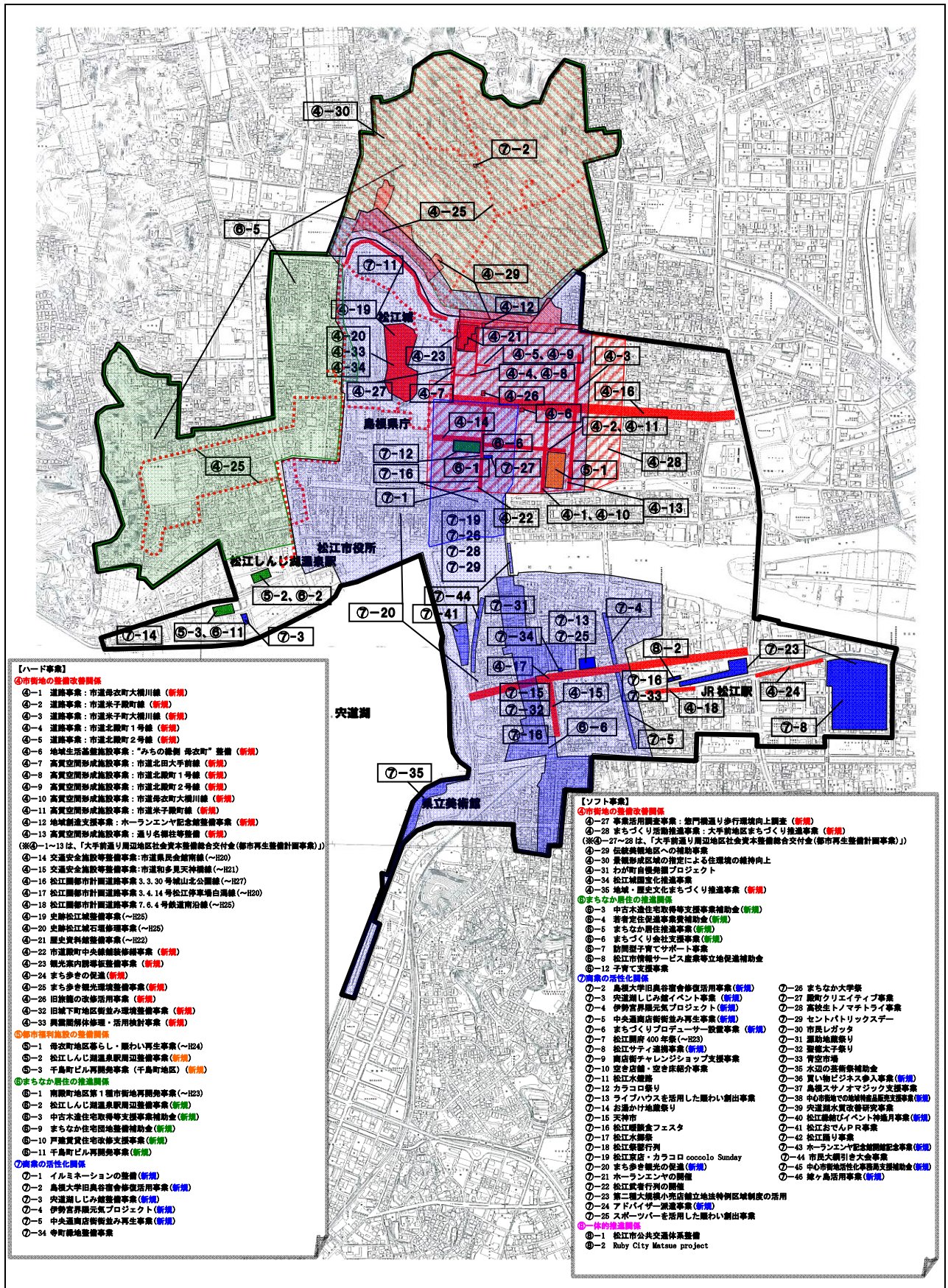
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 松江市公共交通体系整備</p> <p>●事業内容 松江市公共交通体系整備計画の事業</p> <p>●実施期間 H17 年度～</p>	<p>松江市公共交通の事業主体者</p>	<p>公共交通機関を、最も基本的な日常生活を支える移動手段（本市の場合は主にバス）として確保・維持していくため、「公共交通体系整備計画策定委員会」において、整備計画を策定・実施することは、公共交通機関の利便性の増進が図れ、中心市街地の目標である、歩いて暮らせる生活空間の実現を図るものである。</p> <p>また高齢化の進展により公共交通の重要性が一段と高まることから、人と環境にやさしい LRT（次世代型路面電車システム）の導入に向けた交通社会実験を実施する。</p> <p>これらのことから、まちなか居住、近隣集客という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

図32 事業実施箇所図



- 【ハード事業】**
- ④市街地の整備改善関係**
- ④-1 道路事業：市道母交町大福川線（新規）
 - ④-2 道路事業：市道米子殿町線（新規）
 - ④-3 道路事業：市道米子町大福川線（新規）
 - ④-4 道路事業：市道北殿町1号線（新規）
 - ④-5 道路事業：市道北殿町2号線（新規）
 - ④-6 地域生活基盤整備事業：“みちの縁側 母交町”整備（新規）
 - ④-7 高質空間形成施設事業：市道北田大手前線（新規）
 - ④-8 高質空間形成施設事業：市道北殿町1号線（新規）
 - ④-9 高質空間形成施設事業：市道北殿町2号線（新規）
 - ④-10 高質空間形成施設事業：市道母交町大福川線（新規）
 - ④-11 高質空間形成施設事業：市道米子殿町線（新規）
 - ④-12 地域創生支援事業：ホーランエンヤ記念館整備事業（新規）
 - ④-13 高質空間形成施設事業：通り名標柱等整備（新規）
- (※④-1～13は、「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)」)
- ④-14 交通安全施設等整備事業：市道東民会館南線(～H20)
 - ④-15 交通安全施設等整備事業：市道和多見天神線(～H21)
 - ④-16 松江県都市計画道路事業 3.30号城山北公園線(～H27)
 - ④-17 松江県都市計画道路事業 3.4.14号松江停車場白鳥線(～H20)
 - ④-18 松江県都市計画道路事業 7.5.4号松江南泊線(～H25)
 - ④-19 史跡松江城整備事業(～H25)
 - ④-20 史跡松江城石垣修理事業(～H25)
 - ④-21 歴史資料館整備事業(～H22)
 - ④-22 市道殿町中央線舗装修繕事業（新規）
 - ④-23 観光案内所等整備事業（新規）
 - ④-24 まち歩き促進（新規）
 - ④-25 まち歩き観光環境整備事業（新規）
 - ④-26 旧店舗の改修活用事業（新規）
 - ④-27 旧城下町地区街並み環境整備事業（新規）
 - ④-28 興業関係修繕・活用検討事業（新規）
- ⑤都市福利施設の整備関係**
- ⑤-1 母交町地区暮らし・賑わい再生事業(～H24)
 - ⑤-2 松江しんじ湖温泉駅周辺整備事業（新規）
 - ⑤-3 千鳥町ビル再開発事業（千鳥町地区）（新規）
- ⑥まちなか居住の推進関係**
- ⑥-1 南殿町地区暮らし・賑わい再生事業(～H23)
 - ⑥-2 松江しんじ湖温泉駅周辺整備事業（新規）
 - ⑥-3 中古木造住宅取得等支援事業補助金（新規）
 - ⑥-4 まちなか住宅団地整備補助金（新規）
 - ⑥-5 戸籍貫貫住宅改修支援事業（新規）
 - ⑥-6 千鳥町ビル再開発事業（新規）
- ⑦商業の活性化関係**
- ⑦-1 イルミネーションの整備（新規）
 - ⑦-2 鳥居大学旧農畜舎修繕活用事業（新規）
 - ⑦-3 穴道湖しんじ湖温泉駅周辺整備事業（新規）
 - ⑦-4 伊勢町界隈活性化プロジェクト（新規）
 - ⑦-5 中央通商店街街並み再生事業（新規）
 - ⑦-6 寺町地区整備事業

- 【ソフト事業】**
- ④市街地の整備改善関係**
- ④-27 事業活用調査事業：部門横断り歩行環境向上調査（新規）
 - ④-28 まちづくり推進協議会：大手前地区まちづくり推進事業（新規）
- (※④-27～28は、「大手前通り周辺地区社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)」)
- ④-29 伝統美観地区への補助事業
 - ④-30 景観形成区域の指定による住環境の維持向上
 - ④-31 わが町自慢地産プロジェクト
 - ④-34 松江城活性化推進事業
 - ④-35 地域・歴史文化をまちづくり推進事業（新規）
- ⑤まちなか居住の推進関係**
- ⑤-3 中古木造住宅取得等支援事業補助金（新規）
 - ⑤-4 若者定住促進事業費補助金（新規）
 - ⑤-5 まちなか居住推進事業（新規）
 - ⑤-6 まちづくり会社支援事業（新規）
 - ⑤-7 訪問子育てサポート事業
 - ⑤-8 松江市情報サービス産業等立地促進補助金
 - ⑤-12 子育て支援事業
- ⑦商業の活性化関係**
- ⑦-2 鳥居大学旧農畜舎修繕活用事業（新規）
 - ⑦-3 穴道湖しんじ湖温泉駅周辺整備事業（新規）
 - ⑦-4 伊勢町界隈活性化プロジェクト（新規）
 - ⑦-5 中央通商店街街並み再生事業（新規）
 - ⑦-6 まちづくりプロデューサー設置事業（新規）
 - ⑦-7 松江開港400年祭(～H23)
 - ⑦-8 松江サテライト連携事業（新規）
 - ⑦-9 商店街チャレンジショップ支援事業
 - ⑦-10 空き店舗・空き床紹介事業
 - ⑦-11 松江水産祭
 - ⑦-12 カラコロ祭り
 - ⑦-13 ライフハウスを活用した賑わい創出事業
 - ⑦-14 お湯かけ地蔵祭り
 - ⑦-15 天神市
 - ⑦-16 松江開港フェスタ
 - ⑦-17 松江水産祭
 - ⑦-18 松江駅行列
 - ⑦-19 松江駅・カラコロ coccolò Sunday
 - ⑦-20 まち歩き観光の促進（新規）
 - ⑦-21 ホーランエンヤの開催
 - ⑦-22 松江駅行列の開催
 - ⑦-23 第二種大規模小売店舗立地法特別区域制度の活用
 - ⑦-24 アドバイザー派遣事業（新規）
 - ⑦-25 スポーツバーを活用した賑わい創出事業
- ⑦-26 まちなか大学祭
 - ⑦-27 町内クリエイティブ事業
 - ⑦-28 高校生/ノマドクリエイター事業
 - ⑦-29 セントパトリックデー
 - ⑦-30 市原レガタ
 - ⑦-31 運動地蔵祭り
 - ⑦-32 運動女子祭り
 - ⑦-33 青空市場
 - ⑦-34 水産物の寄贈補助金
 - ⑦-35 水産物の寄贈補助金
 - ⑦-36 買い物ビジネス参入事業（新規）
 - ⑦-37 農産物サロメジック支援事業
 - ⑦-38 中心市街地での地域特産品販売支援事業（新規）
 - ⑦-39 穴道湖水質改善研究事業
 - ⑦-40 松江基礎イベント神楽舟月夜祭（新規）
 - ⑦-41 松江おでんPR事業
 - ⑦-42 松江祭り事業
 - ⑦-43 ホーランエンヤ記念開港100周年記念事業（新規）
 - ⑦-44 市民大綱引き大会事業
 - ⑦-45 中心市街地活性化事業費補助金（新規）
 - ⑦-46 船くま島活用事業（新規）
- ⑧一体的推進関係**
- ⑧-1 松江市公共交通体系整備
 - ⑧-2 Ruby City Matsue project

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 担当課

都市計画部 市街地整備課 中心市街地係 5人
中心市街地対策協議会、中心市街地検討委員会、幹事会の事務局。

(2) 松江市中心市街地対策協議会

松江市中心市街地活性化基本計画の策定及び、基本計画に基づく各種事業の円滑な推進を図ることを目的として設置。(平成18年設置)

構成：委員20名、アドバイザー2名

松江市中心市街地対策協議会委員名簿（平成18年度）

役 職	氏 名	所 属（役職）
会 長	作野 広和	島根大学教育学部 助教授
副会長	柴田 久美子	市民活動関係者
委 員	熱田 幹裕	松江商工会議所 常務理事
委 員	安喰 哲哉	山陰合同銀行 地域振興部 地域プロジェクト支援グループ グループ長
委 員	泉 彬	松江商店会連合会 会長
委 員	井ノ上 知子	市民活動関係者
委 員	小汀 泰久	松江商工会議所 中心市街地活性化委員会 委員長
委 員	勝谷 哲也	松江しんじ湖温泉振興協議会 会長
委 員	門脇 誉	市民公募
委 員	古志 勝俊	松江まちづくり株式会社 代表取締役社長
委 員	鈴木 真人	日本政策投資銀行松江事務所 所長
委 員	高橋 一清	松江観光協会 観光文化プロデューサー
委 員	高橋 憲二	島根女子短期大学教授
委 員	高橋 与志男	島根県商工労働部経営支援課 課長
委 員	仲田 武史	山陰中央新報地域振興室 室長
委 員	中村 寿男	協同組合 松江天神町商店街 理事長
委 員	福間 恭子	市民公募
委 員	三笹 修正	(社) 島根県旅客自動車協会 専務理事
委 員	三枝 明代	市民活動関係者
委 員	山崎 良美	島根県土木部都市計画課 課長
アドバイザー	横森 豊雄	宮城大学大学院 教授
アドバイザー	毎熊 浩一	島根大学法文学部 助教授

松江市中心市街地対策協議会委員名簿（平成19年度）

役職	氏名	所属（役職）
会長	作野 広和	島根大学教育学部 助教授
副会長	柴田 久美子	市民活動関係者
委員	熱田 幹裕	松江商工会議所 常務理事
委員	安喰 哲哉	山陰合同銀行 地域振興部 地域プロジェクト支援グループ グループ長
委員	泉 彬	松江商店会連合会 会長
委員	板垣 良典 (※H19.7～)	(社) 島根県旅客自動車協会 専務理事
委員	井ノ上 知子	市民活動関係者
委員	小汀 泰久	松江商工会議所 中心市街地活性化委員会 委員長
委員	勝谷 哲也	松江しんじ湖温泉振興協議会 会長
委員	門脇 誉	市民公募
委員	古志 勝俊	松江まちづくり株式会社 代表取締役社長
委員	鈴木 真人 (※～H19.6)	日本政策投資銀行松江事務所 所長
委員	高橋 一清	松江観光協会 観光文化プロデューサー
委員	高橋 孝治	島根県商工労働部経営支援課 課長
委員	仲田 武史	山陰中央新報地域振興室 室長
委員	中村 寿男	協同組合 松江天神町商店街 理事長
委員	福間 恭子	市民公募
委員	三笹 修正 (※～H19.6)	(社) 島根県旅客自動車協会 専務理事
委員	林 秀樹	島根県土木部都市計画課 課長
アドバイザー	横森 豊雄	宮城大学大学院 教授
アドバイザー	毎熊 浩一	島根大学法文学部 助教授

(3) 中心市街地検討委員会

庁内の意思決定機関で、幹事会で検討された事項や対策協議会からの提案の意思決定を行う。(平成 18 年設置)

中心市街地検討委員会名簿

役 職	職 名	
委員長	助 役	
副委員長	都市計画部長	
副委員長	産業経済部長	
委 員	市長室長	健康福祉部長
	総務部長	環境保全部長
	財政部長	建設部長
	観光振興部長	副教育長
	市民部長	

(4) 中心市街地検討委員会幹事会

関連各課の課長クラスで構成、中心市街地活性化基本計画の素案の作成や行政が実施主体となる基本計画事業の関係部局間の調整・情報収集・検討・協議を行う。(平成 18 年設置)

中心市街地検討委員会幹事会名簿

役 職	職 名	
幹 事 長	市街地整備課長	
副幹事長	商工課長	
幹 事	政策企画課長	環境保全課長
	定住地域振興課長	都市計画課長
	大橋川治水事業推進課長	都市景観課長
	総務課長	建築指導課長
	男女共同参画課長	公園緑地課長
	財政課長	管理課長
	固定資産税課長	土木課長
	観光企画課長	建築課長
	市民活動推進課長	教育総務課長
保健福祉課長	生涯学習課長	

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 松江市中心市街地活性化協議会の概要

基本計画、認定基本計画、特定民間中心市街地活性化事業計画に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項に係る協議、並びに調査、研究及び調整活動を行う。(平成18年12月7日設置)

松江商工会議所、中心市街地整備推進機構、松江市、法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者、その他協議会において特に必要があると認める者で構成する。

構成：23名（その他オブザーバー5名）

規約等については、同協議会のホームページに掲載 <http://www.matsue.jp/chushin/>

松江市中心市街地活性化協議会 委員

役 職	構成員団体名
会 長	松江商工会議所 会頭
副会長	島根大学法文学部 助教授
委 員	松江まちづくり株式会社 代表取締役
	NPO法人 松江ツーリズム研究会 理事
	松江商店会連合会 会長
	協同組合松江天神町商店街 理事長
	タテ町商店街協同組合 理事長
	カラコロにぎわい創出委員会 座長
	松江しんじ湖温泉振興協議会 会長
	松江商工会議所中心市街地活性化委員会 委員長
	社会福祉法人桑友 理事
	社団法人島根県旅客自動車協会 専務理事
	一畑電気鉄道株式会社 専務取締役
	株式会社山陰中央新報社 営業部専門委員
	株式会社山陰合同銀行 地域振興部長
	株式会社山陰経済経営研究所 地域振興部長
	松江市町内会・自治会連合会 理事
	松江市 都市計画部長
	松江市 産業経済部長
	中心市街地整備推進機構(財)松江市観光開発公社 専務理事
	松江商工会議所 副会頭
	松江商工会議所 専務理事
松江商工会議所 常務理事	

松江市中心市街地活性化協議会 オブザーバー

役 職	機関名
	中国経済産業局 産業部長
	国土交通省松江国道事務所 所長
	島根県商工労働部 経営支援課長
	島根県松江県土整備事務所 所長
	松江警察署 署長

(2) 協議会からの意見

松江市中心市街地活性化協議会からは、本基本計画に対し、次のように、意見書が提出されている。

平成20年5月27日

松江市長 松浦正敬様

松江市中心市街地活性化協議会
会長 丸磐根

松江市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

市整第210号により意見照会のありましたことについて、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、「松江市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書を別紙の通り提出いたします。

松江市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地は、その地域の歴史的・地理的状況を背景に、文化や伝統をはぐくみ、居住、公益（教育、医療、行政等）、産業（商工業等）の各種の機能を担い、様々な社会資本が蓄積された市町村の中心です。同時に、中心市街地は、人々が集い語り、共に助け楽しみ、住民が人間らしい温かい生活を実現するコミュニティとして重要な存在であり、その活性化は地域全体の消長や人々の生活を左右する重要な課題といえます。

今回松江市より示されました基本方針「住んでよし、訪れてよしの“松江らしい”まちづくり」は、湖水と歴史と文化の薫る精神性の高い国際文化観光都市“松江”がめざすべき将来像として一同が望むものであります。

特に、城下町エリアを中心として蓄積された歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資本などを有効活用し、「観光・交流」と「まちなか居住」を推進し、「集客拠点での賑わいを創出」という基本目標は、中心市街地の活性化に大きく寄与するものとして評価できます。

以上のことに加え、この「基本計画」は、松江市と本協議会が緊密な連携のもと、数次に渡る検討・協議を経た上でまとめたものであり、その内容におおむね同意するものであります。

ただし、まちづくり事業の遂行においては、以下の点につきましても特段の配慮をいただきたくお願いします。

1. タウンマネージャーの採用による事務局機能の強化

「基本計画」を着実かつ効果的に進めていくためには、本協議会事務局機能の強化が必要です。そのためにも事業全体を構想し、企画立案、事業者間の調整などを協力的に進めるタウンマネージャーの設置に松江市の協力をお願いします。

2. 事業の進捗管理とデータの収集

松江市、本協議会そして事業者の三者には、事業計画の進捗状況や目標指標の達成状況等についてのフォローアップ等が求められます。そのためにも、必要な情報の収集やデータの分析に松江市の協力をお願いします。

3. 新規事業の掘り起こし

今回の「基本計画」作成作業の中で、将来事業化に結びつきそうな萌芽を多数見つけることができました。本協議会としてはそれらを事業化すべく努力してまいりますので、事業化のあかつきには基本計画の修正等に松江市の協力をお願いします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 住民ニーズなどの客観的分析

1) 基本計画の策定にあたっては、次の主なアンケート調査、ヒアリング等の結果を参考とした

① 松江市総合計画 市民アンケート（まちづくりアンケート）

調査期間：平成 18 年 3 月

調査対象：松江市在住で 18 歳以上の市民から無作為に 10,000 人を抽出

調査方法：郵送(配布・回収)による、無記名式。

回収率：回収数 5,850 件(回収率 58.5%)

② 松江市総合計画 中学生アンケート調査

調査時期：平成 18 年 6 月

調査対象：松江市内の中学校に通学する中学 3 年生全員 2,061 名を対象

調査方法：各中学校に配布、中学校を通じて回収。無記名式。

回収率：回収数 1,910 件(回収率 92.7%)

③ 平成 17 年度中心市街地活性化支援業務市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業 まちかどアンケート

●中心市街地の来街者アンケート調査(回答者を「中心市街地来街者」という)

調査時期：平成 17 年 9 月

調査対象：中心市街地に来街した 20 歳以上の男女

(殿町山陰中央ビル前、殿町今井書店前、末次本町京店商店街の来街者)

調査方法：調査員による街頭面接アンケート調査

回答者数：313 件

●郊外拠点の来街者アンケート調査(回答者を「郊外拠点来街者」という)

調査時期：平成 17 年 9 月

調査対象：郊外に来街した 20 歳以上の男女

(田和山町今井書店グループセンター店前の来街者)

調査方法：調査員による街頭面接アンケート調査

回答者数：107 件

④ 市民意見交換会：松江市中心市街地対策協議会実施（平成 19 年 1 月）

⑤ 商店会意見交換会：松江市中心市街地対策協議会実施（平成 19 年 1 月）

- ⑥ まちづくり関係者との意見交換会：平成 18 年度中心市街地活性化支援業務市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業で実施（平成 18 年 12 月）

2) 基本計画に対する市民意見

- ① 松江市中心市街地活性化基本計画のテーマ案、コンセプト案、区域案について
実施期間：平成 19 年 3 月 1 日～平成 19 年 3 月 16 日
実施方法：ホームページ。本庁情報公開室。支所行政資料コーナーにて公開。
郵便、電子メール、FAX で意見を公募した。
結 果：意見、問合せ件数ともに 0 件であった。
- ② 松江市中心市街地活性化基本計画案について
実施期間：平成 20 年 3 月 20 日～平成 20 年 3 月 26 日
実施方法：ホームページ、本庁情報公開室、支所行政資料コーナーにて公開。
郵便、電子メール、FAX で意見を公募した。
結 果：寄せられた意見（1 人：2 項目）

事業計画案については、再度平成 20 年 3 月 20 日から平成 20 年 3 月 26 日まで、パブリックコメントを実施し、その結果を基本計画に反映又は参考とした。

(2) まちづくり会社、大学などとの連携

1) まちづくり会社

中心市街地内には、松江まちづくり株式会社、合同会社だんだんまちづくり会社の 2 社が設立され、それぞれの地域でまちづくりを実施している。

このまちづくり会社は、出資が全て民間資金であることが特徴であり、地域密着型のまちづくり会社となっている。

松江まちづくり株式会社は、平成 17 年度に設立し、松江市殿町にある老舗旅館「蓬萊荘」を松江の奥座敷としてリニューアルさせ旅館から飲食業に業種を変え、そこから出る収益をまちづくりに活かしていく手法でまちづくり会社を運営している。

特に蓬萊荘を拠点として周辺部のまち歩き観光の促進も行い、まちの回遊性確保に力を入れている。市民からの出資も募り利益が出ても配当せずまちづくりに資金を当てるといった先進的な経営を行っている。

合同会社だんだんまちづくり会社は、平成 18 年度に天神町、堅町、寺町、白潟本町などの方が中心となり出資し、設立したまちづくり会社であり、主にまちづくりのプランニングを行っている。

中心市街地活性化を実施するうえで、これらまちづくり会社との連携を強化していく。

2) 島根大学との連携

島根大学と市との連携により、総合科目のなかに「松江のまちづくり」という講座を開講しており、人材育成と言う観点から引き続き講義を継続していく。

天神町商店街の一角に、島根大学白潟サロンが設置されており、勉強会や講演会の活動が主に行われ、大学と市民とのまちづくりの拠点施設となっている。

今後、これらサロンの事業と連携し、中心市街地活性化を行っていく。

(3) 市民会議の設立

総合的なまちづくりを行いかつ、適切なPDCAサイクルの運用を行うために、市民主導のまちづくり会議を設置し、総合的なまちづくりの実施を行っていく。

中心市街地の活性化は、市民と行政が一体となって事業展開していく必要があり、この中心的役割を本市民会議が受け持つとともに、活性化協議会、対策協議会との連携を図りながら、市民活動としてのまちづくりを図っていく。

なお、街の健康診断でもある、まちドックなどについても、実施している団体等と調整を図りながら、適切なPDCAサイクルの運用が出来るように体制整備をしていく。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

本市は、平成 17 年 3 月 31 日に 1 市 6 町 1 村と合併し、新松江市となった。

そのため、本基本計画の上位計画に当たる松江市総合計画は平成 19 年 9 月に策定され、松江市都市計画マスタープランは平成 20 年 3 月に策定された。

松江市都市計画マスタープランでは、中心市街地の拠点性を生かした集積型の都市づくりを行うとともに、地域の生活を支える地域拠点のまちづくりを併行的に推進し、これらを有機的にネットワーク化した「拠点連携型の都市構造」の構築を目指すことにより、中心市街地に都市機能の集積を図り、中心市街地の活性化を図っていくものとしている。

[2] 都市計画手法の活用

【準工業地域における大規模集客施設の立地制限】

本市では、コンパクトに集積した都市構造実現のために、大規模集客施設の適正立地が必要であると考え、全ての準工業地域において、大規模集客施設（床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの）の立地を制限するため、特別用途地区を指定し、「大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」を平成 19 年 9 月議会にて条例を制定し、同年 10 月 17 日より施行している。

[特別用途地区の都市計画決定の内容]

地区の名称 : 大規模集客施設制限地区

適用区域 : 全ての準工業地域 (約 232 ha)

松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)特別用途地区 約 163ha

宍道都市計画(松江国際文化観光都市建設計画)特別用途地区 約 69ha

告示日 : 平成 19 年 8 月 3 日

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 松江赤十字病院の現地建替

松江赤十字病院は、中心市街地に立地しており、老朽化に伴い、現地での建て替えを行うこととなった。

本病院は、医療施設としてだけでなく、毎日多くの患者、見舞いの方、職員など多くの人が行き交うことにより、中心市街地の活性化に寄与している。

本市の基本計画においても、病院の建て替えにあわせて周辺の歩道整備を実施し、都市機能の充実化を図ることとしている。

(2) 旧一畑百貨店跡地の活用

平成 10 年に JR 松江駅前に同百貨店が移転して以来、南殿町の人通りの減少、南殿町商店街の衰退などを招いていた。

本基本計画においては、跡地利用について、松江城という観光拠点にも近い同地の特徴を活かし、憩いの場となる森、店舗機能、駐車場機能、バスターミナル機能を有する「憩いの空間」を「憩いの森」として整備し、既存ストックを活用した潤いのある都市空間を整備する。

(3) 公共施設の立地状況

島根県の中心として、国、県の機関が集中しており、県民会館、県立図書館など県立の文化施設などが多く集まっている。

また、総合病院としては、松江赤十字病院が立地し、現在開業しながらの現地建て替えを行っている。

現在、中心市街地内にある主な公共施設の中心市街地から郊外への移転計画は無い。

表 18 中心市街地内の主な公共施設

区 分	施設名称	
公共施設	市役所(本館、別館)	
	県庁(本庁舎、分庁舎)	
	県警本部	
	松江中央郵便局	
	松江地方合同庁舎	
	松江テルサ(松江勤労者総合福祉センター)	
	松江オープンソースラボ	
	文化・スポーツ施設	県立図書館
		県立武道館
		県民会館
県立美術館		
物産観光館		
医療・福祉施設	松江赤十字病院	
	松江福祉センター	
	しまね社会保険センター	
	白潟保育所	
	松江ナザレン保育所	
	しらゆり千鳥保育園	
	嵩見保育所	
	しらとり保育所	
教育施設	市立松江第一中学校	
	市立内中原小学校	
	市立内中原幼稚園	
	県立松江北高校	
	暁の星幼稚園	

(4) 大規模集客施設の立地状況

松江市内の 1,000 m²以上の大規模小売店舗数は、34 店舗あり、うち 5,000 m²以上は、7 店舗、10,000 m²以上は、2 店舗となっている。

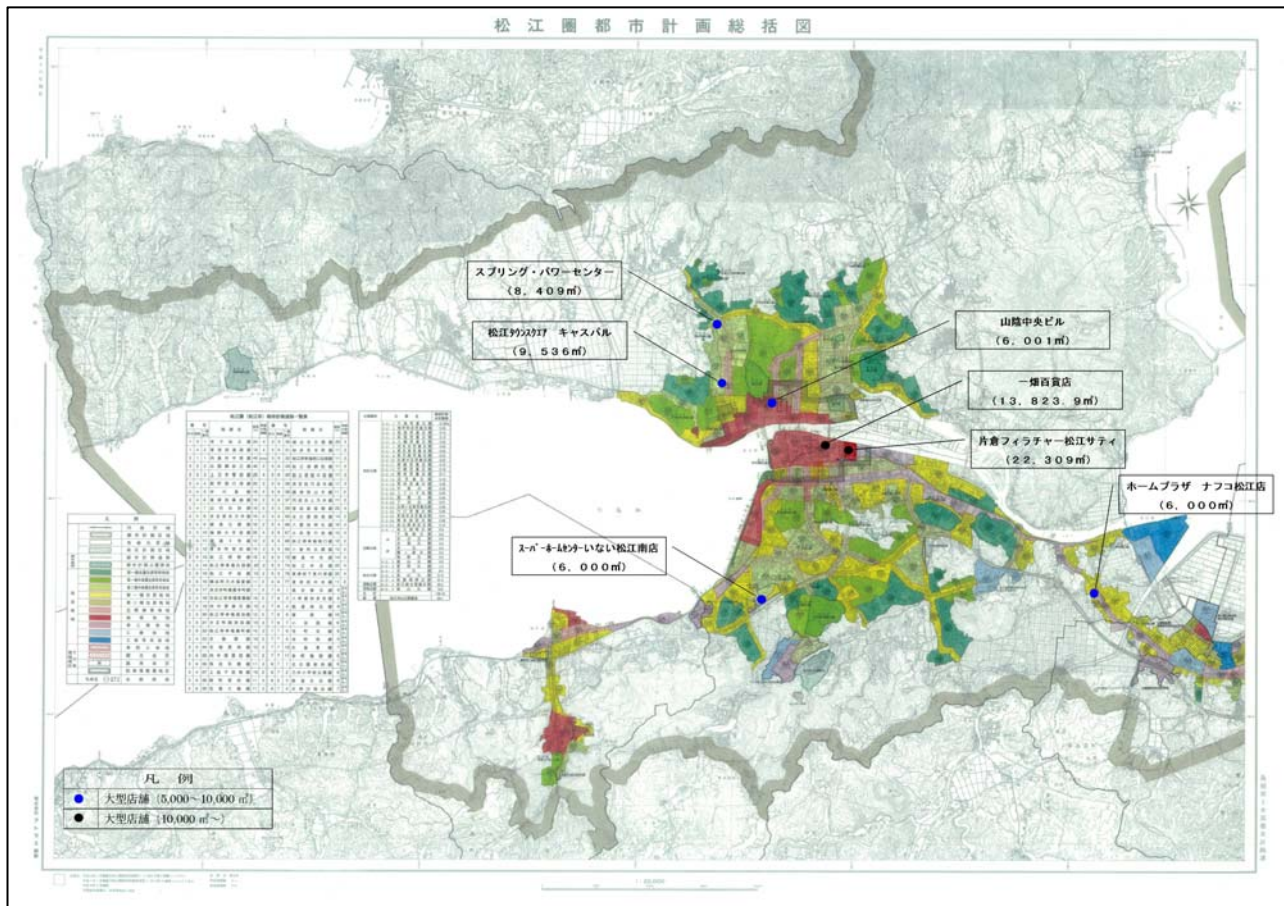
大規模小売店舗は、中心市街地の外側に多く位置しているが、本市の特徴としては、市内に 10,000 m²以上の店舗が 2 店舗あるが、その 2 店舗とも中心市街地に立地している。

また、5,000 m²～10,000 m²までは、市内に5店舗あり、そのうち山陰中央ビルの1店舗だけが中心市街地に位置している。

表19 店舗面積5,000m²以上の店舗一覧

		建物の概要			業態 (参考)	開店年・月	店舗面積 (m ²)	備考
		大規模小売店舗の名称	所在地	設置者名				
松江市	1	山陰中央ビル	松江市殿町130、383	株中央ビル、一畑電気鉄道株	スーパー等	1982年9月	6,001.00	(旧ツインタウンー畑)
	2	スプリング・パワーセンター (みしまや春日店、いない春日店)	松江市黒田町85-1	有みしまや、憐いない	スーパー・ホームセンター	1981年2月	8,409.00	
	3	松江タウンスクエア キャスバル	松江市黒田町427番地	(協)松江ショッピングプラザ	スーパー/専門店	1981年11月	9,536.00	
	4	一畑百貨店	松江市朝日町661番地	株松江ターミナルパート	百貨店	1981年5月	13,823.90	(旧ビノ)
	5	片倉フィラチャー(松江サティ)	松江市東朝日町151番地	片倉工業株	スーパー	1994年5月	22,309.00	
	6	スーパーホームセンターいない松江南店	乃木福富12街区	憐いない	ホームセンター	2003年11月	6,000.00	
	7	ホームプラザナフコ松江店	松江市竹矢町1850-15	株ナフコ	ホームセンター	2000年12月	6,000.00	

図 33 大型店の立地状況(店舗面積 5,000 m²以上)



[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能集約のための施設整備として下記の事業を進めていく。

(1) 都市機能の集積のための事業等

1. 市街地の整備改善のための事業
 - ・大手前通り周辺地区都市再生整備事業
 - ・歴史資料館整備事業
 - ・まち明かり推進事業
2. 都市福利施設を整備する事業
 - ・母衣町地区暮らし・賑わい再生事業
 - ・まちなか居住推進事業
3. 居住環境の向上のための事業
 - ・南殿町地区第一種市街地再開発事業
4. 商業の活性化のための事業及び措置
 - ・大規模小売店舗立地法の特例区域の指定の要請
 - ・商店街チャレンジショップ支援事業
 - ・空き店舗、空き床紹介事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本市の基本計画に掲げる事業のうちソフト事業、特に人が主役である事業に対しては、人材育成、市民参加のまちづくり市民会議など「人づくり」「組織づくり」などが重要な役割を果たしていくこととなる。これら「人」と市街地改善等のハード整備事業とが両輪で真っ直ぐに走れるよう、総合調整しながら事業展開をしていくこととなる。

この客観的判断の一つとして、市民により平成18年度に実施された、街の人間ドックである、「まちドック」とも連携を図りながら、各種事業のフォローアップも検討していく。

また、基本計画に掲げる事業を進める上で、事業アイデアを具体化し実現に向けたスキームを作ることのできる、または、アドバイスできる人材としてタウンマネージャーの存在が重要であるため、平成20年度より中心市街地活性化協議会にまちづくりプロデューサーを設置し、まちづくり会社やまちづくり団体での人材育成や、事業の効率的な実施を行っていく。

中心市街地では、手続きを簡素化する目的で島根県の特区認定を受け、天神町商店街では天神市を、京店商店街では、カラコロ coccolo Sunday が実施されている。

① 天神市

天神町商店街では、天神町商店街の活性化のため、当初「お年寄りに優しいまちづくり」をキーワードにまちづくりが行われ、現在では「人にやさしいまちづくり」として積極的にまちづくりがされている。

その一環で、平成11年度より毎月25日に「天神市」が開催され毎月多くの人で賑わっている。

お年寄りに優しいまちづくりというイメージから、色々な人にやさしいということで、近年では、子供たちの体験学習の場ともなっている。

② カラコロ coccolo Sunday

京店商店街では、子育て世代をターゲットにまちづくりをしたいとのコンセプトで、子育て世代を商店街が支援できるようなイベントとして平成19年度より毎月第二日曜日を coccolo Sunday として、「京店カラコロ coccolo Sunday」を実施している。

開催回数を重ねるたびに子供たちが多くイベントに参加するようになり、定着してきている。

なお、coccolo とは、島根県が実施している子育て支援事業の名称である。

③ 殿町

殿町では、明かりを切り口としたまちづくりの推進として、平成15年度に都市再生モデル調査を実施した。

内容は、殿町周辺に周辺環境にマッチした明かりをともし、観光客、市民が夜の街を散策することにより活性化を図るもので、「松江水燈路」として実験を行い、現在では毎年秋に実施する松江のイベントの一つとして定着してきた。この「松江水燈路」は、今後とも引き続き実施し地域の活性化を行うものである。

④ 松江しんじ湖温泉

松江しんじ湖温泉においては、旅館組合、町内会的役割を担っている振興協議会などと旅行関係の専門家とで委員会を設置し、平成16年度に「都市再生モデル調査」を実施し、松江しんじ湖温泉地区のまちづくり構想案を策定した。

現在では、その構想案である「そぞろ歩きの楽しめる」をキーワードに、今後ともまちづくりを進めていくこととしている。

[2] 都市計画との調和等

総合計画、都市計画マスタープラン等関連する計画との整合性について

(1) 松江市総合計画（平成19年9月策定）

「市の中心部は、松江城を中心として、観光施設や市役所・県庁をはじめとする官公庁や事業所が集積し、宍道湖・中海圏域の中核機能を担う役割を果たしていますが、店舗や住宅が郊外に流出し、空洞化による人口の減少と高齢化が進んでいます。

今後は、「まちなか居住」「近隣からの集客拠点」「観光・交流」という3つの視点により、歴史的な街並みを守りながら、中心市街地の活性化を図っていきます。」と記載されている。

また、基本理念では、「産業の振興を図り、雇用の場の創出や定住を促進して、中心市街地やそれぞれの地域に賑わいや活気があふれるまちづくりをめざします。」と記載されている。

(2) 松江市都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）

都市計画マスタープランでは、中心市街地の活性化について、「計画策定の背景と目的」に、次のように記載されている。

「松江市は、これまで培ってきた水と緑の松江らしさに加え、人にも環境にもやさしく、暮らしやすさを実感できる魅力あるまちづくりが求められています。そのため、中心市街地の拠点性を生かした集積型の都市づくりを行うとともに、地域の生活を支える地域拠点のまちづくりを併行的に推進し、これらを有機的にネットワーク化した「拠点連携型の都市構造」を構築します。」

[3] その他の事項

本市では、恵まれた自然環境を後世に伝えていくために「リサイクル都市日本一」を掲げて、新たに「きれいなまちづくり条例」の制定や、市民と共にごみの減量策や一斉清掃に取り組んでいる。

また、本市の自然環境を残していくために、循環型の社会を構築し、環境負荷の小さい街にしていくように、各種施策を実施している。

(1) ラムサール条約

中心市街地の水辺景観として、宍道湖がラムサール条約に登録されており、これら自然を守ることと併せた、活性化事業の展開を行っていく

(2) リサイクル都市日本一を目指して

リサイクル都市日本一のキャッチフレーズのもと、循環型都市の構築を引き続き進めていく。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心部に機能集約することを目指しているとともに、観光都市松江の顔として魅力を創出していくことを記載していること
	認定の手続	当基本計画は、松江市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成20年5月27日付けで答申を受けている。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域については、中心市街地の要件を満たしている。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市にも市民や多様な関係者を含んだ松江市中心市街地対策協議会を設置し、また市民会議も設置予定であり、多様な関係者による連携・調整は十分行われているとともに、今後もさらに総合的に展開する予定である。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	都市計画マスタープランにおいて、中心市街地の拠点性を生かした集積型の都市づくりを行うこととしている。 また、全ての準工業地域において、大規模集客施設の立地を制限するため、特別用途地区を指定し、「大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例」を平成19年9月議会にて条例を制定し、同年10月17日より施行している。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	各種計画と整合性を図っている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	必要な事業が記載されている。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	合理的に説明されている。

第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ね特定されているが、特定されていないものについて、方向性が示されているため、事業実施に当たり迅速に事業主体が特定できる。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について平成24年度までの計画期間内において、完了もしくは、着手できる見込みがある。